

開催日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（午前9時開場）

開催場所

The Okura Tokyo（オークラ東京）
オークラ プレステージタワー 1階「平安の間」
東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

書面及びインターネット等による
議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時45分

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役賞与の支給の件
- 第6号議案 取締役報酬額の改定の件

第 154 期

定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日 ▶ 2022年3月31日

「スマート行使」と「ネットで招集」で
議決権行使が簡単・便利に



パソコン・スマートフォン・タブレット端末
からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8053/>



住友商事

Enriching lives and the world

証券コード 8053



株主の皆様へ

株主の皆様には平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々やご遺族の皆様には謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患されている方々やいまなお困難な状況におられる方々が一日も早く回復されますよう心よりお祈り申し上げます。

第154期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）定時株主総会を6月24日（金）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

第154期の住友商事グループの現況等及び株主総会の議案につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

2022年6月

代表取締役
社長執行役員 CEO 兵頭 誠之

目 次

■ 株主の皆様へ	1
■ 住友商事グループの経営理念	2
■ 定時株主総会招集ご通知	3
■ 議決権行使についてのご案内	4
■ 株主総会参考書類	6
■ (ご参考) コーポレートガバナンスに対する取組の概要	26
■ (ご参考) 取締役及び監査役の選任基準	30
■ (ご参考) 当社の新たな役員報酬制度の概要	31
■ 事業報告	34
■ (ご参考) 住友商事グループの重要社会課題と長期・中期目標	66
■ 連結計算書類	68
■ 計算書類	71
■ 監査報告書	73

●当日ご出席の方は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

●本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項及び書類につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会社の会計監査人に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」

②連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

●監査役及び会計監査人は、上記当社ウェブサイトに掲載の事項及び書類を含む監査対象書類を監査しています。

●株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて修正後の事項をお知らせいたします。

《 当社ウェブサイト 》

<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock/stmt>

住友商事グループの経営理念

当社は、住友430年の歴史に培われた「住友の事業精神」をもとに、1998年に以下のとおり「経営理念」を制定しました。「経営理念」に示された価値基準をグループ内で共有し、個々の事業活動において実践することで、常に変化を先取りして新たな価値を創造し、広く社会に貢献するグローバルな企業グループを目指します。

住友商事グループの経営理念

- 健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する。
- 人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする。
- 活力に溢れ、革新を生み出す企業風土を醸成する。

住友の事業精神

当社の「経営理念」の原点である「住友の事業精神」は、住友家初代の住友政友（1585-1652）が商売上の心得を簡潔に説いた「文殊院旨意書」^{もんじゅいんし いがき}の精神を起源とし、430年にわたる長い住友の事業において受け継がれてきた事業経営の理念です。その要諦は、以下の「営業の要旨」に具現化されています。

営業の要旨

- 第一条 我住友の営業は信用を重んじ確実を旨とし以て其の鞏固隆盛を期すべし。
- 第二条 我住友の営業は時勢の変遷理財の得失を計り弛張興廃することあるべしと雖も苟も浮利に趨り軽進すべからず。

第一条では営業における信用・確実の重要性を説き、第二条では社会の変化に素早く的確に対応しながら利潤を追求し、常に事業の刷新を図るという進取の精神を示し、そのうえで、浮利を追うような軽率・粗略な行動を戒めています。ほかに、「住友の事業精神」を伝えるものとして、例えば、「自利利他公私一如」^{じりりたこうしいちにょ}という言葉があります。これは、「住友の事業は、住友自身を利するとともに、国家を利し、社会を利するほどの事業でなければならない」というもので、当社グループの目指すべき企業像に通じるものです。当社グループの根底には、いつの時代でも、目の前の変化に惑わされることなく、「信用・確実」「浮利を追わず」「公利公益」に重きを置きつつ、「進取の精神」をもって変化を先取りしていくという、脈々と受け継がれてきた「住友の事業精神」があります。



文殊院旨意書（1650年頃、初代政友晩年の教え）
（写真提供／住友史料館）

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記により当社第154期定時株主総会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本総会におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、できる限り、当日のご出席を控えて、**書面又は電磁的方法（インターネット等）**によって事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類（6～25ページご参照）をご検討いただき、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権をご行使いただける場合には、**2022年6月23日（木曜日）の午後5時45分まで**にお願い申し上げます。

敬 具

記

日	時	2022年6月24日（金曜日）午前10時（午前9時開場）
場	所	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 The Okura Tokyo（オークラ東京） オークラ プレスステージタワー 1階「平安の間」 （最終ページの会場ご案内略図をご参照ください。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、当社ウェブサイト（https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock）に掲載いたします。）
株主総会の 目的である事項		●報告事項 1. 第154期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第154期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 ●決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款の一部変更の件 第3号議案 取締役11名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 取締役賞与の支給の件 第6号議案 取締役報酬額の改定の件

以 上

<新型コロナウイルス感染症への対応について>

新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止のため、株主の皆様及び当社役職員の安全を考慮して、本総会につきましては以下のとおり対応させていただきますので、事情をご賢察のうえ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ・会場内の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が少なくなる見込みです。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。なお、本総会の様子はライブ配信いたしますので、そちらのご視聴もご検討ください。
- ・ご来場される株主様におかれましては、マスクの着用及び消毒をお願いいたします。消毒液は、会場受付付近にご用意いたします。
- ・会場受付付近に検温装置を設置し、体温の高い株主様には会場への入場をお控えいただきます。
- ・発熱がある等体調のすぐれない方は、当日のご来場をお控えください。
- ・今後の感染状況等により、本総会の運営等に変更が生じる場合がございますので、随時、当社ウェブサイト（<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock>）をご確認ください。

議決権行使 についてのご案内

6ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席される場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2022年6月24日(金曜日)
午前10時
〔午前9時開場〕

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時45分到着分まで

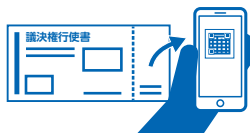


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時45分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

● インターネットによるご行使 ●

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時45分行使分まで

パソコン、スマートフォン又は
携帯電話等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について  **0120-652-031** (9:00~21:00)

その他のご照会  **0120-782-031** (平日9:00~17:00)

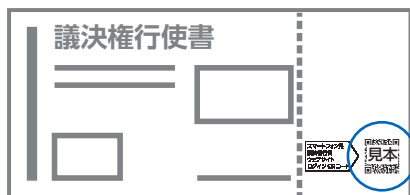
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

●「スマート行使」によるご行使●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード※」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

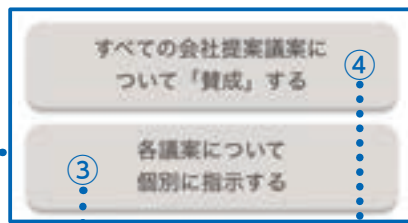


※QRコード※は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



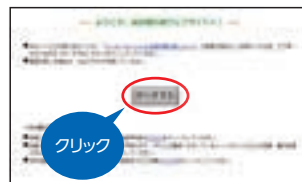
確認画面で
問題なければ
「この内容で
行使する」
ボタンを押して行使完了！

！一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード※を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

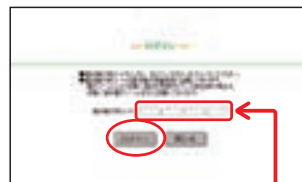
●インターネットによるご行使●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする



議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の配当の件

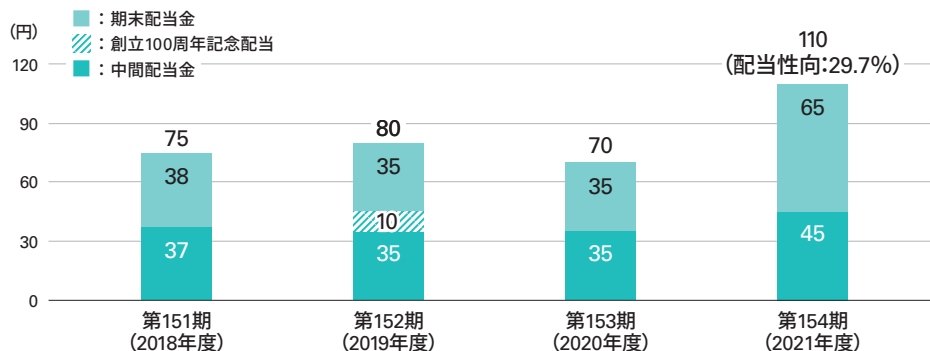
当社は、株主の皆様に対して長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としつつ、中長期的な利益成長による配当額の増加を目指して取り組んでいます。

中期経営計画「SHIFT 2023」において、当期の株主還元方針は、前期の年間配当金と同額の1株当たり70円以上を維持したうえで、連結配当性向30%程度を目安に、基礎的な収益力やキャッシュ・フローの状況等を勘案のうえ、配当額を決定することとしています。

当期の親会社の所有者に帰属する当期利益^(注)が4,637億円となりましたので、上記の株主還元方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株当たり 65円 総額 81,250,299,845円 なお、中間配当金として1株当たり45円をお支払いしていますので、当期の年間配当金は1株当たり110円となります。
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2022年6月27日

(ご参考) 1株当たり配当金の推移



(注)「親会社の所有者に帰属する当期利益」は、住友商事の株主に帰属する純利益を示しています。

定款の一部変更の件

現行の定款の一部を次のとおり変更したいと存じます。

- (1) 2021年6月16日に施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、株主や取締役等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会をいい、以下「バーチャルオンリー株主総会」という。）の開催が可能となりました。

当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、バーチャルオンリー株主総会を開催できるよう、現行定款に第12条第3項を追加するものです。

なお、株主総会の開催方法の決定にあたりましては、開催の都度、取締役会において、株主の皆様の利益や権利の確保に配慮するとともに、その時々为社会情勢を踏まえ、慎重に判断し、決議いたします。

本変更にあたり、経済産業大臣及び法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けています。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の変更を行うものです。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後、これを削除します。

具体的な変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
第12条（招集の時期） ① 定時株主総会は、毎年6月に招集する。 ② 前項のほか、必要があるときは、臨時株主総会を招集する。 (新設) 第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設) (新設)	第12条（招集） ① (現行どおり) ② (現行どおり) ③ <u>株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> (削除) 第15条（電子提供措置等） ① <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u> ② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> 附則 ① <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずる。</u> ② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> ③ <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役11名選任の件

現任の取締役全員（11名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものです。取締役候補者は次のとおりです。

なお、各候補者につきましては、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）の審議を経て、取締役会で決定しています。また、取締役候補者11名のうち5名は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当該候補者5名はいずれも当社が定める「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を満たしています。（取締役及び監査役の選任基準（「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を含む。）については、30ページをご参照ください。）

候補者 番号	氏名				現在の当社における地位・担当	取締役 在任期間	指名・報酬 諮問委員会 委員*6		
1	なか 中	むら 村	くに 邦	はる 晴	再任	取締役会長	13年	○	
2*1	ひょう 兵	どう 頭	まさ 誠	ゆき 之	再任	代表取締役 社長執行役員 CEO	4年*5	○	
3*1	なん 南	ぶ 部	とし 智	かず 一	再任	代表取締役 副社長執行役員 CDO*2 (メディア・デジタル事業部門および生活・不動産 事業部門管掌)	3年	—	
4*1	せい 清	しま 島	たか 隆	ゆき 之	再任	代表取締役 専務執行役員 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO*3	3年	—	
5*1	もろ 諸	おか 岡	れい 礼	じ 二	新任	専務執行役員 コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFO	—	—	
6*1	ひがし 東	の 野	ひろ 博	かず 一	新任	常務執行役員 コーポレート部門 企画担当役員 CSO・CIO*4	—	—	
7	いし 石	だ 田	こう 浩	じ 二	再任 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役	5年	○	
8	いわ 岩	た 田	き 喜	み 美	え 枝	再任 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役	4年	◎
9	やま 山	ざき 崎		ひさし 恒	再任 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役	4年	—	
10	い 井	で 手	あき 明	こ 子	再任 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役	2年	—	
11	み 御	たち 立	たか 尚	し 資	新任 独立役員 社外取締役候補者	—	—	○	

- (注) 1. *1は、本議案が承認された場合、本総会終結後の取締役会において代表取締役に選定する予定の候補者です。
2. *2 CDO：Chief Digital Officer
3. *3 CAO：Chief Administration Officer、CCO：Chief Compliance Officer
4. *4 CSO：Chief Strategy Officer、CIO：Chief Information Officer
5. *5 兵頭誠之氏は、上記のほか、2016年6月から2017年6月までの1年間、当社取締役に在任していました。
6. *6 指名・報酬諮問委員会の委員は、本議案が承認された場合に予定しているものです（○は委員、◎は委員長を示します）。同委員会の構成は、委員5名のうち3名が社外取締役となります。



候補者番号

1

なかむらくに はる
中村 邦 晴

再任

生年月日	2021年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1950年8月28日生	22回中22回（100%）	13年（本総会終結時）
	2021年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	7回中7回（100%）	165,700株

略歴、地位及び担当

1974年 4月	当社入社	2017年 4月	代表取締役社長 CEO
2009年 6月	代表取締役 専務執行役員	2017年 6月	代表取締役 社長執行役員 CEO
2012年 4月	代表取締役 副社長執行役員	2018年 4月	代表取締役会長
2012年 6月	代表取締役社長	2018年 6月	取締役会長（現職）

重要な兼職の状況

日本電気株式会社 社外取締役
信越化学工業株式会社 社外取締役

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に自動車関連事業に携わり、コーポレート・コーディネーティンググループ長、資源・化学品事業部門長等を経て、2012年から2018年3月まで代表取締役社長 CEO・代表取締役 社長執行役員 CEOを務め、2018年から取締役会長として取締役会の議長を務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

2

ひょう どう まさ ゆ き
兵 頭 誠 之

再任

生年月日	2021年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1959年6月26日生	22回中22回（100%）	4年（本総会終結時）（*）
	2021年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	7回中7回（100%）	92,900株

略歴、地位及び担当

1984年 4月	当社入社	2018年 4月	社長執行役員 CEO
2016年 6月	代表取締役 常務執行役員	2018年 6月	代表取締役 社長執行役員 CEO
2017年 4月	代表取締役 専務執行役員		（現職）
2017年 6月	専務執行役員		

（*）兵頭誠之氏は、上記のほか、2016年6月から2017年6月までの1年間、当社取締役に在任していました。

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に電力インフラ関連事業に携わり、インドネシア住友商會社社長、経営企画部長、環境・インフラ事業部門長等を経て、2018年から代表取締役 社長執行役員 CEOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 3 南 部 智 一

再 任

生年月日	2021年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1959年1月21日生	22回中22回（100%）	3年（本総会終結時）
		所有する当社株式数
		72,300株

略歴、地位及び担当

1982年 4月	当社入社	2019年 6月	代表取締役 専務執行役員
2012年 4月	執行役員	2020年 4月	代表取締役 副社長執行役員 メディア・デジタル事業部門長 CDO
2015年 4月	常務執行役員	2022年 4月	代表取締役 副社長執行役員 CDO (メディア・デジタル事業部門および 生活・不動産事業部門管掌) (現職)
2017年 4月	専務執行役員		

取締役候補者としての理由等

入社以来、国内外で主に金属関連事業に携わり、鋼管本部長、米州住友商會社社長、メディア・デジタル事業部門長 CDO等を経て、現在は代表取締役 副社長執行役員 CDO（メディア・デジタル事業部門および生活・不動産事業部門管掌）を務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 4 清 島 隆 之

再 任

生年月日	2021年度における取締役会への出席状況	取締役在任期間
1962年1月1日生	22回中22回（100%）	3年（本総会終結時）
		所有する当社株式数
		33,300株

略歴、地位及び担当

1984年 4月	当社入社	2021年 4月	代表取締役 専務執行役員 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO（現職）
2016年 4月	執行役員		
2019年 4月	常務執行役員		
2019年 6月	代表取締役 常務執行役員 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO		

取締役候補者としての理由等

入社以来、国内外で主にリスクマネジメント関連業務やインフラ関連事業の統括業務に携わり、環境・インフラ事業総括部長、米州住友商會社副社長 兼 CFO、人材・総務・法務担当役員補佐（秘書・人事担当）等を経て、現在は代表取締役 専務執行役員 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 もろ おか れい じ
5 諸 岡 礼 二

新 任

生年月日	所有する当社株式数
1961年4月25日生	26,100株

略歴

- | | |
|--|--|
| 1984年 4月 当社入社 | 2017年 4月 執行役員
三井住友ファイナンス&リース株式会社
常務執行役員 |
| 2006年 9月 米国住友商會社
SCOA財經グループ長
フィナンシャル業務部長
理事 輸送機・建機総括部長を経て | 2020年 4月 常務執行役員
三井住友ファイナンス&リース株式会社
代表取締役 専務執行役員 |
| 2016年 4月 執行役員
コーポレート部門
財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐
(経理担当)、主計部長 | 2022年 4月 専務執行役員
コーポレート部門
財務・経理・リスクマネジメント担当役員
CFO (現職) |

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に経理関連業務に携わり、米国住友商會社 SCOA財經グループ長、輸送機・建機総括部長、主計部長、財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 (経理担当)、当社の持分法適用会社である三井住友ファイナンス&リース株式会社の代表取締役 専務執行役員等を経て、現在は専務執行役員 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号 ひがし の ひろ か ず
6 東 野 博 一

新 任

生年月日	所有する当社株式数
1963年7月24日生	23,100株

略歴

- | | |
|---|---|
| 1987年 4月 当社入社 | 2018年 4月 執行役員 生活資材・不動産本部長 |
| 2012年 4月 ビル事業部長
不動産戦略事業部長
生活資材・不動産本部長補佐
兼 不動産戦略事業部長
兼 総合建設開発部長
理事 生活資材・不動産本部長を経て | 2019年 4月 執行役員 生活・不動産業務部長
2021年 4月 常務執行役員
生活・不動産事業部門副事業部門長
生活・不動産業務部長
2022年 4月 常務執行役員
コーポレート部門 企画担当役員
CSO・CIO (現職) |

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に不動産関連事業に携わり、生活資材・不動産本部長、生活・不動産業務部長、生活・不動産事業部門副事業部門長等を経て、現在は常務執行役員 企画担当役員 CSO・CIOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

7

いし

だ

こう

じ

石田 浩二

再

任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日	2021年度における取締役会への出席状況	社外取締役在任期間
1947年6月22日生	22回中22回（100%）	5年（本総会終結時）
	2021年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	7回中7回（100%）	0株

略歴、地位及び担当

1970年 5月 株式会社住友銀行 入行
1997年 6月 同行 取締役
1999年 6月 同行 執行役員
2001年 1月 同行 常務執行役員 企画部長
2001年 4月 株式会社三井住友銀行 常務執行役員
経営企画部長
2002年 6月 同行 常務執行役員
本店第一営業本部長
2003年 6月 株式会社三井住友フィナンシャル
グループ 代表取締役 常務取締役
2004年 4月 同社 代表取締役 専務取締役
2005年 6月 同社 常任監査役（2006年6月退任）
株式会社三井住友銀行 監査役
（2006年6月退任）

2006年 6月 三井住友銀リース株式会社
代表取締役社長 兼 最高執行役員
2007年 10月 三井住友ファイナンス&リース株式会社
代表取締役社長（2011年6月退任）（*）
（*）2007年10月に、三井住友銀リース株式会社が住商リース株式会社と
合併し、三井住友ファイナンス&リース株式会社となりました。同氏は、
引き続き同社の代表取締役社長に就任しましたが、2011年6月を
もって退任しました。
2011年 6月 日本銀行政策委員会審議委員
（2016年6月退任）
2016年 7月 有限責任 あずさ監査法人
経営監理委員会委員
2017年 6月 当社社外取締役（現職）
2017年 7月 有限責任 あずさ監査法人
公益監視委員会委員（現職）

重要な兼職の状況

有限責任 あずさ監査法人 公益監視委員会委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり大手金融機関において要職を歴任し、日本銀行政策委員会において審議委員を務めるなど、金融や企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。石田浩二氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員（本議案が承認された場合、同氏に委嘱する予定です。）として、取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献していただくことを期待しています。

社外取締役候補者に関する特記事項

石田浩二氏は、2003年6月まで当社の主要借入先の一つである株式会社三井住友銀行の業務執行者、2005年6月まで同行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの業務執行者、2006年6月まで同行及び同社の監査役を務めていました。同行及び同社の業務執行者を退任してから既に16年以上経過しており、退任後は業務執行には携わっていないことから、独立性に影響はないものと判断しています。

また、同氏は、2011年6月まで当社の持分法適用会社である三井住友ファイナンス&リース株式会社の業務執行者を務めていましたが、退任してから既に10年以上経過しており、退任後は業務執行には携わっていないこと、同社と当社との間の取引額は、同社年間連結売上高及び当社年間連結収益のいずれも0.2%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。

また、同氏は、現在、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の公益監視委員会委員を兼務しています。同委員会は、同監査法人が公益性の観点からの監視機能を強化することを目的として設置した監視機関であり、また、外部の第三者として同委員会の構成員となっている同氏は、同監査法人の業務執行者ではないことから、当社を含む個別の監査業務・非監査業務には関与しないことを同監査法人に確認しています。よって、このことが当社における同氏の独立性に影響を与えることはないものと判断しています。



候補者番号

8

いわ た き み え
岩 田 喜美枝

再

任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日	2021年度における取締役会への出席状況	社外取締役在任期間
1947年4月6日生	22回中22回（100%）	4年（本総会終結時）
	2021年度における指名・報酬諮問委員会への出席状況	所有する当社株式数
	7回中7回（100%）	0株

略歴、地位及び担当

1971年 4月 労働省（現：厚生労働省）入省
1996年 7月 大臣官房審議官
1998年 10月 大臣官房総務審議官
2001年 1月 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
（2003年8月退官）
2004年 6月 株式会社資生堂 取締役 執行役員
2007年 1月 内閣府 男女共同参画会議 議員
2007年 4月 株式会社資生堂 取締役 執行役員常務
2008年 4月 同社 取締役 執行役員副社長
2008年 6月 同社 代表取締役 執行役員副社長
2012年 3月 キリンホールディングス株式会社
社外監査役
2012年 4月 株式会社資生堂 取締役
2012年 6月 同社 顧問（2016年6月退任）

2012年 7月 日本航空株式会社 社外取締役
（2018年6月退任）
公益財団法人21世紀職業財団 会長
（2018年6月退任）
2013年 9月 内閣府 消費者委員会委員
2015年 10月 東京都監査委員（現職）
2016年 3月 キリンホールディングス株式会社
社外取締役（2019年3月退任）
2016年 4月 株式会社ストライプインターナショナル
社外取締役（2019年4月退任）
2018年 6月 当社社外取締役（現職）
2019年 6月 株式会社りそなホールディングス
社外取締役（現職）
味の素株式会社 社外取締役（現職）

重要な兼職の状況

東京都監査委員
株式会社りそなホールディングス 社外取締役
味の素株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり労働省（現：厚生労働省）において要職を歴任し、退官後は民間企業の経営者や社外役員を務めるなど、企業経営やコーポレートガバナンス、企業の社会的責任、ダイバーシティ等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。岩田喜美枝氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員長（本議案が承認された場合、同氏に委嘱する予定です。）として、取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献していただくことを期待しています。

社外取締役候補者に関する特記事項

岩田喜美枝氏は、2012年3月まで株式会社資生堂の代表取締役として業務執行に携わっていました。同社と当社との間には取引関係はありません。



候補者番号

やま

ざき

ひさし

9

山

崎

恒

再任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日

1948年11月14日生

2021年度における取締役会への出席状況

22回中22回（100%）

社外取締役在任期間

4年（本総会終結時）

所有する当社株式数

0株

略歴、地位及び担当

1974年 4月 判事補任官

1995年 4月 東京地方裁判所判事部総括

2000年 12月 家庭裁判所調査官研修所長

2002年 12月 最高裁判所事務総局家庭局長

2005年 12月 前橋地方裁判所長

2007年 2月 横浜家庭裁判所長

2008年 12月 東京高等裁判所判事部総括

2009年 8月 東京家庭裁判所長

2011年 2月 札幌高等裁判所長官
(2013年3月退官)2013年 3月 公正取引委員会委員
(2015年12月退任)

2016年 8月 弁護士（現職）

2017年 7月 全国農業協同組合連合会
経営管理委員（現職）2018年 6月 当社社外取締役（現職）
株式会社東京商品取引所 社外取締役
(2019年12月退任)2020年 6月 株式会社かんぽ生命保険
社外取締役（現職）

重要な兼職の状況

弁護士

全国農業協同組合連合会 経営管理委員

株式会社かんぽ生命保険 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたる裁判官及び弁護士としての経歴から法律に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。山崎恒氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくことを期待しています。

社外取締役候補者に関する特記事項

山崎恒氏が経営管理委員を務める全国農業協同組合連合会は当社の取引先ですが、その取引額は、同連合会の年間連結事業収益及び当社の年間連結収益のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。

山崎恒氏は、2020年6月に株式会社かんぽ生命保険の社外取締役に就任し、現在に至っていますが、その就任前に、同社において、顧客の意向に沿わず不利益を生じさせた可能性のある契約乗換等に係る事案が判明し、同社は本件について、2019年12月27日に金融庁より保険業法等に基づく行政処分を受けました。同氏は、就任後、同社取締役会において、顧客保護や再発防止のための提言を行い、また、業務改善計画の進捗状況につき定期的に報告を受けて、各種取組の内容及び進捗状況を適切にモニタリングするなど、その職責を果たしています。



候補者番号

10

い で
井 手あ き こ
明 子

再 任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日
1955年2月28日生2021年度における取締役会への出席状況
22回中22回（100%）社外取締役在任期間
2年（本総会終結時）
所有する当社株式数
0株

略歴、地位及び担当

- | | | | |
|----------|--|----------|--|
| 1977年 4月 | 日本電信電話公社
（現：日本電信電話株式会社）入社 | 2013年 6月 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
（現：株式会社NTTドコモ）
執行役員 コマース事業推進担当
（2014年6月退任） |
| 2006年 6月 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
（現：株式会社NTTドコモ）
執行役員 社会環境推進部長 | 2014年 6月 | 日本電信電話株式会社
常勤監査役（2020年6月退任） |
| 2008年 7月 | 同社 執行役員 中国支社長 | 2018年 8月 | NTT株式会社 監査役（2020年6月退任） |
| 2012年 6月 | 同社 執行役員 情報セキュリティ部長 | 2020年 6月 | 当社社外取締役（現職） |
| 2013年 5月 | らでいっしゅぼーや株式会社
（現：オイシックス・ラ・大地株式会社）
代表取締役社長（2014年5月退任） | 2021年 6月 | 東北電力株式会社
社外取締役（監査等委員）（現職） |

重要な兼職の状況

東北電力株式会社 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり大手通信事業者において要職を歴任し、グループ会社の経営者や親会社（持株会社）の常勤監査役を務めるなど、情報・通信や企業経営、コーポレートガバナンス等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。井手明子氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくことを期待しています。

社外取締役候補者に関する特記事項

井手明子氏は、2014年5月までらでいっしゅぼーや株式会社（現：オイシックス・ラ・大地株式会社）の代表取締役として業務執行に携わっていました。同社と当社との間には取引関係はありません。

井手明子氏が2014年6月まで執行役員を務めていた株式会社NTTドコモは当社の取引先ですが、その取引額は、同社の年間連結営業収益及び当社の年間連結収益のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。



候補者番号

11

御 立

た か し
尚 資

新 任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日

1957年1月21日生

所有する当社株式数

0株

略歴

- | | | | |
|-----------|---|-----------|---|
| 1979年 4月 | 日本航空株式会社 入社 | 2017年 3月 | DMG森精機株式会社 社外取締役（現職）
株式会社FINC
（現：株式会社FiNC Technologies）
社外取締役（2020年3月退任）
ユニ・チャーム株式会社
社外取締役（監査等委員）（2021年3月退任） |
| 1993年 10月 | ボストン コンサルティング グループ
入社 | 2017年 6月 | 東京海上ホールディングス株式会社
社外取締役（現職）
公益財団法人 大原美術館 理事（現職） |
| 1999年 1月 | 同社 ヴェイス・プレジデント・
アンド・パートナー | 2017年 10月 | ボストン コンサルティング グループ
シニア・アドバイザー（2021年12月退任） |
| 2005年 1月 | 同社 日本代表 | 2018年 3月 | 公益財団法人 ドナルド・マクドナルド・
ハウス・チャリティーズ・ジャパン
専務理事（現職） |
| 2005年 5月 | 同社 マネージング・ディレクター・
アンド・シニア・パートナー | 2020年 4月 | 京都大学経営管理大学院 特別教授（現職） |
| 2011年 3月 | 特定非営利活動法人 国際連合世界食糧
計画WFP協会 理事（2018年8月退任） | | |
| 2013年 4月 | 公益社団法人 経済同友会 副代表幹事
（2017年4月退任） | | |
| 2016年 3月 | 楽天株式会社（現：楽天グループ株式会社）
社外取締役（現職） | | |
| 2016年 6月 | 株式会社ロッテホールディングス
社外取締役（現職） | | |

重要な兼職の状況

楽天グループ株式会社 社外取締役
DMG森精機株式会社 社外取締役
東京海上ホールディングス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長年にわたり米国大手経営コンサルティング会社において要職を歴任するなど、企業経営や統合型リスク管理等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としてしました。御立尚資氏には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員（本議案が承認された場合、同氏に委嘱する予定です。）として、取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献していただくことを期待しています。

社外取締役候補者に関する特記事項

御立尚資氏は、2017年9月までボストン コンサルティング グループのマネージング・ディレクター・アンド・シニア・パートナーとして業務執行に携わっていました。同社と当社との間には取引関係はありません。また、同氏は、公益財団法人 ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパンの専務理事として業務執行に携わっていますが、同法人と当社との間に取引関係はありません。御立尚資氏が2018年8月まで理事を務めていた特定非営利活動法人 国際連合世界食糧計画WFP協会に対して、当社は寄附を行っていますが、その額は、同協会の年間経常収益の0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。また、同氏が2017年4月まで副代表幹事を務めていた公益社団法人 経済同友会に対して、当社は会費等を支払っていますが、その額は、同会の年間経常収益の0.8%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。

-
- (注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係
各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 独立役員
石田浩二氏、岩田喜美枝氏、山崎恒氏、井手明子氏及び御立尚資氏はいずれも、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしています。当社は各氏を同取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
3. 責任限定契約の締結
当社は、中村邦晴氏、石田浩二氏、岩田喜美枝氏、山崎恒氏及び井手明子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。本議案が承認された場合、当社は、各氏との間の当該責任限定契約を継続するとともに、新たに御立尚資氏との間でも、同様の責任限定契約を締結する予定です。
4. 役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、保険会社との間で、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除き、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を填補することとしています。当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しており、本議案が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、各候補者の任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

第4号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の監査役5名のうち、村井俊朗氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものです。監査役候補者は次のとおりです。

なお、候補者につきましては、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）の審議を経て、取締役会で決定しています。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。



さ か た か ず な り
坂 田 一 成

新 任

生年月日	所有する当社株式数
1961年12月6日生	14,200株

略歴

1985年 4月	当社入社	2020年 4月	執行役員 住友商事グローバルメタルズ株式会社 代表取締役社長
2011年 10月	海外薄板事業第一部長 海外薄板事業部長 アジア大洋州住友商事グループ アジア大洋州鋼材・非鉄金属ユニット長	2022年 4月	顧問（現職）
	理事 鋼板・建材本部長		
	理事 鋼板・建材本部長、鋼管本部本部長		
	理事 鋼板本部長、鋼管本部副本部長		
	理事 鋼板本部長を経て		

監査役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に金属関連事業に携わり、アジア大洋州鋼材・非鉄金属ユニット長、鋼板・建材本部長等を経て、当社子会社の住友商事グローバルメタルズ株式会社の代表取締役社長を務めるなど、経営・管理全般に関する豊富な知識と経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者となりました。

(注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係

坂田一成氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 責任限定契約の締結

本議案が承認された場合、当社は、坂田一成氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結する予定です。

3. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除き、監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を填補することとしています。当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しており、本議案が承認された場合、坂田一成氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、同氏の任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

(ご参考)

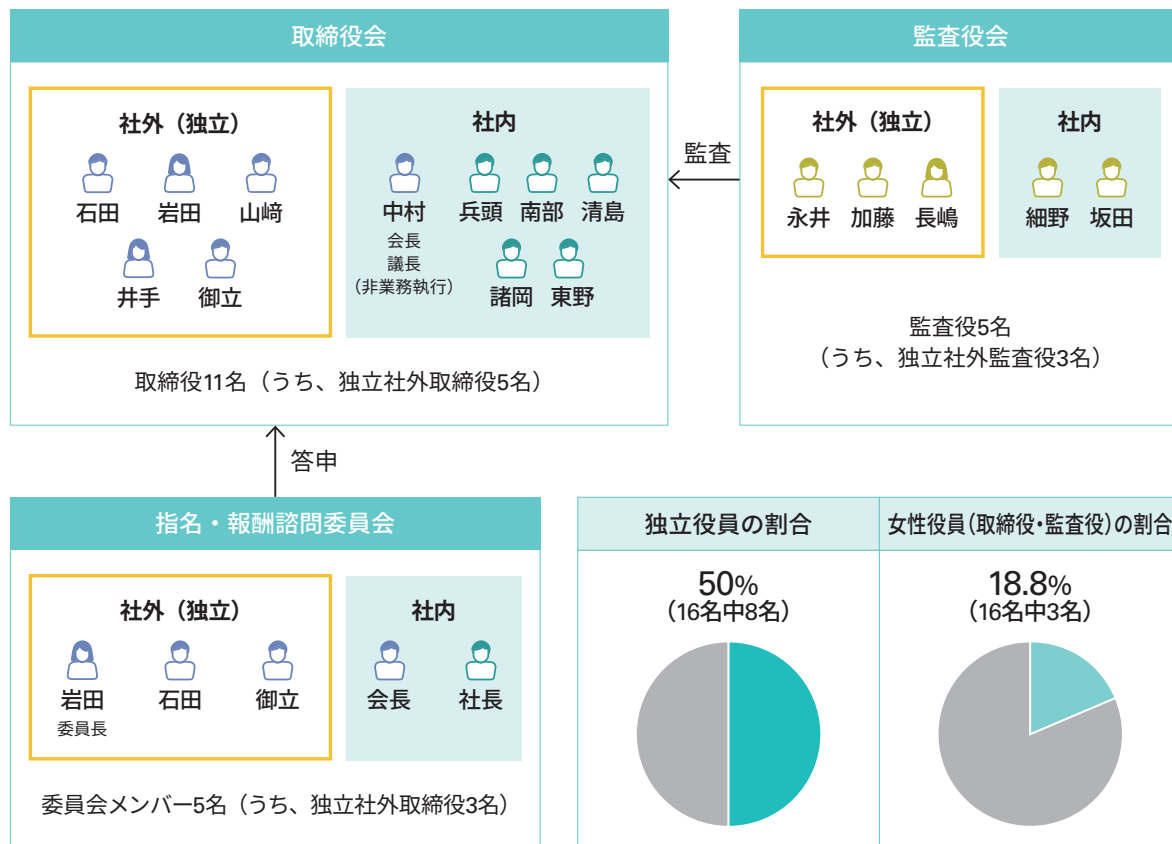
本総会第4号議案が原案どおり承認可決された場合、監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏 名				当社における地位		監査役在任期間
細	野	充	彦	現任	常任監査役（常勤）	3年
坂	田	一	成	新任	監査役（常勤）	—
永	井	敏	雄	現任	社外監査役	6年
				独立役員		
加	藤	義	孝	現任	社外監査役	6年
				独立役員		
長	嶋	由	紀 子	現任	社外監査役	1年
				独立役員		

(注) 1. 本総会第4号議案が承認された場合、坂田一成氏は、本総会終結後の監査役会において監査役（常勤）に選定される予定です。
2. 監査役在任期間は、本総会終結時のものです。

(ご参考) 取締役会・監査役会の構成

本総会第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会・監査役会の構成は次のとおりとなります。



- (注) 1. 上記の取締役及び監査役が有するスキルは、本招集ご通知22～23ページをご参照ください。
 2. 当社のコーポレートガバナンスに対する取組の概要は、本招集ご通知26～29ページをご参照ください。

(ご参考) 当社取締役会が備えるべきスキル及び各取締役・監査役が有するスキル

氏名	会社における地位・担当	知識・経験・能力等（スキル）						
		企業経営	投資・M&A	ICT・DX・テクノロジー	ESG・サステナビリティ	財務・会計	法務・リスクマネジメント	人事・人材開発
中村 邦晴 ^{*1}	取締役会長	●	●		●	●	●	●
兵頭 誠之 ^{*1}	代表取締役 社長執行役員 CEO	●	●		●	●	●	●
南部 智一	代表取締役 副社長執行役員 CDO ^{*2} (メディア・デジタル事業部門および生活・不動産事業部門管掌)	●	●	●		●		●
清島 隆之	代表取締役 専務執行役員 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO ^{*3}	●				●	●	●
諸岡 礼二	代表取締役 専務執行役員 コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFO	●				●	●	
東野 博一	代表取締役 常務執行役員 コーポレート部門 企画担当役員 CSO・CIO ^{*4}	●	●	●	●			
石田 浩二 ^{*1}	社外取締役	●	●			●	●	
岩田喜美枝 ^{*1}	社外取締役	●			●			●
山崎 恒	社外取締役						●	●
井手 明子	社外取締役	●		●	●			
御立 尚資 ^{*1}	社外取締役	●	●		●		●	●
細野 充彦	常任監査役（常勤）	●					●	
坂田 一成	監査役（常勤）	●	●					
永井 敏雄	社外監査役						●	
加藤 義孝	社外監査役	●				●		
長嶋由紀子	社外監査役	●	●					●

本表について

1. 本総会第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役・監査役を記載しています。また、「会社における地位・担当」は、本総会終結後のもの（予定しているものを含む。）を記載しています。
2. *1 本総会第3号議案が承認された場合、岩田喜美枝氏に指名・報酬諮問委員会の委員長を、石田浩二氏及び御立尚資氏に同委員会の委員を、それぞれ委嘱する予定です。また、中村邦晴氏及び兵頭誠之氏は同委員会の委員となります。
3. *2 CDO : Chief Digital Officer
4. *3 CAO : Chief Administration Officer、CCO : Chief Compliance Officer
5. *4 CSO : Chief Strategy Officer、CIO : Chief Information Officer
6. 本表は、取締役会がその役割を発揮するために、取締役会が備えるべき知識・経験・能力等（以下「スキル」という。）を特定し、それらのスキルをいずれの取締役・監査役（候補者を含む。）が有するかを示したものです。取締役会全体としてこれらのスキルを備えることが重要と考えています。
7. 当社は、事業投資を積極的に実施しており、この観点から「企業経営」及び「投資・M&A」のスキルが特に重要と考えています。また、中期経営計画「SHIFT 2023」の中で、DX（デジタルトランスフォーメーション）及びサステナビリティ経営の高度化の2つの大きな潮流をしっかりとらえながら、事業ポートフォリオのシフトに取り組むこととしており、これを達成するため、デジタル、テクノロジー×イノベーション（両者の掛け合わせ）を活用した事業変革や新規事業開発において「ICT・DX・テクノロジー」を、また、サステナビリティ経営の高度化において「ESG（環境・社会・ガバナンス）・サステナビリティ」に関するスキルを重要視しています。これに加えて、当社の事業経営を支え、又は管理するためのスキルである「財務・会計」、「法務・リスクマネジメント」及び「人事・人材開発」が重要であると考えています。
8. 監査役については、取締役の職務執行を監査するため、これらスキルのうち「企業経営」、「財務・会計」及び「法務・リスクマネジメント」を特に重要視しています。
9. 当社が世界各国で取引・事業投資を実行している観点から、各取締役・監査役はグローバルな視点での高い見識を求められます。また、取締役・監査役として「ガバナンス」の知見は欠くことができません。これら2つは、全ての取締役・監査役が備えるべきスキルと考え、本表には含めず、他に重要と思われる7項目を上記7. のとおり抽出しています。
10. 当社取締役会に求められるスキルは、経営戦略や外部環境の変化に応じて変わり得ます。今後も必要なスキルについて取締役会で議論し、本表を更新します。

第5号議案

取締役賞与の支給の件

当事業年度末時点の取締役5名（当事業年度末時点の取締役会長及び社外取締役を除く。）に対し、取締役賞与として、総額5億1,300万円以内で、取締役会で決定した連結業績に連動する算定方法に基づき算出される金額を支給することといたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）の審議を経て、取締役会で決議された当事業年度についての取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（本招集ご通知59～60ページをご参照ください。）に従って決定されており、当該決定方針の内容に照らして相当であると判断しています。

第6号議案

取締役報酬額の改定の件

当社の取締役の報酬は、取締役（取締役会長及び社外取締役を除く。）については、例月報酬、株式報酬及び業績連動賞与で、取締役会長については、例月報酬及び株式報酬で構成されており、また、社外取締役については、例月報酬のみとしています。

当社の取締役の報酬（業績連動賞与を除く。）の総額は、2013年6月21日開催の第145期定時株主総会において、「年額12億円以内（うち社外取締役の報酬については年額6,000万円以内）」とご承認いただき、その後、2018年6月22日開催の第150期定時株主総会において、社外取締役分を改定し、「年額12億円以内（うち社外取締役の報酬については年額1億円以内）」とご承認いただいております。また、第150期定時株主総会のご承認を得て導入した「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」につきまして、2021年6月18日開催の第153期定時株主総会において、これらの株式報酬を一本化し、新たに「譲渡制限付業績連動型株式報酬」（以下「本株式報酬」という。）を導入して、上記報酬枠の範囲内で、本株式報酬に係る報酬の上限額を年額6億5,000万円以内、発行又は処分する株式総数の上限を年30万株以内とすることにつきご承認をいただいております。なお、業績連動賞与につきましては、上記報酬枠とは別枠で、毎年、株主総会のご承認を得て支給しています。

今般、健全なインセンティブの付与を通じた当社グループのガバナンスの強化や中長期的な企業価値の向上、経営目標の達成に向けた動機付けの強化を目的として、足下の業績と今後目指す適切な業績レベルを踏まえ、当社の業務執行取締役に求められる役割も考慮し、当社経営人材の獲得・リテンション・モチベーションの維持に資する報酬制度とすべく、また、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、取締役の報酬水準、報酬構成比率及び業績連動賞与の内容の見直しを行うことといたしました（本招集ご通知31～33ページにおいて、本議案が承認された場合の「当社の新たな役員報酬制度の概要」を記載していますので、ご参照ください。）。

つきましては、取締役の報酬額を改定し、2022年度以降の事業年度に係る取締役の報酬をその種類別に次のとおり定めることといたしたいと存じます。

- ① 例月報酬の総額を年額6億円以内（うち社外取締役の報酬については年額1億5,000万円以内）とする。
- ② 株式報酬について、報酬の上限額を年額11億円以内、発行又は処分する株式総数の上限を年45万株以内（ただし、上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、対象となる各取締役に対して交付する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させる。また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合には、当該総数を分割（若しくは割当）比率又は併合比率に応じて調整する。）とする。
なお、本株式報酬の内容については、報酬の上限額及び発行又は処分する株式総数の上限を除き、現行どおりとし、変更しない。
- ③ 業績連動賞与の総額を年額7億5,000万円以内とする。

当社は、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）の審議を経て、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の変更を決議しており、当該変更後の決定方針の概要は、本招集ご通知33ページに記載のとおりです。本議案につきましては、当該変更後の決定方針に従って決定されており、同委員会においても本議案の内容が検討されていることから、当該変更後の決定方針の内容に照らして相当であると判断しています。

なお、例月報酬の対象となる現在の取締役は11名（うち社外取締役は5名）、株式報酬の対象となる現在の取締役（社外取締役を除く。）は6名、業績連動賞与の対象となる現在の取締役（取締役会長及び社外取締役を除く。）は5名であり、第3号議案が原案どおり承認可決された場合も、これらの取締役の人数に変更はありません。

以 上

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取組の概要(注1)

1. コーポレートガバナンスの基本原則

当社は、「住友の事業精神」と当社の「経営理念」を企業倫理のバックボーンとして、「住友商事コーポレートガバナンス原則」を定めています。「住友商事コーポレートガバナンス原則」は、コーポレートガバナンスの要諦が「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」及びこれらを達成するための「経営の透明性の確保」にあるとの認識に立ち策定したものであり、この原則に則り、当社に最もふさわしい経営体制の構築を目指し、株主を含めた全てのステークホルダーの利益にかなう経営を実現するために、コーポレートガバナンスのより一層の充実に向けて継続的な改善を図っています。

2. コーポレートガバナンス体制と特徴

当社では、監査役会設置会社制度のもと、独立性のある社外取締役及び社外監査役の選任並びに独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会の設置により経営に対する監督・監視機能を確保しています。加えて、執行役員制度の導入・経営会議の設置などにより、意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図るなど、実効性のあるコーポレートガバナンス体制を構築しています。

3. 「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」のための仕組み

(1) 取締役及び取締役会

① 取締役会の構成・社外取締役の選任

取締役会は、十分な議論と迅速かつ合理的な意思決定を行うにあたり適切な人数で構成するとともに、経験、知識、専門性、性別などの多様性を確保しています。また、取締役11名のうち、経験や専門性が異なる社外取締役5名を選任し、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図っています。各社外取締役は、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性に関する基準及び当社が定める独立性に関する基準(30ページをご参照ください。)を満たしています。

② 取締役会での審議の充実、監督機能の強化

取締役会では、経営方針・経営計画などの経営全般に係る重要事項についてより集中して議論を行えるよう要付議事項を厳選するとともに、重点的に議論すべき年間の議題を取締役会メンバーで議論のうえ選定しています。また、各事業部門の戦略の進捗状況及び課題並びにその対応方針に関する報告を受け、当該課題に焦点を当てて審議することで、業務執行に対する監督機能の更なる強化を図っています。加えて、主要な委員会の活動報告を受けることにより、会社全体の業務執行の状況について定期的にモニタリングしています。さらに、取締役会での審議のより一層の充実のため、取締役会の場以外のオフサイト・ミーティングにおいても、経営方針・計画、ESG(環境・社会・ガバナンス)を含むさまざまな経営上の重要事項について自由闊達な議論を行っています。

③ 取締役会長・社長執行役員の職務の分離及び在任期間の制限

相互牽制の観点から、原則として、取締役会長及び社長執行役員を置くこととし、これらの役位の兼務は行わないこととしています。取締役会長は、取締役会を招集し、その議長となるほか、経営の監督を行い、日常の業務執行に関与せず、代表権もありません。

さらに、取締役会長及び社長執行役員の在任期間は、原則としてそれぞれ6年までと定めています。これにより、経営トップが長期間交代しないことでガバナンス上の弊害が発生する可能性を排除しています。

④ 取締役会の諮問機関の設置

取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」(委員長:社外取締役)を設置しています。同委員会は、①社長執行役員の選任・解任の方針・手続、②取締役会長の選定・解職の方針・手続、③取締役及び監査役の指名基準、④社長執行

(注1) 取締役及び監査役(社外取締役及び社外監査役を含む。)の人数等、当社の具体的なコーポレートガバナンス体制については、2022年3月31日時点の状況を記載しています。

役員の選任・解任（社長の後継者指名を含む。）、⑤取締役及び監査役候補者の指名（代表取締役・役付取締役の決定を含む。）、⑥経営会議構成員の選任、⑦取締役及び執行役員の報酬・賞与の体系・水準、並びに監査役の報酬枠、⑧顧問制度に関する検討を行い、その結果を取締役会に答申します。

【取締役会評価の実施】

取締役会の実効性の維持・向上のため、毎年、取締役・監査役による自己評価等の方法により、取締役会の実効性についての分析、評価を行い、その結果の概要を開示しています。2021年度も、取締役会の実効性を更に高めるための取組に繋げることを目的に、2020年度に引き続き、アンケート(回答は匿名)に加え、第三者によるインタビューも実施しました。2021年度の実効性評価及びその結果の概要は、以下のとおりであり、これらの内容は、2022年2月24日及び同年3月29日開催の取締役会で報告し、議論しました。実効性評価における取締役・監査役の意見や認識した課題を踏まえ、取締役会の実効性の更なる向上に取り組んでいきます。

1. 評価の手法

- (1) 対象者：取締役全員（11名）・監査役全員（5名）
- (2) 実施方法：2021年11月～同年12月にアンケート(回答は匿名)及びインタビューを実施しました。＊実施に当たっては第三者（外部コンサルタント）を活用
- (3) 評価項目：①取締役会で議論すべき事項の選定 ②外部環境や経営環境の変化を踏まえた議論 ③取締役会構成員への事前の十分な情報提供 ④ステークホルダーの視点・評価を十分に意識した議論 ⑤社外取締役の役割発揮 ⑥議長の役割発揮 ⑦社内取締役（議長である取締役会長を除く。）の役割発揮 ⑧総合評価 など

- (4) 評価プロセス：第三者（外部コンサルタント）がアンケート及びインタビューの回答内容を集計し、その結果を取締役会で報告し、分析・評価しました。

2. 評価結果の概要とその対応

第三者（外部コンサルタント）によるアンケート・インタビューの結果を分析し、概ね実効的に機能していると評価されました。主に、次のとおり肯定的な意見が多数を占めました。

- ・2020年度から取り組んでいる議題の設定（アジェンダセッティング）は、2021年度においても取締役会メンバーで入念な検討がなされており、これにより、経営の重要課題に関して十分な議論がなされている。
- ・中期経営計画「SHIFT 2023」の進捗状況を確認するための経営状況レビューは内容が充実し、分かりやすいものになっている。
- ・取締役会以外の議論の場であるオフサイト・ミーティングにおいても活発な自由討議がなされている。また、事前説明も充実しており、その際の質疑や意見が取締役会で紹介されることで、幅広い多様な観点で議論が深まっている。

今回の評価における取締役・監査役の意見・提言や浮かび上がった課題を踏まえ、コーポレートガバナンスの更なる強化・充実のため、以下の事項を含む施策に取り組んでいきます。

- ・2022年度も引き続き、中期経営計画「SHIFT 2023」の進捗レビュー（事業ポートフォリオのシフトや仕組みのシフトなどの進捗状況の報告）や、大型重要投資案件の報告、サステナビリティ経営高度化の取組（6つの重要社会課題）に関する中期目標の進捗管理、DX（デジタルトランスフォーメーション）

施策の取組状況、新人事制度のフォローアップに関する報告などにより、モニタリングを行います。

- ・株主・投資家その他さまざまなステークホルダーの視点を意識した経営戦略・方針に関する議論の一層の充実を図ります。
- ・取締役会以外場で社外取締役の経験・見識を更に発揮する取組を充実させていきます。

(2) 監査役及び監査役会

① 監査役会の構成、監査役体制の強化・充実

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役5名で構成されています。社内監査役は業務上の専門的知識と広範囲にわたる経験を、社外監査役は法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験をそれぞれ活かして、取締役の取締役会構成員及び執行役員（代表取締役）としての職務執行を監査しています。監査役会では法定事項の決議等を行うほか、各監査役による活動状況の共有や取締役会付議案件の事前説明を受ける等して、監査役による監査活動の効率化と質的向上を図っています。また、全ての社外監査役が、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性に関する基準及び当社が定める独立性に関する基準（30ページをご参照ください。）を満たしています。

② 監査役監査の実効性の確保

監査役は、監査上不可欠な情報を十分に入手するため、取締役会その他重要な社内会議に出席するほか、各組織の責任者との面談や重要書類の閲覧を行っています。また、子会社の監査役と情報連絡会を実施することに加え、子会社の取締役及び監査役との間で個別面談などを実施しています。

③ 内部監査部、会計監査人との連携

監査役は、監査役の機能発揮のため、内部監査部から内部監査計画とその結果について適時に報告を受けるとともに、会計監査人との定期的な打合せを通じて会計監査活動の把握と情報

交換を図るなど、内部監査部及び会計監査人と緊密に連携しています。

(3) 取締役・監査役のトレーニング及び情報提供

社外取締役・社外監査役に対して、就任時に、当社グループの経営理念、経営方針、事業、財務、組織、中期経営計画及びリスク管理体制などについて説明する機会を設けています。これに加え、取締役及び監査役が必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽を行えるよう、セミナーやeラーニングなどの機会も提供しています。

また、住友の事業精神及び当社の事業活動への理解を深めるため、原則として社外取締役・社外監査役は就任年度中に住友関連施設を訪問するとともに、少なくとも毎年国内1回及び海外1回の現場視察の機会を提供するようにしています。なお、2021年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、海外の現場視察を中止した一方で、国内において計3回の現場視察を実施しました。

また、取締役会の開催に際しては、その都度、社外取締役・監査役に対して、取締役会に付議する案件の内容を事前に説明しています。

4. 「経営の透明性の確保」のための体制

(1) 情報開示の基本方針

経営方針と営業活動を全てのステークホルダーに正しく理解してもらうため、法定の情報開示にとどまらず、任意の情報開示を積極的に行うとともに、開示内容の充実に努めています。

(2) 株主・投資家とのコミュニケーション

① 株主総会に関連した取組

当社は、定時株主総会の約3週間前に招集通知を発送し、それに先立って当社ウェブサイトにて英訳版とともに掲載しています。さらに、インターネットによる議決権行使（株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを含む。）を可能とすることで、株主・投資家のために議案内容の十分な検討時間を確保しています。また、株主総会の様子を株主向けにインターネット上で同時配信し、株主総会終了後に当社ウェブサイト上で一定期間、株主

総会の模様を動画配信しているほか、2022年度からは、株主総会に際して株主からインターネットによる事前質問の受付を行っています。

②各種情報の開示

当社ウェブサイト上では、決算情報・有価証券報告書・適時開示資料などのほか、会社説明会資料など、投資判断に資する資料をタイムリーに掲載しています。また、年次報告書である統合報告書に加えて、ESGコミュニケーションブックも発行し、財務情報のみならず、非財務情報についても積極的な情報開示を行っています。

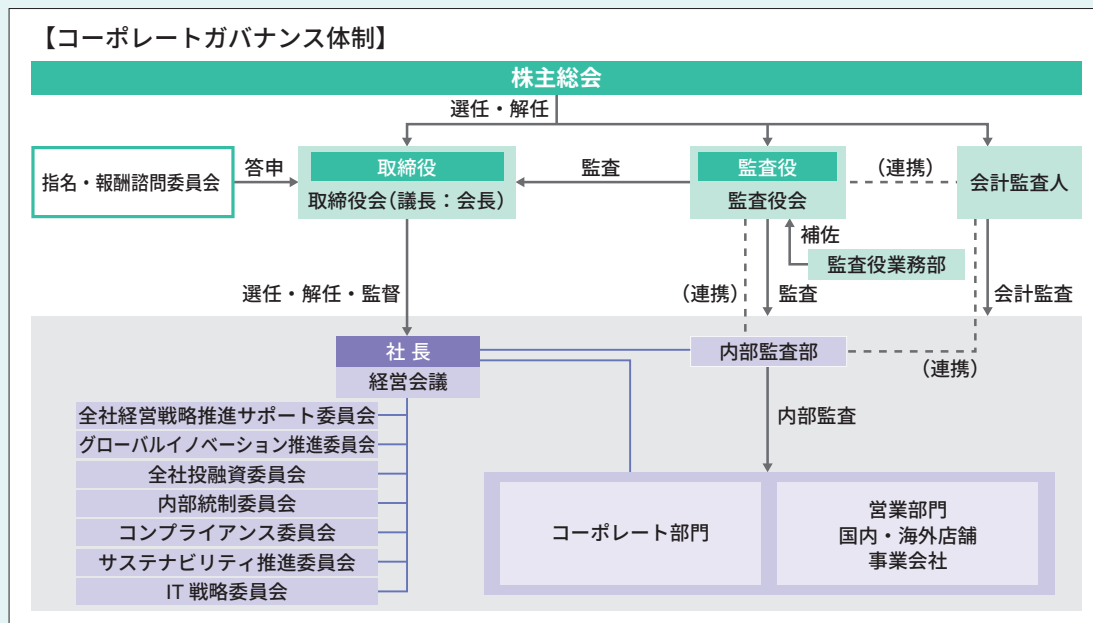
③IR・SR活動^(注2)

株主・投資家の皆様とのダイレクト・コミュニケーションの場として、国内のアナリスト・機関投資家向けに経営トップの出席の下、年4回、定期的な決算説明会を行っているほか、個別ミーティングを実施しています。また、個人投資家

向けには、全国主要都市で会社説明会を開催しています。海外投資家については、米国・英国をはじめ欧州・アジア方面を中心に、継続的に個別ミーティングを実施しています。当社株式を実質的に保有する国内及び欧州・北米の機関投資家とのミーティングでは、当社のESG(環境・社会・ガバナンス)に関する取組や方針等について定期的に建設的な対話(エンゲージメント)を行っています。

今後も、経営の「透明性」を高めつつ、株主・投資家の皆様との信頼関係の強化に努めていきます。

コーポレートガバナンスに対する取組については、当社ウェブサイト(<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/about/governance/detail>)に詳細な内容を掲載しています。



(注2) 2020年度に引き続き、2021年度も新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、国内・海外ともに、説明会・ミーティングはウェブ上で実施しました。

(ご参考) 取締役及び監査役の選任基準

社内取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識とマネジメント経験を含む広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、社外取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者を候補者としています。

また、社内監査役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識と広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、社外監査役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者を候補者としています。

なお、いずれの候補者についても、その性別、国籍等は問いません。

社外取締役及び社外監査役の独立性については、以下の社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」第4条により定めています。

取締役及び監査役の選任基準並びに取締役及び監査役候補者の指名については、過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」（委員長：社外取締役）が取締役会の諮問機関として検討を行い、その結果を取締役会に答申し、答申を踏まえ取締役会が決定します。

「社外役員の選任及び独立性に関する基準」第4条

- ① 当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」と総称する。）のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとする。
 1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者である者
 2. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者である者
 3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
 4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
 5. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
 7. 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
 8. 過去3年間において、上記1から7のいずれかに該当していた者
 9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の二親等以内の親族
 10. 当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の二親等以内の親族
 11. 過去3年間において、当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
 12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- ② 本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。
- ③ 本条において「主要な取引先」とは、取引金額が直近の事業年度の年間連結売上高（国際会計基準を採用している場合は年間連結収益）の2%を超える場合をいう。

(ご参考) 当社の新たな役員報酬制度の概要

本総会第6号議案が原案どおり承認可決された場合の当社の新たな役員報酬制度の概要は、以下のとおりです。

役員の報酬体系（●は、それぞれの報酬等の支給対象者を示します。）

報酬等の種類		支給対象			
		業務執行取締役／ 執行役員 (注1)	取締役会長 (注2)	社外取締役 (注3)	監査役 (注4)
固定	例月報酬	●	●	●	●
変動	業績連動賞与	●	—	—	—
	譲渡制限付業績連動型株式報酬	●	●	—	—

(注1) 業務執行取締役及び執行役員の報酬は、「例月報酬」、「業績連動賞与」及び「譲渡制限付業績連動型株式報酬」により構成されています。

(注2) 取締役会長の報酬は、「住友商事コーポレートガバナンス原則」にて定めており、経営の監督並びに財界活動及び対外活動を主たる役割としていることから、「例月報酬」に加え、株主価値の向上に資する「譲渡制限付業績連動型株式報酬」により構成されています。

(注3) 社外取締役の報酬は、高い客観性・独立性をもって経営を監督する立場にあることから、固定報酬（「例月報酬」）のみで構成され、毎月定額を支給します。

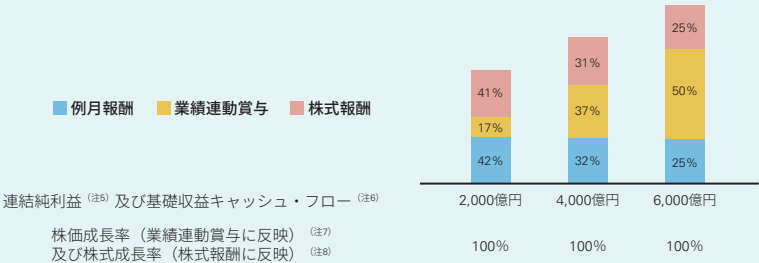
(注4) 監査役の報酬は、高い客観性・独立性をもって経営を監督する立場にあることから、固定報酬（「例月報酬」）のみで構成され、毎月定額を支給します。なお、各監査役の報酬については、株主総会において決議された限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しています。

(1) 制度改訂の背景・目的

健全なインセンティブの付与を通じた当社グループのガバナンスの強化や中長期的な企業価値の向上、経営目標の達成に向けた動機付けの強化を目的として、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえた報酬制度とすべく、報酬水準、報酬構成比率及び業績連動賞与の内容を一部改訂しました。

(2) 業務執行取締役及び執行役員の報酬水準及び報酬構成比率

- 足下の業績と今後目指す適切な業績レベルを踏まえ、業務執行取締役及び執行役員に求められる役割も考慮し、当社経営人材の獲得・リテンション・モチベーションの維持に資する報酬制度とすべく、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ（ウィリス・タワーズワトソン社の「経営者報酬データベース」）等も参考に、適切な報酬水準及び報酬構成比率に見直しています。
- 代表取締役 社長執行役員 CEOの報酬イメージは、下記グラフのとおりです。



(注5) 「連結純利益」は、国際会計基準（IFRS）の「当期利益（親会社の所有者に帰属）」と同じ内容を示しています。

(注6) 「基礎収益キャッシュ・フロー」＝「基礎収益(*)」－「持分法による投資損益」＋「持分法投資先からの配当」

*：「基礎収益」＝（「売上総利益」＋「販売費及び一般管理費（除く貸倒引当金繰入額）」＋「利息収支」＋「受取配当金」）×（1－31％）＋「持分法による投資損益」

(注7) 「株価成長率」＝{(当年度平均当社株価)÷(前年度平均当社株価)}÷{(当年度平均TOPIX)÷(前年度平均TOPIX)}

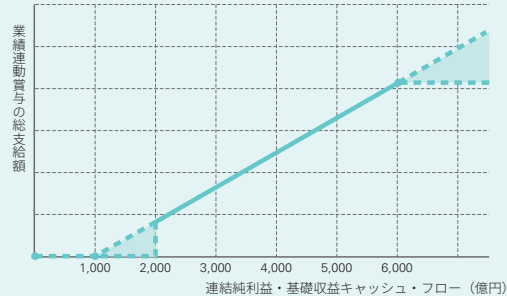
(注8) 「株式成長率」＝{(評価期間終了月平均当社株価＋評価期間配当総額)÷(評価期間開始月平均当社株価)}÷{(評価期間終了月平均TOPIX)÷(評価期間開始月平均TOPIX)}

(3) 業績連動賞与

経営戦略との関連性を強化するという観点から、中期経営計画「SHIFT 2023」における業績管理指標に加え、新たに当社株価成長率（TOPIX（東証株価指数）成長率に対する当社株価成長率の割合）を反映して総支給額を決定し、各役員への支給額は、役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給します。また、各役員の個人評価は、経営戦略と成果へのコミットメントをより強く意識することができるよう、財務指標（担当事業領域における事業計画等の達成状況）と非財務指標（戦略を同一とする事業群であるStrategic Business Unit（SBU）毎の戦略目標の達成状況を客観的に測る指標（KPI・KAI）の達成状況及び全社重要課題への取組状況等）の両側面により行います。個人評価における財務指標による評価と非財務指標による評価の比率は50：50とし、非財務指標のうち、全社重要課題であるDX（デジタルトランスフォーメーション）によるビジネス変革、サステナビリティ経営の高度化及びDiversity & Inclusionの推進については、その割合を全体の20%とします。

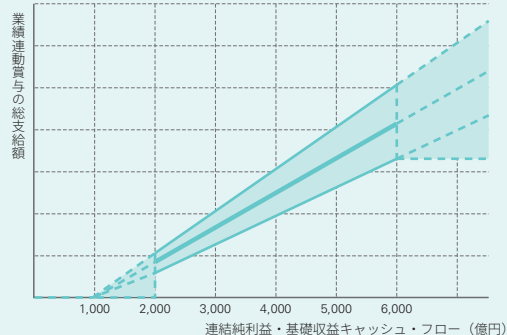
＜業績連動賞与の総支給額（当社株価成長率を除く）（イメージ）＞

想定する業績レンジを「連結純利益及び基礎収益キャッシュ・フロー：2,000億円～6,000億円」とし、業績が当該レンジに収まらなかった場合には、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、別途取締役会にて総支給額を決定します。



＜業績連動賞与の総支給額（当社株価成長率を含む）（イメージ）＞

中期経営計画「SHIFT 2023」の取組をより一層推進すべく、総支給額の決定の指標に新たに当社株価成長率を加え、「連結純利益及び基礎収益キャッシュ・フローから算出される金額」×当社株価成長率にて総支給額を算出します。なお、当社株価成長率の範囲は80%～120%とします。



(4) 譲渡制限付業績連動型株式報酬

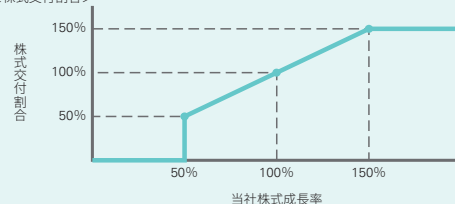
当社グループの中長期的な企業価値向上と株主の皆様との価値共有を重視した経営を一層推進するため、毎年、3年間の評価期間における当社株式成長率（TOPIX（東証株価指数）成長率に対する配当を含む当社株価成長率の割合）に応じて算定された数の当社普通株式を譲渡制限付株式として交付します。なお、株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役又は執行役員その他取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間としています。

＜当社株式成長率の評価期間（イメージ）＞

	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
2022年プラン	株価評価期間			●株式交付		
2023年プラン		株価評価期間			●株式交付	
2024年プラン			株価評価期間			●株式交付

＜交付株式数の算定方法＞

交付株式数 = 役位別基準交付株式数 × 当社株式成長率（株式交付割合） × 役務提供期間比率
 ＜株式交付割合＞



当社は、上記の役員報酬制度改訂に伴い、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、2022年5月10日開催の取締役会の決議をもって、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更しました。当該変更後の決定方針の概要は、以下のとおりです。

1. 例月報酬、業績連動賞与及び株式報酬の各取締役の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の報酬等の内容の決定については、当社グループのガバナンス強化と中長期的な企業価値の向上を目的とし、経営戦略と連動した持続的な成長を後押しする報酬制度を実現するものとします。

各報酬の割合については、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、①当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現する優秀な経営人材を確保・リテインするために適切な報酬水準を設定したうえで、②持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させるために、役割に応じて、固定報酬（例月報酬）と変動報酬（短期的な成果に連動する業績連動賞与と中長期的な成果や株主価値に連動する株式報酬）の割合等を適切に設定します。

なお、業務執行取締役に対しては、各取締役本人の健康等促進を目的としたプログラムに参加するための適切な金額を別途支給します。

2. 取締役の個人別の例月報酬の額又は算定方法の決定に関する方針（当該報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

各取締役の例月報酬は、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、その役割に鑑みて、社外取締役が委員長を務め、また過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会で定めた適切な報酬水準を設定し、毎月定額を支給します。

なお、指名・報酬諮問委員会の委員である社外取締役には、別途、取締役会で定めた額の委員会手当を支給します。

3. 取締役の個人別の業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針（当該報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

(1) 業績連動賞与

各業務執行取締役の業績連動賞与は、当社グループの経営戦略と業績連動賞与の関連性を重視することにより、経営戦略に合致した職務の遂行を促し、また具体的な経営目標の達成を強く動機付けるものとします。

経営戦略との関連性を強化するという観点から、中期経営計画における業績管理指標等に応じて総支給額を決定し、各業務執行取締役への支給額は、役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給します。また、各業務執行取締役の個人評価は、経営戦略と成果へのコミットメントをより強く意識することができるよう、財務指標と非財務指標の両側面により行います。なお、個人評価における財務指標による評価と非財務指標による評価の比率の割合を適切に設定します。

業績連動賞与の支給水準については、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、その役割に鑑みて、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会で定めた適切な報酬水準を設定します。

(2) 株式報酬

各取締役（社外取締役を除く。）の株式報酬については、株主価値との連動性を重視することにより、中長期的な事業ポートフォリオの最適化や企業価値向上に向けた取組を促進するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるものとし、その具体的な内容及び支給時期は、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会で定めます。

また、株式報酬の支給水準については、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえて、その役割に鑑みて、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会で定めた適切な水準に設定します。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部の取締役その他の第三者への委任に関する事項、その他の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

各取締役の報酬等については、株主総会にてご承認いただいた限度額の範囲で、取締役会にて決定します。取締役会決議にあたっては、指名・報酬諮問委員会が内容を検討し、その結果を取締役に答申します。これにより、透明性及び客観性を一層高めるよう努めます。

各業務執行取締役の業績連動賞与については、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当該事業年度に係る一定範囲の業績管理指標等の想定値を設定し、業績管理指標等の実績に応じて業績連動賞与を算出する業績連動賞与とフォーミュラを当該事業年度の取締役会にて決定します（なお、業績管理指標等の実績が、設定された業績管理指標等の想定値の範囲に収まらなかった場合には、改めて指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会にて当該フォーミュラを決定します。）。

当該事業年度終了後に、代表取締役 社長執行役員 CEOが各業務執行取締役との面談を経て当該フォーミュラの指標のうち個人評価を決定し、株主総会にてご承認いただいた限度額の範囲内で個人別賞与額を算出します。なお、個人評価の決定が適切に行われるようにするため、代表取締役 社長執行役員 CEOはその結果を指名・報酬諮問委員会に報告します。

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

I. 住友商事グループの現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

(1) 企業環境

当期の世界経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の大流行への対策としての先進国を中心とした金融・財政支援を背景に、景気回復の動きが強まりました。需要が大きく回復する一方、供給網においてはさまざまな制約が生じ、さらに、欧州での異例の風況による風力発電量の急減に端を発するエネルギー価格の世界的な高騰などから、物価上昇の傾向が顕著になりました。これを受け、多くの国・地域で金融政策を緩和から引締めへ転換する動きが見られました。加えて、ロシア・ウクライナ情勢に起因する経済制裁で世界が分断され、エネルギーや穀物などの価格が一層不安定になりました。中国では、各種規制の強化などの影響を受け、不動産危機をはじめとした成長の鈍化傾向が見られました。

国際商品市況は、近年では経験したことのない大幅な上昇となりました。世界的な脱炭素化の潮流を受け、化石燃料の上流権益への投資が減少するなか、世界的な景気回復の強まりや欧州のエネルギー危機を契機とした需要回復の動きにより、原油や天然ガスなどの価格が騰勢を強めました。また、急激な需要回復による物流の混乱やロシア・ウクライナ情勢の緊迫化による供給網の寸断リスクの高まりは、原油や天然ガスなどの価格のみならず、ニッケルや亜鉛などの非鉄金属、鉄鋼、穀物、さらにはガスを原料とする肥料などの原材料価格を一段と押し上げました。

国内経済は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に左右されて一進一退の動きとなったことや、半導体などのサプライチェーンの不安定な状況が続いたことなどにより、期待されたほど回復しませんでした。また、エネルギー価格の上昇と円安により輸入金額が大きく増加し、貿易収支は赤字に転じました。

(2) 全体業績及び財政状態

① 全体業績

当期の親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失^(注1)は、4,637億円の利益となり、前期に比べ6,168億円の増益となりました。一過性損益については、ロシア・ウクライナ関連の影響による損失を計上したものの、チリ銅・モリブデン鉱山事業をはじめとする複数案件でのバリュー実現による利益を計上したことなどから、約70億円の利益となり、前期に比べ約3,580億円の改善となりました。

一過性を除く業績は約4,570億円となり、前期に比べ約2,590億円の増益となりました。非資源ビジネスは、北米鋼管事業や自動車関連事業の回復に加え、リース事業の収益改善や不動産

(単位：億円)	第153期 (2020年度)	第154期 (2021年度)	増減
当期利益又は損失 (親会社の所有者に帰属)	△1,531	4,637	+6,168
一過性損益	約 △3,510	約 70	約 +3,580
一過性を除く業績	約 1,980	約 4,570	約 +2,590
(内、資源ビジネス ^(注2))	(130)	(1,600)	(+1,470)
(内、非資源ビジネス ^(注3))	(1,850)	(2,970)	(+1,120)
基礎収益キャッシュ・フロー ^(注4)	1,308	3,595	+2,288

(注1)「親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失」は、当社の株主に帰属する純損益を示しています。

(注2) 資源ビジネスとは、「資源第一本部」「資源第二本部」「エネルギー本部」が行っているビジネスを指します。

(注3) 非資源ビジネスとは、全社で行っているビジネスのうち、資源ビジネス以外のビジネスを指します。

(注4)「基礎収益キャッシュ・フロー」＝（売上総利益＋販売費及び一般管理費（除く貸倒引当金繰入額）＋利息収支＋受取配当金）×（1－税率）＋持分法投資先からの配当。なお、税率については、当期は25%、前期は31%を使用しています。

事業での大口案件の引き渡しがあったことなどにより増益となりました。また、資源ビジネスは、資源価格の上昇に加え、マダガスカルニッケル事業の操業再開などにより増益となりました。

② 財政状態

(a) 資産、負債及び資本の状況

当期末の資産合計は、円安の影響による増加に加え、営業資産や持分法投資が増加したことなどから、前期末に比べ1兆5,022億円増加し、9兆5,822億円となりました。

資本のうち親会社の所有者に帰属する持分^(注1)は、配当金の支払いがあった一方、円安の影響や親会社の所有者に帰属する当期利益を認識したことなどから、前期末に比べ6,699億円増加し、3兆1,978億円となりました。

現預金ネット後の有利子負債^(注2)は、前期末に比べ267億円減少し、2兆2,737億円となりました。

この結果、ネットのデット・エクイティ・レシオ^(注3)は、0.7倍となりました。

(b) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、運転資金が増加した一方で、コアビジネスが着実に資金を創出し、基礎収益キャッシュ・フローが3,595億円のキャッシュ・インとなったことなどから、合計で1,941億円のキャッシュ・インとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、エチオピア通信事業や中国下水処理事業への参画などの投融資を行った一方で、チリ銅・モリブデン鉱山事業の売却や国内外における不動産案件などの資産入替による回収があったことなどから、490億円のキャッシュ・インとなりました。

これらの結果、営業活動によるキャッシュ・フローに投資活動によるキャッシュ・フローを加えたフリーキャッシュ・フローは、2,431億円のキャッシュ・インとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、リース負債の支出や配当金の支払いなどにより、1,399億円のキャッシュ・アウトとなりました。

以上に加え、為替変動による影響などを加味した結果、現金及び現金同等物の当期末残高は、前期末に比べ1,348億円増加し、7,338億円となりました。

③ 2021年度年間配当金

当社は、株主の皆様に対して長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としつつ、中長期的な利益成長による配当額の増加を目指して取り組んでいます。

2021年度においては、中期経営計画「SHIFT 2023」で示したとおり、2020年度の年間配当金と同額の1株当たり70円以上を維持したうえで、連結配当性向30%程度を目安に、基礎的な収益力やキャッシュ・フローの状況等を勘案のうえ、決定することとしています。

2021年度の年間配当金は、当期の親会社の所有者に帰属する当期利益が4,637億円になったことから、上記方針を踏まえ、1株当たり110円としています。中間配当金は45円でしたので、当期の期末配当金として、1株当たり65円を本年6月に開催予定の定時株主総会にてお諮りすることとします。

なお、今後の株主還元方針及び2022年度の年間配当金予想額については、後記の「2. 対処すべき課題(4) 定量計画と株主還元方針の見直し ②株主還元方針の見直しと2022年度の年間配当金予想額」に記載のとおりです。

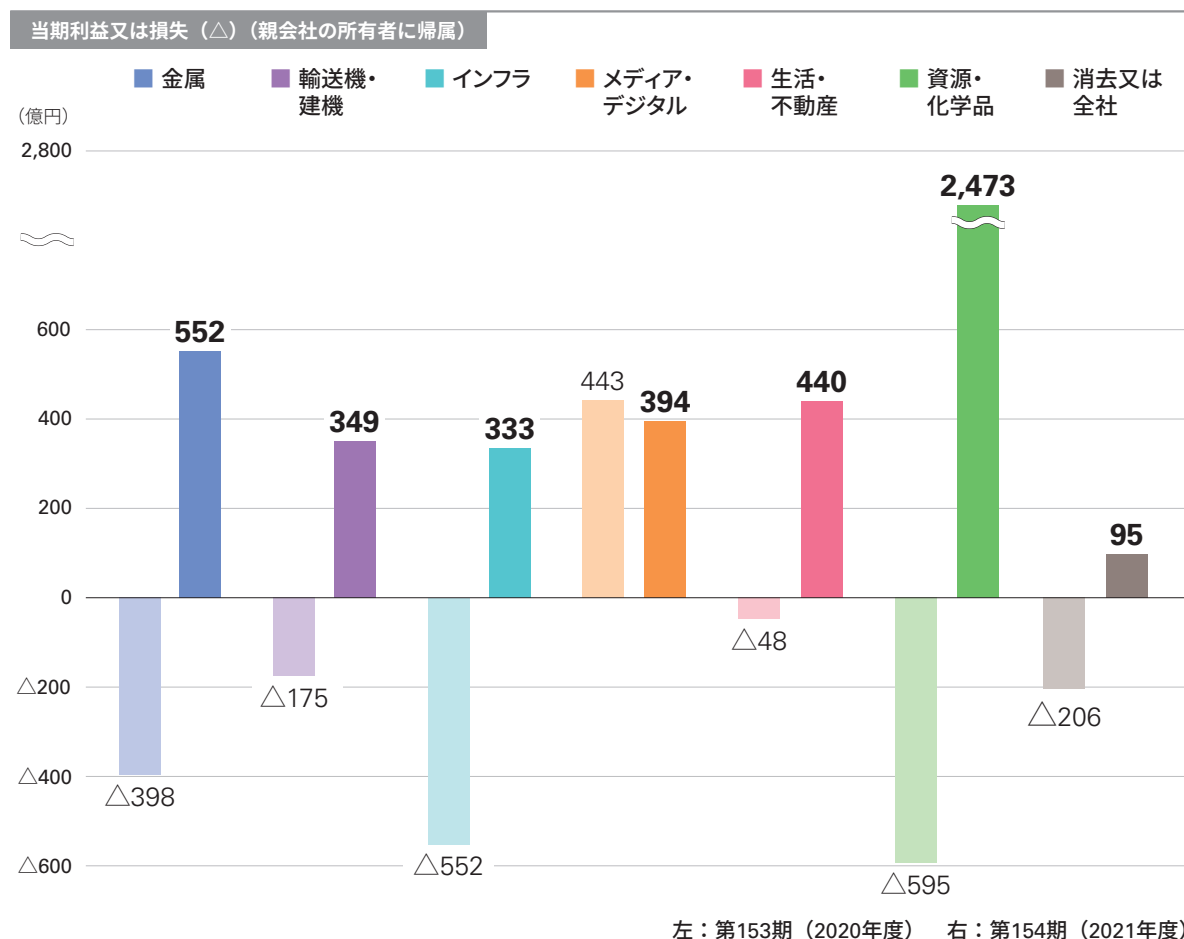
(注1)「資本のうち親会社の所有者に帰属する持分」は、資本のうち当社の株主に帰属する持分を示しています。

(注2)「有利子負債」は、社債及び借入金（流動・非流動）の合計であり、リース負債は含まれていません。

(注3)「ネットのデット・エクイティ・レシオ」(Debt-Equity Ratio)は、現預金ネット後の有利子負債を、「資本のうち親会社の所有者に帰属する持分」で除して算出したものです。

(3) セグメント別の状況

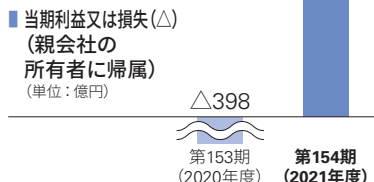
① セグメント別当期利益又は損失



- (注)1. 上記「当期利益又は損失（△）（親会社の所有者に帰属）」の数値は、億円単位を四捨五入しているため、個々の内訳を足し上げた額と合計値は必ずしも一致していません。
2. 当社は、2021年4月1日付で、エネルギーイノベーション・イニシアチブ（Energy Innovation Initiative (EII)）を新設のうえ、インフラ事業部門、生活・不動産事業部門及び資源・化学品事業部門傘下の組織から次世代エネルギー関連事業を同イニシアチブに移管し、「消去又は全社」に含めることとしています。また、同日付で、金属事業部門傘下にあったアルミニウム地金及び板の生産・販売事業を資源・化学品事業部門傘下の組織に移管しました。これに伴い、前期のセグメント別当期利益又は損失は、組み替えて表示しています。

② セグメント別の業績概要

金属 事業部門



業績概要

前期に鋼管事業で減損損失を計上したことの反動に加え、海外スチールサービスセンター事業や北米鋼管事業が増益となったことなどから、前期に比べ950億円増益の552億円の利益となりました。

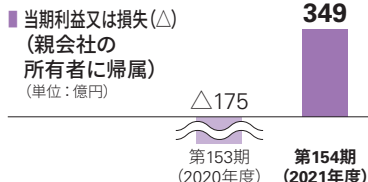
事業概要

- 薄板・厚板・線材などの鋼材及び油井管・ラインパイプなどの鋼管をはじめとした鉄鋼製品の取引
- 鋼材・鋼管の各種加工及び関連事業



風力発電用設備(リング鍛造品)の製造工程(ブラジル)

輸送機・建機 事業部門



業績概要

航空機リース事業で当期にロシア・ウクライナ関連の損失を計上した一方で、インドネシア自動車金融事業で前期に一過性損失を計上したことの反動に加え、リース事業や自動車関連事業が増益となったことなどから、前期に比べ524億円増益の349億円の利益となりました。

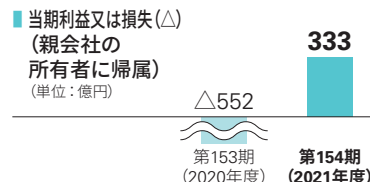
事業概要

- 船舶、航空機、自動車、自動二輪車、建設機械、鉱山機械、農業機械、産業車両及びこれらの関連設備機器・関連部品の取引並びにこれらに関する事業
- リース・ファイナンス事業



電気自動車(EV)カーシェアリングの実証実験

インフラ 事業部門



業績概要

電力EPC案件がピークアウトした一方で、前期に電力EPC案件で工事遅延に伴う一過性の追加コストや豪州発電事業などで減損損失などの一過性損失を計上したことの反動などから、前期に比べ885億円増益の333億円の利益となりました。

事業概要

- 国内電力小売事業、エネルギーマネジメント事業、水事業、交通輸送インフラ関連事業及び空港・港湾・スマートシティ開発事業などの社会インフラ事業
- 再生可能エネルギーを含む国内外のI(W)PP事業^(注1)及び電力EPC事業^(注2)などの電力インフラ事業
- 総合物流事業、海外工業団地の開発・運営事業並びに各種保険の手配及び保険商品の開発に関する事業などの物流インフラ・保険事業



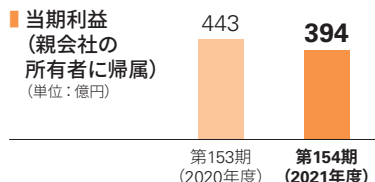
現地企業と共同で運営する下水処理場(中国)

(注1) Independent (Water and) Power Producer事業の略称です。当社が独立系発電事業者(Independent Power Producer)として発電設備を所有し、発電した電気を現地の電力会社などに販売する事業をIPP事業といい、このうち、発電時のエネルギーを利用して海水を淡水化し、生活用水を作り出す造水設備の運営を行い、造水した水を現地の水道会社などに販売する事業を(Waterの頭文字を加えて)IWPP事業といいます。

(注2) Engineering, Procurement and Construction事業の略称です。当社が発電所の設計、調達及び建設を一括して請け負う事業をいいます。

メディア・デジタル

事業部門



業績概要

国内主要事業会社が堅調に推移した一方で、海外通信事業が減益となったことなどから、前期に比べ49億円減益の394億円の利益となりました。

事業概要

- ケーブルテレビ事業、第5世代移動通信システム(5G)関連事業、多チャンネル番組供給事業、テレビ通販事業及びデジタルメディア関連事業などのメディア事業
- ICTプラットフォーム・ITソリューション事業及びグローバルCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)事業^(注1)を通じたデジタル事業
- 情報通信インフラ事業及び付加価値サービス事業などのスマートプラットフォーム事業^(注2)



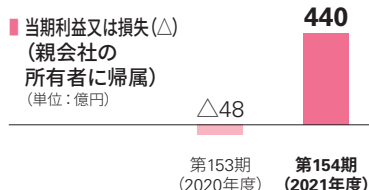
J.COMのオンライン診療サービス

(注1) 当社事業とのシナジー効果の獲得を目的としたベンチャー投資を行う事業をいいます。

(注2) 最先端のICT技術等を活用した新しい情報通信サービス・製品の基盤となる事業をいいます。

生活・不動産

事業部門



業績概要

欧米州青果事業で前期に減損損失を計上したことの反動に加え、米国市況回復により増益となったことや不動産事業で大口案件の収益計上があったことなどから、前期に比べ488億円増益の440億円の利益となりました。

事業概要

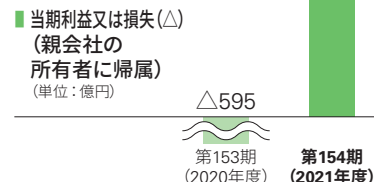
- 食品スーパーなどのリテール事業及び調剤併設型ドラッグストアなどのヘルスケア事業
- 青果・食肉などの食品及び砂糖などの食品原料の生産・加工・流通事業
- 建材・セメントなどの建設資材関連事業及び総合不動産事業



分譲マンションと小売店舗(サミット・トモズ)の一体開発

資源・化学品

事業部門



業績概要

マダガスカルニッケル事業で前期に減損損失を計上したことの反動に加え、2021年3月から操業を再開したことによる販売数量の増加に伴う増益や債務リストラに伴う一過性利益の計上があったこと、また、チリ銅・モリブデン鉱山事業の売却益を計上したことや資源価格が高値で推移したこと、並びに化学品トレード・農業資材ビジネスが堅調に推移したことなどから、前期に比べ3,068億円増益の2,473億円の利益となりました。

事業概要

- 非鉄金属原料・製品、石炭、鉄鉱石、石油・ガス及び炭素関連原材料・製品に関する事業
- 基礎化学品(有機、無機、バイオケミカル)、電池用材料・電子材料、エレクトロニクス、医薬、化粧品、農業、肥料及び動物薬に関する事業

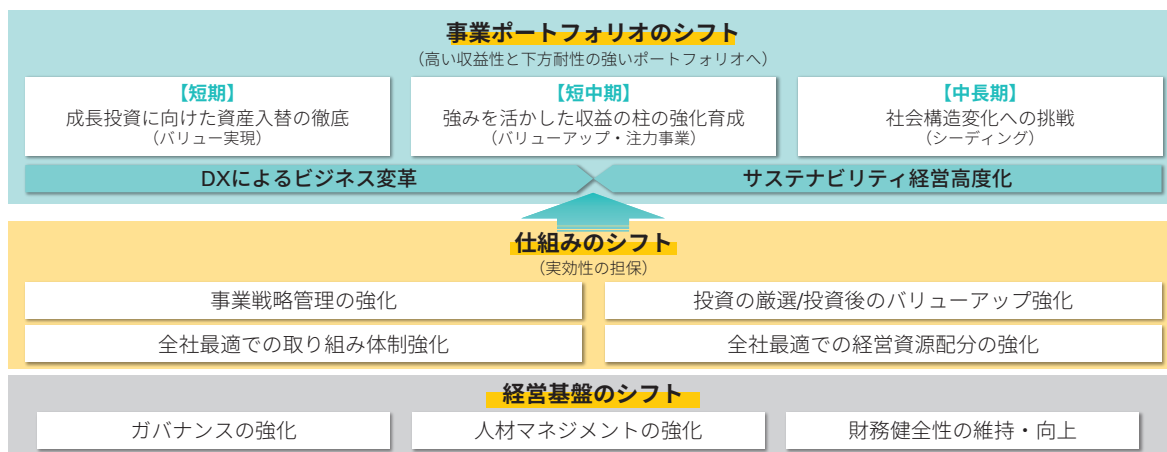


鉄鉱石の採掘現場(南アフリカ)

(4) 中期経営計画「SHIFT 2023」の進捗

当社は、前中期経営計画の最終年度である2020年度において、新型コロナウイルス感染症拡大のほか、経済環境の激変を受け、大幅に業績が悪化しました。そのため「事業ポートフォリオの収益力向上と下方耐性の強化」を当社の喫緊の課題として捉え、低採算事業の整理の徹底や事業ポートフォリオの再構築のための既存事業のバリューアップを加速させるなどの構造改革に徹底して取り組みました。そして、2021年5月に2023年度までの3か年を対象として策定した中期経営計画「SHIFT 2023」において、「事業ポートフォリオのシフト」、「仕組みのシフト」、「経営基盤のシフト」の3つのシフトに取り組んでいます。2021年度における取組状況は、以下のとおりです。

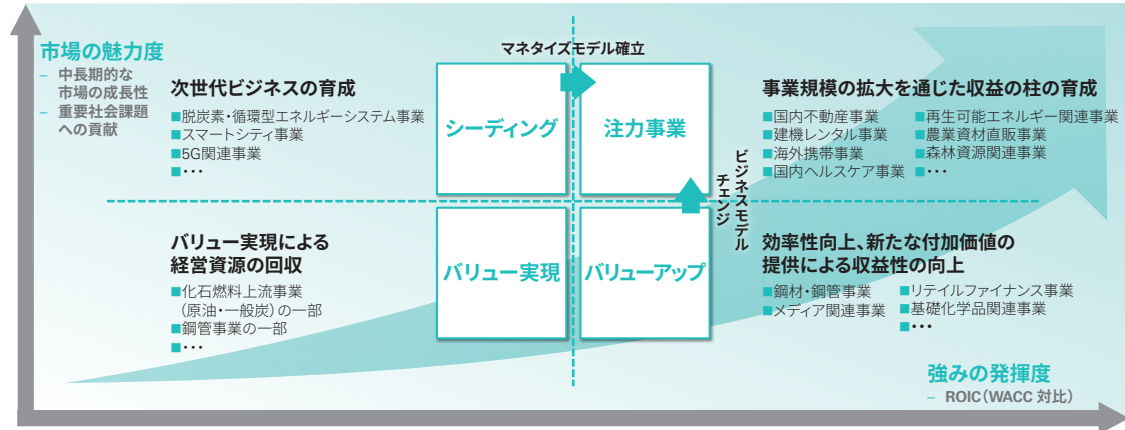
中期経営計画「SHIFT 2023」の全体像



① 事業ポートフォリオのシフト

「SHIFT 2023」の資産入替の徹底の取組として、低採算事業からの撤退を進め、また、バリューアップ施策による収益性、効率性等の改善（以下「ターンアラウンド」という。）を加速させました。具体的には、「SHIFT 2023」の策定に先立って分析を行った約400社の事業会社群のうち、撤退・バリュー実現先として特定していた101社について、32社の撤退が完了した2020年度に続き、2021年度は更に32社の撤退を完了させました。また、ターンアラウンド先として特定していた76社についても、各現場での打ち手が着実に成果に繋がってきており、特にマダガスカルでのニッケル事業や米国タイヤ販売事業、欧米州青果卸売事業は、各事業において、事業戦略や経営体制、オペレーションの見直し等を通じて業績を改善させました。

また、当社は2020年度にすべての事業を市場の魅力度と当社グループの強みの発揮度を軸に、戦略を同一とする事業群であるStrategic Business Unit (SBU)ごとにくくり直し、「バリュー実現」、「バリューアップ」、「注力事業」及び「シーディング」の4つの戦略カテゴリーに分類し、そのうえで、高い収益性と下方耐性の強い事業ポートフォリオの構築を目指し、当社の強みが発揮できる事業分野へ経営資源（資金・人材）のシフトを進める仕組みを作りました。



その結果、「バリュー実現」のカテゴリーのSBUにおいて、経営資源の回収が着実に進捗したほか、効率性向上と新たな付加価値の提供により既存の収益の柱を更に太くする「バリューアップ」や事業規模の拡大を通じた収益の柱の育成を目指す「注力事業」、次世代のビジネスを育成し新たな収益の柱を目指す「シーディング」のそれぞれのカテゴリーのSBUにおいても着実に戦略を推進しました。

事業ポートフォリオのシフトの定量的な進捗状況及び具体的な取組は、以下のとおりです。

＜定量的な進捗状況＞

	戦略 カテゴリー	バリュー実現	バリューアップ	注力事業	シーディング
		成長投資に向けた 資産入替の徹底	強みを活かした収益の柱の強化育成		社会構造変化への挑戦
SHIFT 2023 当初計画 (21/5月公表)	資産入替による 資金回収 (3年累計)	1,100億円	2,100億円	2,000億円	—
	投融資 (更新投資含む) (3年累計)	—	3,300億円	7,600億円	500億円
	一過性を除く業績 (2023年度)	0億円以上	1,200億円以上	2,000億円以上	—
2021年度 実績	資産入替による 資金回収	600億円	900億円	600億円	—
	投融資 (更新投資含む)	—	500億円	2,300億円	—
	一過性を除く業績	400億円	1,900億円	2,200億円	—

(注)1. 「SHIFT 2023当初計画」における「資産入替による資金回収」は、「その他の資金移動」額を控除した額へ修正しています。
2. 上記表の「—」は、金額が100億円未満であることを示しています。

＜具体的な取組の例＞

戦略カテゴリー	SBU	部門・イニシアチブ	進捗・成果
バリュー実現	化石燃料上流	資源・化学品	豪州一般炭炭鉱権益売却、北海油田事業一部売却
	金属資源上流	資源・化学品	チリ銅・モリブデン鉱山事業会社売却
バリューアップ	鋼材事業	金属	構造改革の徹底により経営効率の向上を実現、環境対応や地域戦略の深耕を加速
	ケーブルテレビ事業	メディア・デジタル	主要サービス強化（ネット・映像配信・モバイル）、生活関連サービス拡充（保険・オンライン診療等）
	金属資源上流	資源・化学品	持続可能性の観点から中長期で魅力度の高い銅、ニッケル等の商品へと経営資源をシフトし、上流資産ポートフォリオの最適化を推進
注力事業	総合リース	輸送機・建機	グローバルアセット、不動産、環境エネルギー等を注力分野とする優良資産の積み増し及びビジネス領域の拡大
	建機レンタル	輸送機・建機	既存の営業資産の収益性・効率性の改善と、拠点・商品拡充、営業資産積上げによる収益基盤の拡大
	再エネIPP	インフラ	国内外の再生可能エネルギー事業の拡大を目指し、福島県阿武隈地域における国内最大規模の陸上風力発電事業着工、インドネシア地熱発電事業への追加出資、国内再生可能エネルギー事業促進、屋根置き太陽光発電事業拡大
	海外通信事業	メディア・デジタル	エチオピア通信事業サービス開始
	リテイル	生活・不動産	サミットの積極的な出店及びDX施策の推進等による、首都圏でのプレゼンス拡大及び収益力の増大
	国内不動産	生活・不動産	戦略エリアを中心に優良資産を積み増し、ファンド、REIT（不動産投資信託）等の外部資金活用したBS（バランスシート）マネジメントの着実な実行
	アグリ事業	資源・化学品	農業資材のトレード及び直販事業の商品・機能の拡充と地理的拡大を通じた既存事業の強化
シーディング	銅管次世代事業推進	金属	エネルギー開発現場の自動化・効率化に寄与するソフトウェアの拡販継続
	スマートシティ	インフラ	スマートサービス導入による価値の高い街づくりを目指し、ハノイ市北部スマートシティタウンマネジメントに関する協議を推進
	5G関連事業	メディア・デジタル	5G基地局シェアリング事業開始、ローカル5G関連事業への取組
	エネルギーイノベーション・イニシアチブ		水素、大型蓄電、分散型太陽光分野でパートナー連携、案件参画を着実に推進するとともに、森林等の注力事業では資産の積み増しを実行

また、これら事業ポートフォリオのシフトを進めるうえで、特にデジタル化への対応とサステナビリティの視点を取り込み、社会とともに発展、成長する事業ポートフォリオの構築を目指しています。

デジタル化への対応は、全社のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するために設立したDXセンターがSBUと協働し、戦略を具体化しています。SCSK株式会社との連携に加え、当社が100%出資するDX技術専業会社である株式会社Insight Edgeの機能を拡充し、リテイル分野などの注力事業の更なる強化や製造業の生産性向上などのバリューアップとデジタルを核とした新事業開発を進めています。

サステナビリティの観点では、当社グループは2020年6月に持続可能な社会の実現のために当社グループが取り組むべき6つの「重要社会課題」と「長期目標」を設定し、2021年5月にはその具体的なアクションプランを示す「中期目標」を定めました^(注1)。「重要社会課題」の中でも特に「気候変動緩和」については気候変動をめぐる世界的な情勢を踏まえ、継続的に「気候変動問題に対する方針」の見直しを実施しています。当社の石炭火力発電事業及び一般炭鉱山開発事業の方針やカーボンニュートラル化に向けた道筋を具体的に示しており、より環境への負荷が少ない事業ポートフォリオとすることを明確に謳っています。

2021年度には、化石エネルギー事業の権益の一部を売却し、再生可能エネルギー事業の推進などを通じてポートフォリオシフトを進めると同時に、既存の石炭火力発電事業の脱炭素化・低炭素化等に向けて検討を進めました。2021年4月に新設した営業組織であるエネルギーイノベーション・イニシアチブ（Energy Innovation Initiative(EII)）において、次世代エネルギー関連のビジネスの拡大及び創出に着手に取り組みました。また、「循環経済」関連では、既存のリサイクルやシェアリング事業の拡大等を通じて、リサイクル・省資源型ビジネスを推進したことに加えて、主要天然資源の持続可能な調達体制の強化の一環として、当社グループの「森林経営方針」と「林産物調達方針」を2022年3月に策定・開示しました。加えて、「人権尊重」関連では、2025年までに当社グループの全事業の人権リスクを的確に評価することを目標とし、事業部門毎の人権デューデリジェンスを開始しており、リスクの低減・防止策の強化に着手しています。

その他の「重要社会課題」に関しても、長期目標・中期目標達成に向けて鋭意取り組んでおり、各課題の長期目標・中期目標の達成状況や具体的な取組については、毎年改訂する「ESGコミュニケーションブック」^(注2)や統合報告書などにおいて開示しています。

(注1) 重要社会課題に対する長期・中期目標については、本招集ご通知66～67ページをご参照ください。

(注2) ESGコミュニケーションブックについては、当社ウェブサイトに掲載しています。

② 仕組みのシフト

事業ポートフォリオのシフトを実効性のあるものとするために、仕組みのシフトも推進しました。具体的には、各SBUにおいて戦略目標の達成状況を客観的に測る指標（KAI・KPI）を設定のうえ、年2回の戦略会議の場においてその進捗状況をモニタリングし、戦略見直しの要否を議論するとともに、常に改善につなげるPDCAサイクルを強化しています。また、個別事業の取り組みにおいては、投資案件の選定や継続の要否を判断するための投資案件選定指針の制定による投資規律の厳格化や、投資パフォーマンス連動報酬制度の導入等により、事業投資の成功確度向上と価値最大化に向けた仕組みづくりを行いました。

事業部門の戦略・取組を全社最適の観点から補完するための取組も強化しました。具体的には、既存組織を横断するような社会課題、事業領域に対する全社的な取組を強化すべく、上述のエネルギーイノベーション・イニシアチブ（EII）を上げたほか、社会インフラ、ヘルスケア、農業等の成長戦略テーマの推進や、各地域組織における事業開発等、全社横断的な取組を強化しました。また、全社最適の観点から経営資源の配分、各事業部門の戦略構築や事業推進について、グローバルイノベーション推進委員会^(注)が業務執行の最高意思決定機関である経営会議の諮問機関として、議論・提言する体制を整えました。

③ 経営基盤のシフト

当社が中長期的に成長、発展していくための経営基盤についても、着実に強化、拡充を進めました。

(a) ガバナンスの強化

取締役会においては、重点的に審議すべき重要経営課題の設定（アジェンダ・セッティング）を取締役会メンバー全員で行っています。2021年度は、このアジェンダの一つとして、事業ポートフォリオのシフトなどの「SHIFT 2023」の各施策や6つの「重要社会課題」の中期目標などの進捗モニタリングに注力しました。また、各事業部門からは戦略の進捗状況及び課題並びにその対応方針に関する報告を受け、当該課題に焦点を当てて審議を行ったほか、主要な委員会（内部統制委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会（2021年7月に「IT戦略委員会」に改組）など）から定期的な報告を受けました。これらにより、当社全体の業務執行の状況について継続的にモニタリングし、監督機能の強化を図りました。また、住友商事及びグループ各社が尊重すべき3つの原則（自律、対話、連携）を中心とするグループマネジメントポリシーを2021年6月に策定し、当社グループの企業価値の向上のためグループ経営の高度化を推進しています。

(注) SBU戦略を全社最適の観点から審議し、全社投融資枠（資金）・人的リソース配分を経営会議に提言する機能を持つ、経営会議の諮問機関です。

(b) 人材マネジメントの強化

2020年度に策定したグローバル人材マネジメントポリシーを具現化すべく、年次管理を撤廃し職務や成果を従来以上に報酬と連動させた職務等級制度の導入、評価制度の刷新、従来型の職掌別管理を廃した職掌の一本化等、当社の人事制度を大きく改訂し、人材マネジメント改革の基盤を整備するとともに、Diversity & Inclusionの推進を加速しました。また、事業ポートフォリオ再構築に伴う人材シフト、事業ニーズや環境変化に即したリソースマネジメントにも取り組みました。

(c) 財務健全性の維持・向上

事業環境の回復にも支えられ、着実な利益の積み上げが実現できた結果、デット・エクイティ・レシオは、昨年度末の0.9倍から0.7倍に低下、リスクアセットもリスクバッファの範囲内に収めています。引き続き「SHIFT 2023」の3年間合計の配当後フリーキャッシュ・フローの黒字の方針は堅持し、財務健全性の向上に努めます。

2020年度に当社グループが一丸となって実行してきた構造改革の大きなモメンタムを引き続き「SHIFT 2023」でも引継ぎながら、今後も更に大きな成果へと繋げていく所存です。

2 対処すべき課題

(1) 事業ポートフォリオのシフトによる収益力の強化

「SHIFT 2023」初年度の業績は堅調に推移しましたが、資源価格の上昇などの外部環境の影響があったことも事実です。「SHIFT 2023」で掲げた高い収益性と下方耐性の強い事業ポートフォリオの構築に向けて既存事業の撤退やターンアラウンドは堅調に推移していますが、これらを計画どおりに実行することに加え、当社の収益を支える事業群である「注力事業」や「バリューアップ」に分類されているSBUが、当社の強みを十分に活かしながら、各事業の資本コストをカバーし、更にそれを大きく超過する収益力の獲得とともに、投下資本を増やして収益基盤の拡大も図っていきます。また、将来の収益の柱となる新たなコア事業の創出についても、成長戦略テーマを中心に想定する成果が得られるよう、引き続き注力していきます。社会の価値観や生活様式が大きく変化するなかで、総合商社である当社がその強みを活かし新たに事業を創出できる機会は数多くあり、住友の事業精神にある「進取の精神」や「企画の遠大性」を念頭に、新たなコア事業の創出に向けた取組を加速していきます。

(2) サステナビリティ経営の高度化

当社グループにおいては、前述のとおり6つの「重要社会課題」の解決に向け取り組んでいます。その中でも「気候変動緩和」、「循環経済」、「人権尊重」の取組に対する社会の要請は一層の高まりを見せており、社会の潮流や変化を見極めながら適時に対応していきます。「気候変動緩和」については、当社及び連結子会社でのCO2排出量に加え、排出総量に影響が大きい持分法投資先の火力発電事業における直接排出量や化石エネルギー権益事業における間接排出量も含め、カーボンニュートラル化をコミットしています。当社は、2050年の当社事業のカーボンニュートラル化に向けたマイルストーンを明確にし、当社事業のカーボンニュートラル化の実現と同時に、地域社会の発展・進化を目指して次世代エネルギー事業を創出し、社会のカーボンニュートラルへ貢献していきます。また、「循環経済」についてはリサイクル・省資源型ビジネスの推進や天然資源の持続可能な調達体制の強化に更に注力し、「人権尊重」については当社グループの全事業における人権リスクの低減・防止を一層強化していくことで新たな価値創造を実現していきます。

(3) 人材マネジメント改革の実行

当社グループの持続的な発展にとって人材は最重要の経営リソースであり、2021年度に導入した新人事制度の運用の実効性を高め、人材マネジメント改革の成果をスピード感を持って目に見える形にしていく必要があります。Diversity & Inclusionの更なる推進、年齢や性別その他属性にとらわれないPay for Job, Pay for Performanceの考え方に基づく適所適材の人員配置により、すべての役職員の最大限のパフォーマンス発揮を目指します。

人的資本の拡充に向けては、グローバル人材マネジメントポリシーに掲げる新たな価値創造に挑戦する人材集団を目指して、採用手法の多様化や個にフォーカスしたピープルマネジメント力の強化、経営人材育成やプロフェッショナルリティ強化などの人材開発施策を実行していきます。

また、ウィズ・コロナの長期化で生じた組織活力やチーム運営上の課題を解決し、組織の活性化とアウトプット向上を目的に、人材育成とコミュニケーションの強化、役職員一人ひとりのエンゲージメントの向上にも取り組んでいきます。

(4) 定量計画と株主還元方針の見直し

当社は、上記で述べた課題に対処しながら、着実な利益成長を目指し、引き続き株主の皆様へ還元していくべく取り組んでいきます。当社の今後の定量計画と株主還元方針の詳細は、以下のとおりです。

① 定量計画

今般、足元の状況を踏まえ「SHIFT 2023」の当初計画において定めた業績見通しとキャッシュ・フロー計画について、以下のとおり見直しました。

・業績見通し

(単位：億円)	SHIFT 2023			2024年度
	2021年度	2022年度	2023年度	
見直し後計画（2021年度は実績）	4,637	3,700	3,800	4,500
当初計画（21/5月公表）	2,300	2,600	3,000以上	—

なお、当社は最適な経営資源配分を通じた事業ポートフォリオのシフトの実行に向けて、「SHIFT 2023」の対象期間だけに限らず、常に3年先までの定量イメージを具体的に持ちながら戦略的議論を実施しているため、上記では2024年度までの利益イメージを示しています。

「SHIFT 2023」で掲げる諸施策の取組を通じ、各事業における収益性と下方耐性は確実に向上しており、各年度ともに当初計画を上回る利益計画としています。

・キャッシュ・フロー計画

(単位：億円)	SHIFT 2023		3年合計 当初計画 (21/5月公表)
	2021年度実績	3年合計 修正計画 (22/5月公表)	
基礎収益キャッシュ・フロー	+3,595	+9,100	+6,400
減価償却費（リース負債による支出Net後）	+1,020	+3,200	+3,100
資産入替	+2,200	+6,600	+5,200
その他の資金移動	△2,200	△1,900	△700
投融資（含む更新投資）	△2,900	△12,300	△11,400
フリーキャッシュ・フロー（調整後）	+1,747	+4,700	+2,600
配当	△1,000	△3,500	△2,600
配当後フリーキャッシュ・フロー（調整後）	+747	黒字確保	黒字確保

「SHIFT 2023」において、配当後フリーキャッシュ・フローの黒字を確保する方針に変更はなく、今回の見直しにより増加した基礎収益キャッシュ・フローを原資とした追加の投融資や、株主還元それぞれにそれぞれ配分する計画としています。

修正計画では、1兆2,300億円の投融資を計画しており、引き続き、市場の魅力が高く、当社の強みが十分に発揮できる分野を中心に投融資を実行し、ポートフォリオの収益性と下方耐性を高めていきます。

また、戦略カテゴリーごとの定量計画を、以下のとおり見直しています。

	戦略カテゴリー	バリュー実現	バリューアップ	注力事業	シーディング
		成長投資に向けた 資産入替の徹底	強みを活かした収益の柱の強化育成		社会構造変化への挑戦
SHIFT 2023 当初計画 (21/5月公表)	資産入替による 資金回収 (3年累計)	1,100億円	2,100億円	2,000億円	—
	投融資 (更新投資含む) (3年累計)	—	3,300億円	7,600億円	500億円
	一過性を除く業績 (2023年度)	0億円以上	1,200億円以上	2,000億円以上	—
SHIFT 2023 修正計画 (22/5月公表) ※戦略カテゴリー 間での組み替え を含む	資産入替による 資金回収 (3年累計)	1,200億円	2,800億円	2,300億円	—
	投融資 (更新投資含む) (3年累計)	100億円	2,900億円	8,500億円	600億円
	一過性を除く業績 (2023年度)	200億円	1,800億円	1,900億円	△100億円

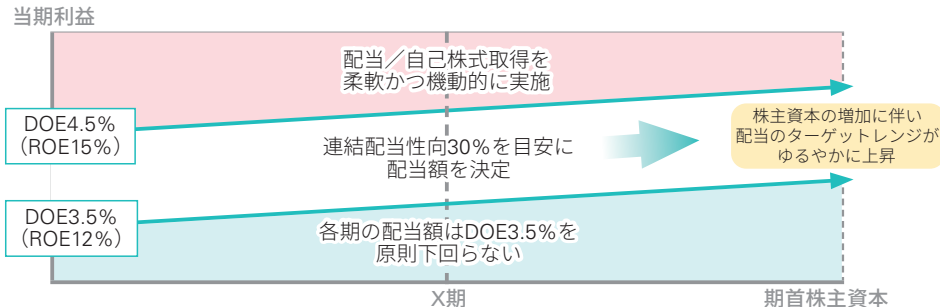
(注)1. 「SHIFT 2023当初計画」における「資産入替による資金回収」は、「その他の資金移動」額を控除した額へ修正しています。
2. 上記表の「—」は、金額が100億円未満であることを示しています。

② 株主還元方針の見直しと2022年度の年間配当金予想額

当社は株主の皆様に対して長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としており、「SHIFT 2023」においては、2020年度の年間配当金と同額の1株当たり70円以上を維持したうえで、連結配当性向30%を目安に、基礎的な収益力やキャッシュ・フローの条件を勘案のうえ、決定することとしていました。

今般、2022年度以降の株主還元方針について、構造改革の進捗などにより、収益基盤・財務体質の改善が進捗したことを踏まえ、当社の持続的成長と株主の皆様の長期的な利益の観点から見直しを行いました。新しい株主還元方針においては、DOE（株主資本配当率）3.5%～4.5%の範囲内で、連結配当性向30%を目安に、基礎的な収益力やキャッシュ・フローの状況等を勘案のうえ、年間の配当額を決定することとします。そのうえで、当期利益実績の30%に相当する部分が上記範囲を超過した場合には、当該超過部分に対する配当あるいは自己株式の取得を柔軟かつ機動的に実施します。なお、原則として、年間の配当額は、その直前に公表している配当予想額を下回らないものとします。

<株主還元の考え方>



2022年度の年間配当金予想額は、上記の新たな株主還元方針を適用し、2022年度通期連結業績予想3,700億円を踏まえ、1株当たり90円（中間45円、期末45円）としています。

当社グループを取り巻く経営環境には、新型コロナウイルス感染拡大の長期化に加えて、ロシア・ウクライナ情勢などの地政学リスクの高まりや、各国における金融・財政政策の方針転換など、見通しが不透明な要素もありますが、当社はこのような外部環境の変化に適切に対応しながら新たな価値を創造し、企業活動を通じて重要社会課題の解決に貢献することで、持続的に成長していくことを目指します。

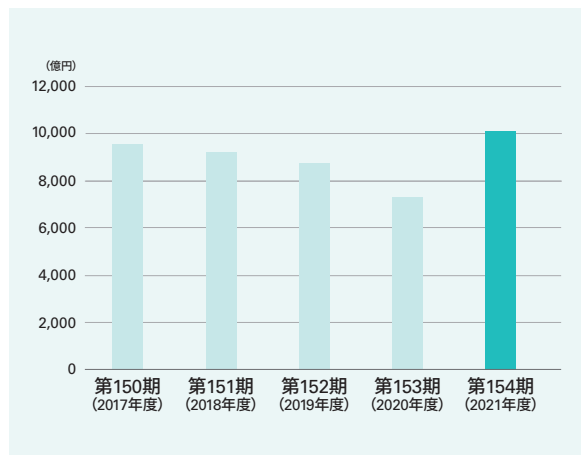
3 財産及び損益の状況

区 分	国際会計基準				
	第150期 (2017年度)	第151期 (2018年度)	第152期 (2019年度)	第153期 (2020年度)	第154期 (2021年度)
収益 (億円)	48,273	53,392	52,998	46,451	54,950
売上総利益 (億円)	9,565	9,232	8,737	7,295	10,096
当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属) (億円)	3,085	3,205	1,714	△ 1,531	4,637
1株当たり当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属) (円)	247.13	256.68	137.18	△ 122.42	370.79
総資産額 (億円)	77,706	79,165	81,286	80,800	95,822
親会社の所有者に帰属する持分 (億円)	25,582	27,715	25,441	25,280	31,978
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	2,048.93	2,219.11	2,036.48	2,022.83	2,558.24
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) (%)	12.5	12.0	6.4	△ 6.0	16.2
総資産当期利益率 (ROA) (%)	4.0	4.1	2.1	△ 1.9	5.3
親会社所有者帰属持分比率 (%)	32.9	35.0	31.3	31.3	33.4
有利子負債 (ネット) (億円)	25,215	24,271	24,688	23,004	22,737
Debt-Equity Ratio (ネット) (倍)	1.0	0.9	1.0	0.9	0.7

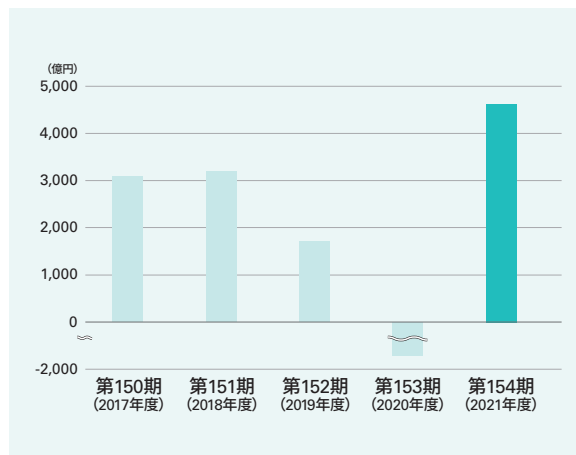
(注) 1. 有利子負債 (ネット) は、有利子負債から現金及び現金同等物と定期預金を控除しています。

2. 億円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。

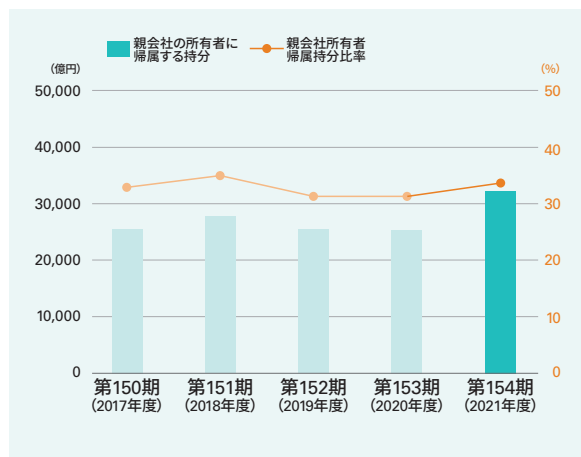
売上総利益



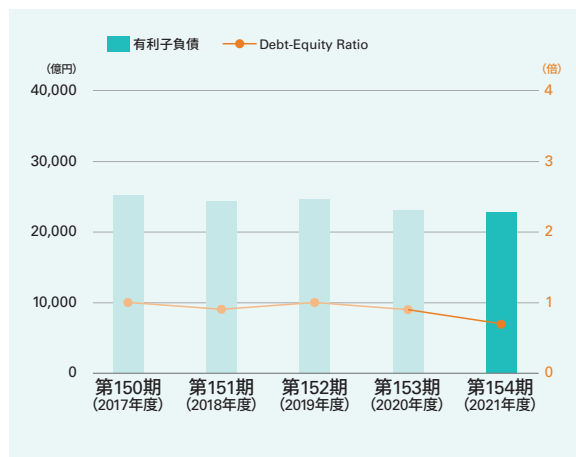
当期利益又は損失（△）（親会社の所有者に帰属）



親会社の所有者に帰属する持分／親会社所有者帰属持分比率



有利子負債（ネット）／Debt-Equity Ratio（ネット）



4 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

住友商事グループは、グローバルなネットワークを通じて、金属、輸送機・建機、インフラ、メディア・デジタル、生活・不動産、資源・化学品など多岐にわたる事業分野で、各種商品の国内、輸出入及び海外取引を行うほか、各種のサービス関連事業や事業投資を行うなど、多角的な事業活動を行っています。

5 主要な営業所の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 国 内

当 社 本 店	東京都千代田区	
当 社 支 社	6か所	北海道支社（札幌）、東北支社（仙台）、中部支社（名古屋）、関西支社（大阪）、中国支社（広島）、九州支社（福岡）
当 社 支 店	5か所	浜松支店、四国支店（高松）、新居浜支店、長崎支店、沖縄支店（那覇）

(注) 上記のほか、当社の営業所1か所があります。

国内独立法人	3法人	住友商事北海道株式会社、住友商事東北株式会社、住友商事九州株式会社
--------	-----	-----------------------------------

(注) 上記国内独立法人3法人が有する本・支店等は9か所です。

(2) 海 外

当社支店・出張所	4か所	ヨハネスブルグ支店、キエフ支店、アルマティ支店、ヌルスルタン出張所
----------	-----	-----------------------------------

(注) 1. 上記のほか、海外における当社の駐在員事務所23か所があります。
 2. 「キエフ支店」は、2022年5月1日付で「キーウ支店」に名称変更しました。
 3. 「ヌルスルタン出張所」は、旧「アスタナ出張所」が2021年9月1日付で名称変更したものです。

海外現地法人	35法人	米州住友商事会社（米国）、ブラジル住友商事会社、欧州住友商事ホールディング会社（英国）、欧州住友商事会社（英国）、アフリカ住友商事会社（南アフリカ共和国）、中東住友商事会社（アラブ首長国連邦）、CIS住友商事会社（ロシア）、アジア大洋州住友商事会社（シンガポール）、中国住友商事会社、上海住友商事会社など
--------	------	--

(注) 上記海外現地法人35法人が有する本・支店等は84か所です。

6 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 住友商事グループの従業員数

セグメント	金属	輸送機・建機	インフラ	メディア・デジタル	生活・不動産	資源・化学品	その他	合計
従業員数	5,938名	18,978名	3,666名	15,557名	16,595名	10,313名	3,206名	74,253名 (対前期末667名減)

(注) 上記「その他」には、エネルギーイノベーション・イニシアチブ (EII) の業務に従事している従業員が含まれています。

(2) 当社の従業員数

合計 5,300名 (対前期末90名減)

(注) この中には、海外支店・出張所・駐在員事務所が雇用している従業員150名が含まれています。

7 重要な子会社の状況

(1) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

区 分	国際会計基準			
	第151期 (2018年度)	第152期 (2019年度)	第153期 (2020年度)	第154期 (2021年度)
連結子会社	626社	663社	662社	637社
持分法適用会社	305社	294社	273社	256社

(2) 主要な連結子会社及び持分法適用会社

セグメント	会社名	主要な事業内容
金属	EDGEN GROUP INC. (子)	エネルギー産業向け鋼管・鋼材のグローバルディストリビューター
	住友商事グローバルメタルズ株式会社 (子)	鋼材・非鉄金属製品の国内外取引及びその関連事業
輸送機・建機	三井住友ファイナンス&リース株式会社 (持)	リース業
	住友三井オートサービス株式会社 (持)	自動車リース業及び関連サービス
インフラ	PT. CENTRAL JAVA POWER (子)	インドネシアにおける発電所リース事業
	サミットエナジー株式会社 (子)	国内における発電所の開発・保有・運営及び電力販売
メディア・デジタル	SCSK株式会社 (子)	システム開発、ITインフラ構築、ITマネジメント、BPO (Business Process Outsourcing)、ITハード・ソフト販売
	JCOM株式会社 (持)	ケーブルテレビ局及び番組供給会社の統括運営
生活・不動産	サミット株式会社 (子)	スーパーマーケット
	FYFFES LIMITED (子)	欧州並びに米州での青果物生産及び卸売業
資源・化学品	MINERA SAN CRISTOBAL S.A. (子)	ボリビアにおける銀・亜鉛・鉛鉱山の操業
	SUMISHO COAL AUSTRALIA HOLDINGS PTY LTD. (子)	豪州における石炭事業への投資
その他	米州住友商事会社 (子)	輸出入及び卸売業
	欧州住友商事ホールディング会社 (子)	欧州現地法人の持株会社

(注) (子)は連結子会社、(持)は持分法適用会社です。

8 主要な借入先及びその借入額（2022年3月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	175,654
株式会社日本政策投資銀行	160,972
株式会社三井住友銀行	127,161
株式会社みずほ銀行	102,950
三井住友信託銀行株式会社	98,324
住友生命保険相互会社	88,000
明治安田生命保険相互会社	86,000
日本生命保険相互会社	84,888
農林中央金庫	70,000
信金中央金庫	60,000
その他	715,922
当社単体借入金合計	1,769,871
連結子会社借入金合計	698,473
連結借入金合計	2,468,344

(注) 上記「その他」には、株式会社三井住友銀行又は株式会社三菱UFJ銀行を幹事とするシンジケートローンが合計で25,000百万円含まれています。

9 資金調達についての状況

住友商事グループの資金調達については、長期・短期借入金及びコマーシャルペーパーの発行などによるほか、次のとおり社債を発行しています。

当社

2021年7月 第3回米ドル建無担保社債 500百万米ドル（612億円）（2026年7月満期 年利1.550%）

2021年9月 第59回円建無担保社債 100億円（2031年9月満期 年利0.290%）

連結子会社

当社、Sumitomo Corporation of Americas（米国）、Sumitomo Corporation Capital Europe PLC（英国）及びSumitomo Corporation Capital Asia Pte. Ltd（シンガポール）が共同で設定したユーロMTNプログラムに基づく、30百万米ドル（約37億円）の米ドル建社債
SCSK株式会社において発行した50億円の無担保社債

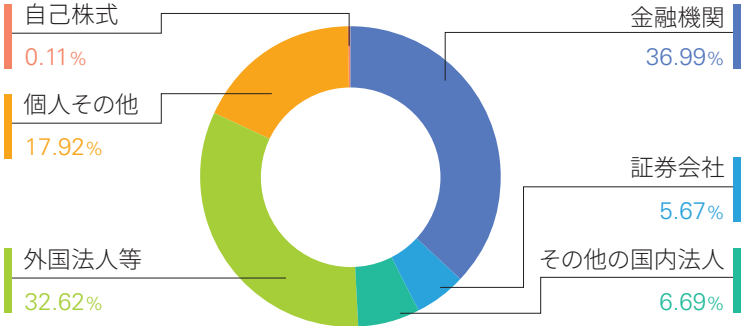
II. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

発行可能株式総数	2,000,000,000株
発行済株式の総数	1,251,404,367株（対前期末150,500株増／自己株式1,399,754株を含む）
（注）発行済株式の総数の増加は、2021年8月12日付で業績連動型株式報酬として普通株式を発行したことによるものです。	
株主数	224,261名（対前期末18,572名増）
単元株式数	100株
大株主	

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	209,552	16.76
EUROCLEAR BANK S.A./N.V.	65,523	5.24
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	64,363	5.15
住友生命保険相互会社	30,855	2.47
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	18,516	1.48
三井住友海上火災保険株式会社	17,000	1.36
JPモルガン証券株式会社	15,892	1.27
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	15,559	1.24
日本生命保険相互会社	14,879	1.19
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	14,540	1.16

（注）持株比率は、自己株式（1,399,754 株）を発行済株式の総数から控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入しています。

（ご参考）所有者別持株比率



当事業年度中に当社役員に対して職務の執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 36,500株	6名

（注）当事業年度中に社外取締役及び監査役に対して職務の執行の対価として交付された株式はありません。

III. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

氏 名	会社における地位	会社における担当及び重要な兼職の状況
中 村 邦 晴	取 締 役 会 長	日本電気株式会社 社外取締役 信越化学工業株式会社 社外取締役
兵 頭 誠 之	代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	CEO
南 部 智 一	代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	メディア・デジタル事業部門長 CDO*4
山 埜 英 樹	代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	コーポレート部門 企画担当役員 CSO・CIO*5
清 島 隆 之	代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO*6
塩 見 勝	代 表 取 締 役 常 務 執 行 役 員	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFO
江 原 伸 好	社 外 取 締 役*1	

取締役会への出席状況		主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
22回中22回 (100%)		主に金融機関及びプライベート・エクイティ・ファンド運営会社の経営者として培ってきた金融及び企業経営の分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、経営戦略や事業投資など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献しました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員長として、委員会において重要な役割を果たすなど、当社の取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献しました。これらにより、当社が同氏に期待する役割を果たしました。

石 田 浩 二	社 外 取 締 役*1	有限責任 あずさ監査法人*7 公益監視委員会委員
取締役会への出席状況		主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
22回中22回 (100%)		主に金融機関の経営者及び日本銀行政策委員会の審議委員として培ってきた金融及び企業経営の分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、業績管理や事業経営など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献しました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員として、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献しました。これらにより、当社が同氏に期待する役割を果たしました。

氏 名	会社における地位	会社における担当及び重要な兼職の状況
岩 田 喜 美 枝	社 外 取 締 役*1	東京都*8 監査委員 株式会社りそなホールディングス*8 社外取締役 味の素株式会社*8 社外取締役
取締役会への出席状況		主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
22回中22回 (100%)		主に官僚及び民間企業の経営者や社外役員として培ってきた企業経営やコーポレートガバナンス、企業の社会的責任、ダイバーシティ等に関する分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、気候変動への対応や人材戦略など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献しました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員として、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献しました。これらにより、当社が同氏に期待する役割を果たしました。
山 崎 恒	社 外 取 締 役*1	弁護士 全国農業協同組合連合会*9 経営管理委員 株式会社かんば生命保険*8 社外取締役
取締役会への出席状況		主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
22回中22回 (100%)		主に裁判官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、法務や人権問題への対応など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。
井 手 明 子	社 外 取 締 役*1	東北電力株式会社*9 社外取締役（監査等委員）
取締役会への出席状況		主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
22回中22回 (100%)		主に大手通信事業者の経営陣幹部、グループ会社の経営者や親会社（持株会社）の常勤監査役として培ってきた情報・通信、企業経営やコーポレートガバナンス等の分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進や内部統制など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。
細 野 充 彦	常 任 監 査 役 (常 勤)	
村 井 俊 朗	監 査 役 (常 勤)	

氏 名	会社における地位	会社における担当及び重要な兼職の状況
永 井 敏 雄	社 外 監 査 役*2	弁護士 東レ株式会社*9 社外監査役
取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
22回中22回 (100%)	17回中17回 (100%)	主に裁判官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。
加 藤 義 孝*3	社 外 監 査 役*2	公認会計士 住友化学株式会社*9 社外監査役 三井不動産株式会社*8 社外監査役
取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
22回中20回 (90.9%)	17回中17回 (100%)	主に公認会計士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。
長 嶋 由 紀 子	社 外 監 査 役*2	株式会社リクルートホールディングス*8 常勤監査役 株式会社リクルート*9 常勤監査役 日本たばこ産業株式会社*8 社外取締役
取締役会への出席状況*10	監査役会への出席状況*10	主な活動状況*10
19回中19回 (100%)	12回中12回 (100%)	主に大手企業（持株会社）の常勤監査役やグループ会社の経営者としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。

- (注) 1. *1は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしています。また、*1のいずれも、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準並びに社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」が定める独立性基準（30ページ）を満たし、当社はその全員を、同取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
2. *2は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしています。また、*2のいずれも、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準並びに社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」が定める独立性基準（30ページ）を満たし、当社はその全員を、同取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
3. *3 加藤義孝氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. *4 CDO : Chief Digital Officer
5. *5 CSO : Chief Strategy Officer、CIO : Chief Information Officer
6. *6 CAO : Chief Administration Officer、CCO : Chief Compliance Officer
7. *7 有限責任 あずさ監査法人は当社の会計監査人です。
8. *8 東京都、株式会社りそなホールディングス、味の素株式会社、株式会社かんぽ生命保険、三井不動産株式会社、株式会社リクルートホールディングス、日本たばこ産業株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
9. *9 全国農業協同組合連合会、東北電力株式会社、東レ株式会社、住友化学株式会社、株式会社リクルートは、当社の取引先です。
10. *10 長嶋由紀子氏の取締役会への出席状況及び監査役会への出席状況については、2021年6月18日就任以降のものを記載しています。

2 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	対象人員	報酬等の総額	内 訳					
			例月報酬	業績連動賞与	旧制度 (2021年6月以前)		新制度 (2021年6月以降)	
					譲渡制限付 株式報酬 (リストラクテッド・ ストック)	業績連動型 株式報酬 (パフォーマンス・ シェア・ユニット)	譲渡制限付 業績連動型 株式報酬	
取締役	社内取締役	6名	1,099百万円	380百万円	513百万円	21百万円	65百万円	121百万円
	社外取締役	5名	95百万円	95百万円	—	—	—	—
	合計	11名	1,194百万円	476百万円	513百万円	21百万円	65百万円	121百万円
監査役	社内監査役	2名	87百万円	87百万円	—	—	—	—
	社外監査役	4名	54百万円	54百万円	—	—	—	—
	合計	6名	141百万円	141百万円	—	—	—	—

- (注) 1. 当期末現在の人員数は、取締役11名（うち社外取締役5名）、監査役5名（うち社外監査役3名）です。
2. 当社には、使用人を兼務している取締役はいません。
3. 当事業年度の実績連動報酬等（上記「業績連動賞与」、「業績連動型株式報酬」及び「譲渡制限付業績連動型株式報酬」）の総額は698百万円であり、取締役の非金銭報酬等（上記「譲渡制限付株式報酬」、「業績連動型株式報酬」及び「譲渡制限付業績連動型株式報酬」）の総額は206百万円です。（上記の記載金額は、百万円未満を四捨五入しているため、取締役の業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内訳欄の合計額とその総額は必ずしも一致していません。）なお、監査役に対しては、業績連動報酬等及び非金銭報酬等を支給していません。
4. 上記「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」は、それぞれ、2018年6月22日開催の第150期定時株主総会決議により導入された譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度（以下「旧制度」という。）に基づき付与された譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬を指します。
5. 上記「譲渡制限付業績連動型株式報酬」は、2021年6月18日開催の第153期定時株主総会決議により、旧制度における譲渡制限付株式報酬制度と業績連動型株式報酬制度を一本化して導入された、譲渡制限付業績連動型株式報酬制度（以下「新制度」という。）に基づき付与された譲渡制限付業績連動型株式報酬を指します。
6. 上記「譲渡制限付株式報酬」の金額は、旧制度のもとで当事業年度に費用計上した金額を記載しています。
7. 上記「業績連動型株式報酬」の金額は、旧制度のもとで当事業年度に費用計上した金額並びに旧制度のもとで2022年及び2023年に交付する株式の見込数に応じた金銭報酬債権の支給見込額を算定し、当事業年度に費用計上する金額の合計額を記載しています。
8. 上記「譲渡制限付業績連動型株式報酬」の金額は、新制度のもとで3年間の評価期間後の2024年に交付する株式の見込数に応じた金銭報酬債権の支給見込額を算定し、当事業年度に費用計上する金額を記載しています。
9. 監査役の報酬は、監査役が高い客観性・独立性をもって経営を監査する立場にあることから、固定報酬（「例月報酬」）のみで構成され、毎月定額を支給しています。なお、各監査役の報酬については、株主総会において決議された限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しています。

10.取締役の報酬（業績連動賞与を除く。）及び監査役の報酬の総額は、過去に開催された株主総会において以下のとおりとすることが決議されています。他方で、業績連動賞与については、業績との連動性が高いことから、毎年、株主総会の決議を経て支給することとしています。

	決 議 内 容			決議時点の 役員の数
	取締役の報酬総額 (業績連動賞与を除く)	左記のうち 社外取締役	監査役の報酬総額	
第145期定時株主総会 (2013年6月21日)	年額12億円以内	年額 6,000万円以内	年額 1億8,000万円以内	取締役12名（うち、社外取締役2名） 監査役5名（うち、社外監査役3名）
第150期定時株主総会 (2018年6月22日)	—	年額1億円以内	—	取締役11名（うち、社外取締役5名）

また、2018年6月22日開催の第150期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対し、上記の取締役の報酬総額（業績連動賞与を除く。）の枠内で、旧制度に基づく「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」を付与するための金銭報酬債権を支給することが決議され、その上限金額及び発行又は処分をされる当社普通株式の総数の上限が、以下のとおり決議されています。なお、当該決議時点の取締役（社外取締役を除く。）は、6名です。

	金銭報酬債権の総額	当社普通株式の総数
譲渡制限付株式報酬	年額130万円以内	年12万株以内
業績連動型株式報酬	年額430万円以内	年18万株以内
合計	年額560万円以内	年30万株以内

また、2021年6月18日開催の第153期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対し、上記の取締役の報酬総額（業績連動賞与を除く。）の枠内で、新制度に基づく「譲渡制限付業績連動型株式報酬」を付与するための金銭報酬債権を支給することが決議され、その上限金額及び発行又は処分をされる当社普通株式の総数の上限が、以下のとおり決議されています。なお、当該決議時点の取締役（社外取締役を除く。）は、6名です。

	金銭報酬債権の総額	当社普通株式の総数
譲渡制限付業績連動型株式報酬	年額650万円以内	年30万株以内

上記の「業績連動型株式報酬」及び「譲渡制限付業績連動型株式報酬」の「金銭報酬債権の総額」及び「当社普通株式の総数」（上限）は、3年間の評価期間における当社株式成長率等を勘案のうえ、交付する当社普通株式の総数（及びそのために支給する金銭報酬債権の総額）が最大となる場合を想定し、設定しています。

11.取締役及び監査役の報酬等の各記載金額は百万円未満を四捨五入しているため、各内訳を足し合わせた額と合計値は必ずしも一致していません。

3 当社の役員報酬制度の概要

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定の方法

当社は、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）の審議を経て、2021年3月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しました。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

(A) 取締役の個人別の報酬等の体系及び各報酬の割合の決定に関する方針

(a) 各取締役の報酬体系（●は、それぞれの報酬等の支給対象者を示します。）

報酬等の種類		支給対象		
		業務執行取締役 (注1)	取締役会長 (注2)	社外取締役 (注3)
固定	例月報酬	●	●	●
変動	業績連動賞与	●	—	—
	株式報酬	●	●	—

(注1) 業務執行取締役及び執行役員の報酬は、「例月報酬」「業績連動賞与」及び「株式報酬」により構成します。

(注2) 取締役会長の報酬は、経営の監督を主たる役割としていることから、「例月報酬」に加え、株主価値の向上に資する「株式報酬」により構成します。

(注3) 社外取締役の報酬は、高い客観性・独立性をもって経営を監督する立場にあることから、固定報酬（「例月報酬」）のみで構成します。

(b) 例月報酬、業績連動賞与及び株式報酬の各取締役の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の報酬等の内容の決定については、当社グループのガバナンス強化と中長期的な企業価値の向上を目的とし、経営戦略と連動した持続的な成長を後押しする報酬制度を実現するものとします。

各報酬の割合については、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、①当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現する優秀な経営人材を確保・リテインするために適切な報酬水準を設定したうえで、②持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させるために、役割に応じて、固定報酬（例月報酬）と変動報酬（短期的な成果に連動する業績連動賞与と中長期的な成果や株主価値に連動する株式報酬）の割合等を適切に設定します。

なお、業務執行取締役に対しては、各取締役本人の健康等促進を目的としたプログラムに参加するための適切な金額を別途支給します。

(B) 取締役の個人別の例月報酬の額又は算定方法の決定に関する方針（当該報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

各取締役の例月報酬は、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、その役割に鑑みて、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会で定めた適切な報酬水準を設定し、毎月定額を支給します。

なお、指名・報酬諮問委員会の委員である社外取締役には、別途、取締役会で定めた額の委員会手当を支給します。

(C) 取締役の個人別の業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針（当該報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

(a) 業績連動賞与

各業務執行取締役の業績連動賞与は、当社グループの経営戦略と業績連動賞与の関連性を重視することにより、経営戦略に合致した職務の遂行を促し、また具体的な経営目標の達成を強く動機付けるものとします。

経営戦略との関連性を強化するという観点から、中期経営計画における業績管理指標に応じて総支給額を決定し、各業務執行取締役への支給額は、役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給します。また、各業務執行取締役の個人評価は、経営戦略と成果へのコミットメントをより強く意識することができるよう、財務指標と非財務指標の両側面により行います。なお、個人評価における財務指標による評価と非財務指標による評価の比率の割合を適切に設定します。

業績連動賞与の支給水準については、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、その役割に鑑みて、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会で定めた適切な報酬水準を設定します。

(b) 株式報酬

各取締役（社外取締役を除く。）の株式報酬については、株主価値との連動性を重視することにより、中長期的な事業ポートフォリオの最適化や企業価値向上に向けた取組を促進するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるものとし、その具体的な内容及び支給時期は、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会で定めます。

また、株式報酬の支給水準については、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、その役割に鑑みて、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会で定めた適切な水準に設定します。

(D) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部の取締役その他の第三者への委任に関する事項、その他の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

各取締役の報酬等（業績連動賞与を除く。）については、株主総会にてご承認いただいた限度額の範囲で、取締役会にて決定します。取締役会決議にあたっては、指名・報酬諮問委員会が内容を検討し、その結果を取締役に答申します。これにより、透明性及び客観性を一層高めるよう努めます。

各業務執行取締役の業績連動賞与については、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当該事業年度に係る業績連動賞与フォーミュラを当該事業年度の取締役会にて決定します。当該事業年度終了後に、当該フォーミュラに基づき算出される金額を支給する旨及びその限度額について株主総会にてご承認いただいたうえで、代表取締役 社長執行役員 CEOが各業務執行取締役との面談を経て当該フォーミュラの指標のうち個人評価を決定し、当該限度額の範囲内で個人別賞与額を算出します。なお、個人評価の決定が適切に行われるようにするため、代表取締役 社長執行役員 CEOはその結果を指名・報酬諮問委員会に報告します。

③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

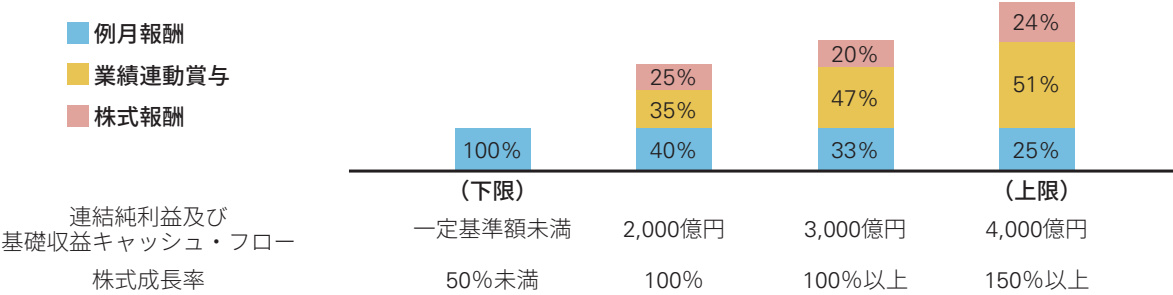
当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定するにあたっては、取締役会で決定された役員報酬の基本方針及び体系並びにその決定プロセスに基づき、指名・報酬諮問委員会にてその内容が検討されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しています。

(注) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の変更について

当社は、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、2022年5月10日開催の取締役会の決議をもって、上記の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更しました。当該変更後の決定方針の概要は、本招集ご通知33ページをご参照ください。

(2) 業務執行取締役の報酬水準及び報酬構成比率

外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ(ウイリス・タワーズワトソン社の「経営者報酬データベース」)等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、適切な報酬水準及び報酬構成比率を設定しています。また、代表取締役 社長執行役員 CEOの報酬構成比率は、連結純利益^(注1)及び基礎収益キャッシュ・フロー^(注2)が2,000億円、株式成長率^(注3)が100%を達成した場合に、例月報酬、業績連動賞与及び株式報酬がそれぞれ40:35:25となるように設定しています。業績達成シナリオごとのイメージは、以下のとおりです。



(注1)「連結純利益」は、国際会計基準 (IFRS) の「当期利益 (親会社の所有者に帰属)」と同じ内容を示しています。
(注2)「基礎収益キャッシュ・フロー」＝基礎収益(*)－持分法による投資損益+持分法投資先からの配当
(*)＝(売上総利益+販売費及び一般管理費 (除く 貸倒引当金繰入額) +利息収支+受取配当金) × (1－税率) +持分法による投資損益
(注3)「株式成長率」＝{(評価期間終了月平均当社株価+評価期間配当総額) ÷ (評価期間開始月平均当社株価)} ÷ {(評価期間終了月平均TOPIX) ÷ (評価期間開始月平均TOPIX)}

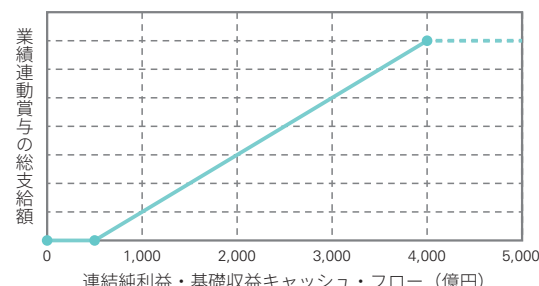
(3) 当事業年度に係る業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

① 業績連動賞与

経営戦略との関連性を強化するという観点から、中期経営計画「SHIFT 2023」において、重視すべき業績管理指標として掲げる、連結純利益及び基礎収益キャッシュ・フローに応じて総支給額を決定し、各業務執行取締役への支給額は、役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給しています。また、各業務執行取締役の個人評価は、経営戦略と成果へのコミットメントをより強く意識することができるよう、財務指標（担当事業領域における事業計画等の達成状況）と非財務指標（全社重要課題であるDX（デジタルトランスフォーメーション）によるビジネス変革、サステナビリティ経営の高度化及びDiversity & Inclusionの推進等）の両側面により行います。個人評価における財務指標による評価と非財務指標による評価の比率は、原則として50：50としています。

業績連動報酬等の算定の基礎として選定した業績指標の実績（2021年度の実績）は以下の表のとおりであり、本総会第5号議案が原案どおり承認可決された場合、当事業年度終了後に代表取締役 社長執行役員 CEO（兵頭誠之氏）が各業務執行取締役との面談を経て決定した個人評価を踏まえ、各業務執行取締役に対して、2021年度の業績連動賞与（2022年6月に支給の業績連動賞与）の支給を行います。なお、業務執行を統括する立場から俯瞰的に各業務執行取締役の個人評価を決定することができるため、当該決定を代表取締役 社長執行役員 CEOに委任しており、当該決定が適切に行われるようにするため、代表取締役 社長執行役員 CEOはその結果を指名・報酬諮問委員会に報告することとしています。

＜業績連動賞与の総支給額（イメージ）＞



	実績
連結純利益	4,637億円
基礎収益キャッシュ・フロー	3,595億円

② 株式報酬

当社は、当社グループの中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進する（以下「本目的」という。）ため、2018年に、取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対して役位に応じて決定された数の当社普通株式を譲渡制限付株式として交付する譲渡制限付株式報酬制度（以下「旧制度①（譲渡制限付株式報酬）」という。）^{（注）}とともに、業績連動型株式報酬制度（以下「旧制度②（業績連動型株式報酬）」という。）を導入し、対象取締役に対して、各年の定時株主総会の終結時から翌年の定時株主総会の終結時までの期間（以下「役務提供期間」という。）における役務提供の対価として、役務提供期間の開始日の属する年の6月1日からその3年後の6月の末日までの期間（以下「評価期間」という。）における当社株式成長率（TOPIX（東証株価指数）成長率に対する配当を含む当社株価成長率の割合をいう。以下同じ。）に応じて算定された数の当社普通株式を交付することとしています。

（注）旧制度①（譲渡制限付株式報酬）のもとで当事業年度に費用計上された金額がありますが、当事業年度中に、当該制度に基づき交付された株式はありません。

ただし、その交付前に対象取締役が死亡した場合等には、当社普通株式の交付に代えて、これに相当する金銭を支給できることとしています。

また、2021年6月18日開催の第153期定時株主総会において、旧制度②（業績連動型株式報酬）に基づき当該定時株主総会終結以後に退任する対象取締役に交付する当社普通株式に譲渡制限を設定することの承認を得ています。

なお、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、株式交付日から取締役又は執行役員その他取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間としています。

2021年6月末日に旧制度②（業績連動型株式報酬）の最初の評価期間が終了したことから、当該評価期間における当社株式成長率（84.5%）を踏まえ、対象取締役6名に対し、譲渡制限付株式として当社普通株式36,500株を発行し、割り当てました。

また、2021年6月18日開催の第153期定時株主総会において、本目的を更に推し進めるため、旧制度①（譲渡制限付株式報酬）及び旧制度②（業績連動型株式報酬）を一本化した譲渡制限付業績連動型株式報酬制度（以下「新制度」という。）を導入し、対象取締役に對して、役務提供期間における役務提供の対価として、評価期間における当社株式成長率に応じて算定された数の当社普通株式を譲渡制限付株式として交付することとしています。譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、株式交付日から取締役又は執行役員その他取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間としています。ただし、その交付前に対象取締役が退任等した場合又は組織再編等が実施される場合等には、当社普通株式の交付に代えて、これに相当する金銭を支給できることとしています。

なお、新制度の最初の評価期間の終了は2024年6月末日となるため、新制度に係る当社株式成長率の実績はありません。

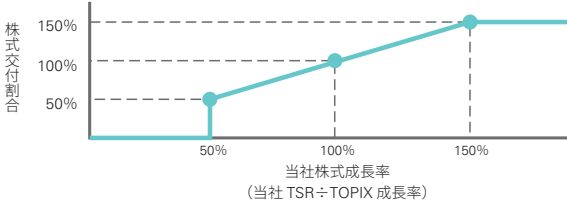
＜当社株式成長率の評価期間（イメージ）＞

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
2018年プラン	株価評価期間			●株式交付			
2019年プラン		株価評価期間			●株式交付		
2020年プラン			株価評価期間			●株式交付	
2021年プラン				株価評価期間			●株式交付

＜交付株式数の算定方法＞

交付株式数 = 役位別基準交付株式数 × 当社株式成長率（株式交付割合） × 役務提供期間比率

＜株式交付割合＞



4 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。

5 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、当社並びに当社の一部の連結子会社及び持分法適用会社等の全部又は一部の取締役、監査役及び執行役員等（以下「役員等」という。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約では、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を填補することとしています。ただし、役員等が法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しています。

6 執行役員の氏名等（2022年4月1日現在）

会社における地位	氏 名	会社における担当
社長執行役員 ^{*1}	兵 頭 誠 之	CEO
副社長執行役員 ^{*1}	南 部 智 一	CDO ^{*4} （メディア・デジタル事業部門および生活・不動産事業部門管掌）
副社長執行役員	上 野 真 吾	（金属事業部門および資源・化学品事業部門管掌） エネルギーイノベーション・イニシアチブ ^{*5} リーダー
専務執行役員	岡 省一郎	社長付
専務執行役員 ^{*2}	山 埜 英 樹	SCSK株式会社 顧問
専務執行役員 ^{*1}	清 島 隆 之	コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO ^{*6}
専務執行役員	中 島 正 樹	メディア・デジタル事業部門長
専務執行役員	御子神 大 介	東アジア総代表
専務執行役員	諸 岡 礼 二	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFO
専務執行役員	坂 本 好 之	資源・化学品事業部門長
常務執行役員	田 中 恵 次	国内担当役員、関西支社長
常務執行役員	塩 見 圭 吾	アジア大洋州総支配人
常務執行役員 ^{*2}	塩 見 勝	三井住友ファイナンス&リース株式会社 専務執行役員
常務執行役員	中 村 家 久	欧州・CIS総支配人
常務執行役員	芳 賀 敏	JCOM株式会社 特別顧問
常務執行役員	佐 藤 計	住友三井オートサービス株式会社 顧問
常務執行役員	野 中 紀 彦	輸送機・建機事業部門長
常務執行役員	仲 野 真 司	コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員補佐（秘書・人事担当）
常務執行役員	竹 田 光 宏	JCOM株式会社 取締役 副社長執行役員
常務執行役員	東 野 博 一	コーポレート部門 企画担当役員 CSO・CIO ^{*7}
常務執行役員	犬 伏 勝 也	金属事業部門長
常務執行役員	加 藤 真 一	米州総支配人補佐、TBC Corporation CAO

会社における地位	氏 名	会社における担当
常務執行役員	向 田 良 徳	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 (財務担当)
常務執行役員	和 田 知 徳	米州総支配人
常務執行役員	森 肇	中東・アフリカ総支配人
常務執行役員	本 多 之 仁	インフラ事業部門長
常務執行役員	為 田 耕太郎	生活・不動産事業部門長
執行役員	松 崎 治 夫	欧州・CIS総支配人補佐、CIS支配人
執行役員	有 友 晴 彦	資源第一本部長
執行役員	石 田 英 二	三井住友ファイナンス&リース株式会社 常務執行役員
執行役員	吉 田 伸 弘	米州総支配人補佐、南米支配人
執行役員	小 池 浩 之	米州総支配人補佐、米州住友商事グループEVP 兼 CFO 兼 CBDO ^{*8} 、 米州住友商事会社副社長 兼 CFO
執行役員	尾 崎 務 宗	メディア・デジタル業務部長
執行役員	山 名 宗	住友商事マシネックス株式会社 社長補佐
執行役員	田 村 達 郎	欧州・CIS総支配人補佐、欧州・CIS住友商事グループ Deputy CEO 兼 CFO 欧州・CISコーポレート部門長、欧州住友商事会社 CFO
執行役員	渡 辺 一 正	メディア事業本部長
執行役員	横 濱 雅 彦	金属業務部長
執行役員	住 田 孝 之	コーポレート部門 企画担当役員補佐
執行役員	麻 生 浩 司	コーポレート部門 企画担当役員補佐(IR・広報・サステナビリティ担当)、 サステナビリティ推進部長
執行役員	氏 本 祐 介	JCOM株式会社 常務執行役員
執行役員	竹 野 浩 樹	ライフスタイル事業本部長
執行役員	上 野 忠 之	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 (リスクマネジメント担当)
執行役員	吉 田 安 宏	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 (経理担当)、主計部長
執行役員 ^{*3}	佐 藤 仁 彦	内部監査部長
執行役員 ^{*3}	辛 島 裕	アジア大洋州総支配人補佐、アジア大洋州住友商事グループ インドネシア住友商事会社社長
執行役員 ^{*3}	日 下 貴 雄	リース・船舶・航空宇宙事業本部長
執行役員 ^{*3}	村 田 大 明	建設不動産本部長
執行役員 ^{*3}	富 田 亜 紀	東アジア総代表補佐、中国住友商事グループ 中国コーポレート部門長 業務グループ長、上海住友商事会社社長

- (注) 1. *1は、取締役（代表取締役）です。
2. *2は、取締役ですが、2022年6月24日開催予定の定時株主総会終結の時をもって退任する予定です。
3. *3は、2022年4月1日付で新たに就任した執行役員です。
4. *4 CDO : Chief Digital Officer
5. *5 エネルギーイノベーション・イニシアチブは、2021年4月1日に新設された、従来の部門の枠組みを超えた営業組織です。
6. *6 CAO : Chief Administration Officer、CCO : Chief Compliance Officer
7. *7 CSO : Chief Strategy Officer、CIO : Chief Information Officer
8. *8 CBDO : Chief Business Development Officer

(備考) 事業報告の億円単位及び百万円単位の記載金額は、それぞれ単位未満を四捨五入しています。また、千株単位の株式数は、単位未満を切り捨てています。

(ご参考) 住友商事グループの重要社会課題と長期・中期目標

当社は、サステナビリティ経営の高度化の一環で、当社グループが取り組むべき6つの「重要社会課題」として、「気候変動緩和」、「循環経済」、「人権尊重」、「地域社会・経済の発展」、「生活水準の向上」及び「良質な教育」を定め、それぞれの課題に対する「長期目標」及び「中期目標」を設定しています。

これらの課題及び目標は、世界が持続可能な社会の実現に向けて取り組む中で、当社グループが、自らの強みである人的リソースやビジネスノウハウ、グローバルな顧客・ビジネスパートナーとの関係を活かして、社会に果たす役割を示すものであり、当社グループの事業活動全体の指針となるものです。

重要社会課題	長期目標	中期目標	関連するSDGs
社会の持続可能性	気候変動緩和 ■ 2050年の事業活動のカーボンニュートラル化と、持続可能なエネルギーサイクル実現への挑戦	■ 当社グループのCO₂排出量を、2035年までに50%以上削減(2019年比) - 発電事業のCO₂排出量を2035年までに40%以上削減（内、石炭火力発電については、60%以上削減）。 2035年の発電ポートフォリオ：持分発電容量：石炭20%、ガス50%、再エネ30% ^(注1) - 化石エネルギー権益事業から生じる間接的CO₂排出量 ^(注2) を2035年までに90%以上削減。 - 上記以外の事業におけるCO₂排出量の削減。 ^(注3) ■ 社会の持続可能なエネルギーサイクルの基盤となる事業の構築 - 水素等のカーボンフリーエネルギーの開発・展開、再生可能エネルギー供給の拡大〔2030年までに3GW以上〕 ^(注4)、新たな電力・エネルギーサービスの拡大。 - 電化・燃料転換、エネルギー効率・炭素効率の改善、省エネルギー化を促進する事業の拡大。 - カーボンリサイクル、森林事業、CCS、排出権取引等によるCO₂吸収・固定・利活用の推進。	  
	循環経済 ■ リサイクル・省資源型の技術・商品への転換 ■ 天然資源の持続可能な調達	■ 循環型原材料等の使用、廃棄物の回収、製品の利用効率改善の促進 - リサイクルされた、または再生可能資源に由来する循環型原材料等の使用量拡大。 - 製品の利用効率改善・長寿命化を促進するビジネス（シェアリング・中古販売・リース・レンタル等）の拡大。 ■ 当社グループの取り扱う主要天然資源の持続可能な調達体制の強化 - 持続可能な調達を要する、主要な天然資源関連商品の特定と調達方針の策定、認証取得の促進、自主監査体制の強化。	     
	人権尊重 ■ 全事業・サプライチェーンにおける人権の尊重	■ 『国連ビジネスと人権に関する指導原則』『住友商事グループ人権方針』に則った人権尊重の浸透・徹底 2023年までに、“指導原則”に基づく人権教育の単体受講率100%、地域組織・子会社実施率100%を達成。 - 人権デューデリジェンスのリスク分析の強化により、2025年までにサプライチェーンを含む全事業のリスクを的確に評価しリスク低減策を実施。評価結果を踏まえて、より有効なグリーバンスメカニズム ^(注5) を構築。 ■ 安全な職場環境の確保 - 製造・加工業、大規模工事を伴うプロジェクトを中心とした主要事業労働現場における災害ゼロへの取り組み強化。 ■ 多様性に富み互いに尊重し合う組織の実現 - 差別・ハラスメントのない職場環境を整備。 - 国籍・年齢・性別・性的指向・性自認など、あらゆる属性や価値観にとらわれることなく個々人が能力を発揮できる人材マネジメントを推進。	     

重要 社会課題		長期目標	中期目標	関連する SDGs
社会の発展と進化	地域社会・経済の発展	■ 地域の産業発展と人材育成への貢献	■ 当社グループ事業のグローバルな展開を通じた地域産業の発展・雇用創出・人材の育成 - 持続可能で、生産性・付加価値の高い産業の振興、事業を通じた地域社会との共生。 - 当社グループ事業拠点における雇用の創出、経営人材・高技能人材の育成。	       
	産業・社会インフラの整備	■ 産業・社会インフラの整備	■ 社会の持続可能な発展に資する産業・社会インフラの普及 良質なエネルギー、水、輸送・物流・通信・金融サービス等へのアクセスを可能にするインフラや、都市機能を高度化する事業の推進。	
	生活水準の向上	■ 高度な生活関連サービスの提供	■ 都市化、高齢化等の社会課題解決に資する、高度な生活関連サービスの普及 新たな技術やコンセプトによる、モビリティ、メディア・通信、ヘルスケアサービス、スマートシティ構築等、生活水準を向上する、より高度なサービス・新たな機能の提供。	    
	良質な教育	■ 質の高い教育の普及	■ 100SEED^(注6) 活動等を通じた、良質で平等な学習機会の提供 - 教育機会の提供対象の量的拡大。 - 受益者の満足度100%。 - 毎年継続して全社員の5%以上参加。(対象は単体・地域組織・グループ会社)	

(注1) 2020年現在：石炭 50%、ガス 30%、再エネ 20%

(注2) 他者のエネルギー資源使用に伴う間接排出量

(注3) 個別事業で目標を設定し削減に注力

(注4) 2020年現在：1.5GW（1GW＝10億W）

(注5) サプライチェーンを含む事業活動全体に関し、人権侵害等に関する、従業員・地域住民等ステークホルダーからの訴えを受け付け、問題解決につなげる仕組み

(注6) 住友商事グループの社員参加型の社会貢献活動プログラム

連結計算書類

連結財政状態計算書〔国際会計基準により作成〕

科 目	第154期 (2022年3月31日現在)	第153期(ご参考) (2021年3月31日現在)
(資産の部)	百万円	百万円
流動資産	4,645,483	3,497,584
現金及び現金同等物	733,824	599,013
定期預金	13,847	12,751
有価証券	2,308	1,621
営業債権及びその他の債権	1,621,862	1,303,621
契約資産	300,539	188,812
その他の金融資産	250,892	115,041
棚卸資産	1,058,003	793,279
前渡金	116,795	135,217
売却目的保有資産	33,815	24,718
その他の流動資産	513,598	323,511
非流動資産	4,936,683	4,582,400
持分法で会計処理されている投資	2,356,984	2,102,139
その他の投資	416,667	416,934
営業債権及びその他の債権	215,941	239,348
その他の金融資産	204,415	87,422
有形固定資産	1,023,733	1,050,648
無形資産	254,966	255,961
投資不動産	339,336	340,451
生物資産	40,241	26,183
繰延税金資産	26,660	23,821
その他の非流動資産	57,740	39,493
資 産 合 計	9,582,166	8,079,984

科 目	第154期 (2022年3月31日現在)	第153期(ご参考) (2021年3月31日現在)
(負債の部)	百万円	百万円
流動負債	3,076,790	2,268,407
社債及び借入金	608,031	477,927
営業債務及びその他の債務	1,612,480	1,269,631
リース負債	73,820	71,141
その他の金融負債	292,185	90,402
未払法人所得税	63,373	31,655
未払費用	119,979	95,926
契約負債	155,651	137,915
引当金	6,429	6,578
売却目的保有資産に関わる負債	16,917	6,295
その他の流動負債	127,925	80,937
非流動負債	3,124,091	3,116,027
社債及び借入金	2,413,343	2,434,285
営業債務及びその他の債務	50,651	53,176
リース負債	410,027	430,257
その他の金融負債	95,764	36,404
退職給付に係る負債	20,742	29,619
引当金	55,969	53,186
繰延税金負債	77,595	79,100
負 債 合 計	6,200,881	5,384,434
(資本の部)		
資本	3,381,285	2,695,550
親会社の所有者に帰属する持分合計	3,197,816	2,527,951
資本金	219,894	219,781
資本剰余金	255,996	251,781
自己株式	△1,871	△2,063
その他の資本の構成要素	454,136	187,041
利益剰余金	2,269,661	1,871,411
非支配持分	183,469	167,599
負債及び資本合計	9,582,166	8,079,984

連結包括利益計算書 [国際会計基準により作成]

科 目	第154期	第153期(ご参考)
	(2021年4月1日から2022年3月31日まで)	(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
	百万円	百万円
収益:		
商品販売に係る収益	4,997,278	4,187,392
サービス及びその他の販売に係る収益	497,737	457,667
収益合計	5,495,015	4,645,059
原価:		
商品販売に係る原価	△4,219,322	△3,666,589
サービス及びその他の販売に係る原価	△266,090	△249,009
原価合計	△4,485,412	△3,915,598
売上総利益	1,009,603	729,461
その他の収益・費用:		
販売費及び一般管理費	△713,941	△678,935
固定資産評価損益	△17,887	△80,967
固定資産売却損益	5,244	△4,679
その他の損益	55,881	△23,762
その他の収益・費用合計	△670,703	△788,343
金融収益及び金融費用:		
受取利息	28,989	25,159
支払利息	△30,194	△30,679
受取配当金	27,255	8,643
有価証券損益	48,238	2,911
金融収益及び金融費用合計	74,288	6,034
持分法による投資損益	176,831	△41,367
税引前利益又は損失(△)	590,019	△94,215
法人所得税費用	△105,452	△40,269
当期利益又は損失(△)	484,567	△134,484
当期利益又は損失(△)の帰属:		
親会社の所有者	463,694	△153,067
非支配持分	20,873	18,583
その他の包括利益:		
純損益に振替えられることのない項目		
FVTOCIの金融資産	14,188	74,747
確定給付制度の再測定	10,577	24,306
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	△1,646	7,711
純損益に振替えられることのない項目合計	23,119	106,764
その後に純損益に振替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	246,071	98,096
キャッシュ・フロー・ヘッジ	19,354	12,450
ヘッジ・コスト	△2,209	2,654
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	20,363	15,665
その後に純損益に振替えられる可能性のある項目合計	283,579	128,865
税引後その他の包括利益	306,698	235,629
当期包括利益合計	791,265	101,145
当期包括利益合計額の帰属:		
親会社の所有者	765,330	76,083
非支配持分	25,935	25,062

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書〔国際会計基準により作成〕

科 目	第154期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)	第153期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	194,066	467,097
当期利益又は損失(△)	484,567	△134,484
営業活動によるキャッシュ・フローにするための調整		
減価償却費及び無形資産償却費	170,363	170,906
固定資産評価損益	17,887	80,967
金融収益及び金融費用	△74,288	△6,034
持分法による投資損益	△176,831	41,367
固定資産売却損益	△5,244	4,679
法人所得税費用	105,452	40,269
棚卸資産の増減	△148,056	217,409
営業債権及びその他の債権の増減	△200,792	△10,383
前払費用の増減	△28,476	△4,606
営業債務及びその他の債務の増減	251,924	138,399
その他－純額	△249,621	△91,962
利息の受取額	13,601	15,904
配当金の受取額	142,767	97,149
利息の支払額	△22,650	△27,134
法人税等の支払額	△86,537	△65,349
投資活動によるキャッシュ・フロー	49,039	△120,107
有形固定資産の売却による収入	5,300	9,034
有形固定資産の取得による支出	△69,716	△66,342
投資不動産の売却による収入	22,327	8,602
投資不動産の取得による支出	△7,576	△7,986
その他の投資の売却による収入	166,017	96,877
その他の投資の取得による支出	△95,738	△137,233
貸付金の回収による収入	50,492	23,249
貸付による支出	△22,067	△46,308
財務活動によるキャッシュ・フロー	△139,924	△466,368
短期借入債務の収支	55,708	△201,485
長期借入債務による収入	354,709	278,486
長期借入債務による支出	△369,915	△382,996
リース負債による支出	△68,365	△62,586
配当金の支払額	△99,985	△87,461
非支配持分株主からの払込による収入	758	375
非支配持分株主からの子会社持分取得による支出	△2,178	△280
非支配持分株主への配当金の支払額	△10,708	△10,455
自己株式の取得及び処分による収支	52	34
現金及び現金同等物の増減額	103,181	△119,378
現金及び現金同等物の期首残高	599,013	710,371
現金及び現金同等物の為替変動による影響	40,668	8,151
売却目的保有資産に含まれる現金及び現金同等物の増減額	△9,038	△131
現金及び現金同等物の期末残高	733,824	599,013

(備考) 連結決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。

計算書類

[単体] 貸借対照表

科 目	第154期 (2022年3月31日現在)	第153期(ご参考) (2021年3月31日現在)
(資産の部)	百万円	百万円
流動資産	1,725,088	1,353,493
現金及び預金	178,152	166,537
受取手形	4,716	5,377
売掛金	528,478	497,374
契約資産	98,523	—
有価証券	62,366	10,381
商品	94,648	71,081
販売不動産	167,840	140,305
前渡金	86,347	143,006
前払費用	8,339	6,803
短期貸付金	207,217	165,630
その他の流動資産	292,220	151,108
貸倒引当金	△3,762	△4,114
固定資産	2,977,352	2,821,078
有形固定資産	258,832	271,652
建物	54,974	58,375
構築物	810	750
機械及び装置	667	588
車両及び運搬具	88	139
器具及び備品	2,505	3,006
土地	190,580	208,086
建設仮勘定	9,205	705
無形固定資産	27,420	27,658
ソフトウェア	10,462	10,633
その他の無形固定資産	16,958	17,025
投資その他の資産	2,691,099	2,521,767
投資有価証券	252,048	274,884
関係会社株式	1,744,970	1,671,900
その他の関係会社有価証券	13,304	12,676
出資金	19,198	17,169
関係会社出資金	424,811	406,663
長期貸付金	50,301	62,834
固定化営業債権	29,011	28,424
長期前払費用	30,862	27,356
繰延税金資産	29,514	12,511
その他の投資その他の資産	151,865	85,084
貸倒引当金	△54,788	△77,737
資 産 合 計	4,702,441	4,174,571

科 目	第154期 (2022年3月31日現在)	第153期(ご参考) (2021年3月31日現在)
(負債の部)	百万円	百万円
流動負債	1,514,328	1,134,646
支払手形	2,355	6,690
買掛金	729,518	598,661
短期借入金	201,882	157,009
コマーシャルペーパー	64,000	—
社債（1年以内償還）	111,187	35,000
未払費用	17,999	13,199
未払法人税等	2,789	541
前受金	—	128,321
契約負債	93,183	—
預り金	193,419	157,419
前受収益	1,028	959
その他の流動負債	96,963	36,843
固定負債	1,982,447	1,986,573
長期借入金	1,567,988	1,575,230
社債	327,240	355,608
その他の固定負債	87,218	55,734
負 債 合 計	3,496,775	3,121,220
(純資産の部)		
株主資本	1,108,317	919,999
資本金	219,893	219,781
資本剰余金	231,027	230,914
資本準備金	231,027	230,914
利益剰余金	659,267	471,366
利益準備金	17,696	17,696
その他利益剰余金	641,570	453,670
別途積立金	65,042	65,042
繰越利益剰余金	576,528	388,627
自己株式	△1,870	△2,062
評価・換算差額等	96,649	132,524
その他有価証券評価差額金	108,779	117,776
繰延ヘッジ損益	△12,129	14,748
新株予約権	699	827
純 資 産 合 計	1,205,666	1,053,351
負債及び純資産合計	4,702,441	4,174,571

[単体] 損益計算書

科 目	第154期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)	第153期(ご参考) (2020年4月1日から2021年3月31日まで)
	百万円	百万円
収益	518,495	—
原価	△404,236	—
売上高	—	1,622,317
売上原価	—	△1,561,766
売上総利益	114,259	60,550
販売費及び一般管理費	△185,308	△182,521
営業損失(△)	△71,049	△121,971
営業外収益	381,700	257,954
受取利息	5,258	5,576
受取配当金	246,070	207,376
投資有価証券売却益	71,882	35,966
関係会社貸倒引当金取崩益	8,171	—
その他の営業外収益	50,317	9,035
営業外費用	△35,185	△241,171
支払利息	△5,008	△6,165
投資有価証券売却損	△994	△6,301
投資有価証券評価損	△18,578	△200,518
関係会社貸倒引当金繰入額	—	△18,000
その他の営業外費用	△10,603	△10,185
経常利益又は経常損失(△)	275,466	△105,187
特別利益	5,284	1,938
固定資産売却益	5,284	1,938
特別損失	△447	△211
固定資産処分損	△447	△211
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	280,302	△103,460
法人税、住民税及び事業税	2,700	6,100
法人税等調整額	4,900	△28,200
当期純利益又は当期純損失(△)	287,902	△125,560

(備考) 単体決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てています。

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

住友商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 穴 戸 通 孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神 塚 勲
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 笠 島 健 二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友商事株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、住友商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

住友商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 穴 戸 通 孝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 塚 勲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笠 島 健 二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友商事株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表（会計方針の変更に関する注記）に記載されているとおり、会社は当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第154期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等及び会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第362条第4項第6号）に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って構築及び運用している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

住友商事株式会社 監査役会
 常任監査役（常勤） 細野 充彦 ㊞
 監 査 役（常勤） 村井 俊朗 ㊞
 監 査 役 永井 敏雄 ㊞
 監 査 役 加藤 義孝 ㊞
 監 査 役 長嶋由紀子 ㊞

（注）監査役永井敏雄、監査役加藤義孝及び監査役長嶋由紀子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所 (郵便物送付先) (電話照会先) (ホームページのURL) (よくあるご質問(FAQ)のURL)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎️® 0120-782-031 https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/ https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal
公告の方法	電子公告によります。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載アドレス https://www.sumitomocorp.com
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京 (注) 当社は、2021年12月30日付で、名古屋証券取引所及び福岡証券取引所への上場を廃止しました。
証券コード	8053

株式に関する届出先及び照会先について

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、株主様の口座のある証券会社宛にお願いします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。なお、お手続き方法やよくあるご質問は、上記「よくあるご質問(FAQ)」サイトでご確認いただけます。

特別口座について

株券電子化前に証券保管振替制度を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に特別口座を開設しています。この特別口座についてのご照会等は、上記の電話照会先にお願いします。

株主総会会場 ご案内略図

The Okura Tokyo (オークラ東京) オークラ プレステージタワー 1階「平安の間」

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 ☎03-3582-0111 (代表)

最寄駅

東京メトロ ●銀座線
「虎ノ門駅」

3出口より徒歩10分

東京メトロ ●銀座線 ●南北線
「溜池山王駅」

13出口より徒歩10分

東京メトロ ●日比谷線
「虎ノ門ヒルズ駅」

A1出口より徒歩5分

A2出口より徒歩7分

宴会場エントランス(1階)より
お入りください。

東京メトロ ●日比谷線
「神谷町駅」

4b出口より徒歩6分

東京メトロ ●南北線
「六本木一丁目駅」

中央改札より徒歩7分

※駅の案内板とは異なります。

正面エントランス(5階)より
お入りいただきエレベーターで
1階までお越しください。

駐車場のご用意はございません
ので、お車でのご来場はご遠慮
ください。



株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



住友商事株式会社

〒100-8601
東京都千代田区大手町二丁目3番2号

第 154 期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

■ 事業報告

会社の新株予約権等に関する事項	1
会社の会計監査人に関する事項	4
業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム)	5

■ 連結計算書類

連結持分変動計算書	10
連結注記表	11

■ 計算書類

株主資本等変動計算書	25
個別注記表	26

- 本内容は、法令及び当社定款第 15 条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock/stmt>) に掲載しているものです。
- 本内容は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。



住友商事

Enriching lives and the world

事業報告 (第154期)

会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日において当社役員等が有する新株予約権に関する事項

(1) ストックオプションとしての新株予約権

①新株予約権の内容の概要

発行年月日	新株予約権 の数	目的である 株式の 種類及び数	新株予約権 1個当たりの 株式数	発行 価額	新株予約権の 行使に際して 払い込むべき 1株当たりの金額	行使期間
2017年7月31日 (第16回)	420個	普通株式 42,000株	100株	無償	1,516円	2018年4月1日から 2022年6月30日まで

(注) 1. 新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額としています。
2. 上記新株予約権には、退任等により行使の条件を満たしていない新株予約権は含まれていません。

②新株予約権を有する者の人数及びその個数(区分別の内訳)

発行年月日	取締役 (社外取締役を除く)		執行役員 (取締役を除く)		使用人 (当社の資格制度に基づく理事)	
	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数
2017年7月31日 (第16回)	2名	150個	18名	250個	2名	20個

(注) 上記新株予約権には、退任等により行使の条件を満たしていない新株予約権は含まれていません。

(2) 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

①新株予約権の内容の概要

発行年月日	新株 予約権の 数	目的である 株式の 種類及び数	新株予約権 1個当たりの 株式数	発行 価額	新株予約権の 行使に際して 払い込むべき 1株当たりの金額	行使期間
2006年7月31日 (第1回)	2個	普通株式 2,000株	1,000株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの 地位も喪失した日の翌日から10年間
2007年7月31日 (第2回)	49個	普通株式 4,900株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの 地位も喪失した日の翌日から10年間
2008年7月31日 (第3回)	39個	普通株式 3,900株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの 地位も喪失した日の翌日から10年間
2009年7月31日 (第4回)	174個	普通株式 17,400株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの 地位も喪失した日の翌日から10年間
2010年7月31日 (第5回)	281個	普通株式 28,100株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの 地位も喪失した日の翌日から10年間
2011年7月31日 (第6回)	303個	普通株式 30,300株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの 地位も喪失した日の翌日から10年間
2012年7月31日 (第7回)	605個	普通株式 60,500株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの 地位も喪失した日の翌日から10年間
2013年7月31日 (第8回)	618個	普通株式 61,800株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの 地位も喪失した日の翌日から10年間
2014年8月1日 (第9回)	794個	普通株式 79,400株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの 地位も喪失した日の翌日から10年間
2015年7月31日 (第10回)	819個	普通株式 81,900株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの 地位も喪失した日の翌日から10年間
2016年8月2日 (第11回)	1,354個	普通株式 135,400株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの 地位も喪失した日の翌日から10年間
2017年7月31日 (第12回)	1,154個	普通株式 115,400株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの 地位も喪失した日の翌日から10年間

(注) 新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額としています。

②新株予約権を有する者の人数及びその個数(区分別の内訳)

発行年月日	取締役 (社外取締役を除く)		監査役 (社外監査役を除く)		執行役員 (取締役を除く)		使用人その他	
	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数
2006年7月31日 (第1回)	1名	1個	0名	0個	0名	0個	1名	1個
2007年7月31日 (第2回)	1名	29個	0名	0個	0名	0個	1名	20個
2008年7月31日 (第3回)	1名	39個	0名	0個	0名	0個	0名	0個
2009年7月31日 (第4回)	1名	102個	0名	0個	0名	0個	1名	72個
2010年7月31日 (第5回)	1名	86個	0名	0個	0名	0個	4名	195個
2011年7月31日 (第6回)	1名	86個	0名	0個	0名	0個	4名	217個
2012年7月31日 (第7回)	3名	206個	0名	0個	0名	0個	10名	399個
2013年7月31日 (第8回)	3名	187個	1名	26個	1名	20個	10名	385個
2014年8月 1日 (第9回)	2名	145個	1名	24個	2名	48個	16名	577個
2015年7月31日 (第10回)	2名	153個	1名	23個	5名	110個	13名	533個
2016年8月 2日 (第11回)	3名	258個	2名	86個	9名	308個	11名	702個
2017年7月31日 (第12回)	5名	262個	2名	63個	11名	282個	13名	547個

(注) 当社は、社外取締役及び監査役(社外監査役を含む)並びに使用人その他に対し株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与していません。上記の監査役及び使用人その他が保有している新株予約権は、当人が取締役又は執行役員在任中に付与されたものです。

会社の会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

(単位：百万円)

公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額（注1）（注2）	504
公認会計士法第2条第1項以外の業務に係る報酬等の額（注3）	26
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 合計	530
当事業年度に係る当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	1,074

- (注1) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
- (注2) 当社は、会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の金額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の金額とを明確に区別しておらず、かつ、両者は実質的に区別できないため、これらの金額を含めて開示しています。
- (注3) 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンフォートレターの作成などについての対価を支払っています。
- (注4) 「第154期定時株主総会招集ご通知」の事業報告「I. 7. 重要な子会社の状況」に記載の主要な連結子会社のうち、米州住友商事会社、欧州住友商事ホールディング会社などの在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合には、その会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人の選任議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針です。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社は、実効性の高い内部統制を実現するため、取締役会において会社法第362条第4項第6号に規定する体制（内部統制システム）を定め運用するとともに、毎年運用状況の評価を実施し、継続的な見直しによって、その時々々の要請に合致したシステムの構築を図ることとしています。

当社の内部統制システムの概要及びその運用状況の概要については次のとおりです。なお、内部統制システムの運用状況については、内部統制委員会において評価を実施し、内部統制システムが有効に機能していることを確認し、取締役会においてその旨を報告しています。

内部統制システムについては、当社ウェブサイト (https://www.sumitomocorp.com/jp/-/media/Files/hq/about/governance/detail/internal_control_system_02.pdf?la=ja) に詳細な内容を掲載しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
●「住友商事グループの経営理念・行動指針」における法と規則の遵守の徹底 ●「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」の策定 ●「コンプライアンス・マニュアル」の作成及び全役職員への配布 ●「コンプライアンス確認書」を各役職員から取得 ●「CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）」、「コンプライアンス委員会」、「コンプライアンス・リーダー」及び「スピーク・アップ制度」の設置	■「住友商事グループの経営理念・行動指針」において、「法と規則を守り、高潔な倫理を保持する」ことを掲げ、役職員への周知を図っています。 ■「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」を策定し、また、「コンプライアンス・マニュアル」をイントラネットに掲載することにより全役職員への同ポリシーの周知及びコンプライアンスの徹底を図っています。 ■各種対象者別研修や、事業部門・子会社その他連結対象会社のニーズに応じたセミナー、当社全役職員を対象にしたeラーニングを実施するなど、コンプライアンスの啓発・教育に取り組んでいます。例えば、具体的なケースからコンプライアンスリスクの発現を防止することを学ぶ全社的なセミナーや、「インサイダー取引防止セミナー」、「個人情報保護法セミナー」、新入社員向けのコンプライアンス教育等を行いました。また、下請法遵守に関する社内注意喚起やウェビナーなどを実施しました。加えて、外国公務員への贈賄防止について説明した講義動画を社内公開しました。 ■入社時や全役職員対象の研修時に、各役職員から「コンプライアンス確認書」を取得しています。 ■「スピーク・アップ制度」により、コンプライアンス推進部、監査役、外部専門業者及び社外弁護士を窓口として、役職員が直接「CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）」にコンプライアンス上の情報を連絡できるルートを確保しています。 ■「スピーク・アップ制度」の活発な利用を促進するため、本社の各執務フロアの掲示板における本制度に関するポスターの掲示、本制度の連絡先を記載した携帯用カードの配布、社内通達での役職員への通知、同制度の運用方法をより詳細に記載した細則の制定や制度説明資料のイントラネット掲載のほか、同制度の周知動画の公開を行っています。 ■コンプライアンス委員会を開催し、当委員会の中で、コンプライアンスの活動内容や施策等を報告し、議論を行いました。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
●重要文書（取締役会議事録を含む。）や職務執行・意思決定に係る情報の適切な保存・管理 ●情報漏洩等の防止措置の実施 ●職務執行に係る重要文書の監査役による適時の閲覧	■左記の重要文書・情報については、社内ルールに基づき適切に保存し管理するとともに、社則である「情報管理基本規程」において、情報セキュリティに関する役職員の責務、情報セキュリティの体制、機密情報の管理など情報の社外漏洩防止のための措置について定め、実施しています。 ■情報セキュリティ教育・啓発のため、「情報セキュリティ講座」の開催や全役職員向けの「標的型攻撃メール訓練」をはじめとする施策を実施するとともに、当社グループにおける情報セキュリティ事件・事故事例について定期的に情報発信しました。 ■「IT戦略委員会」において、情報セキュリティに関する全社の施策の企画・立案・実施及び情報セキュリティに関するインシデント（情報漏洩等）情報の収集・対応を行っています。また、「情報セキュリティ基本方針」に沿って関連規程を整備する等、情報資産の適切な管理に努めています。 ■監査役から回付要請のあった書類については、監査役に回付し閲覧に供しています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
●リスクマネジメントの目的を、業績安定、体質強化、信用維持の3点とし、投資及び商取引それぞれに固有のリスクファクター及び共通のリスクファクターを分析・管理 ●社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの策定などを通じたリスク管理の枠組み構築とモニタリング及び必要な改善の実施 ●「経営会議」の諮問機関として「内部統制委員会」、「全社投融資委員会」、「サステナビリティ推進委員会」を設置 ●災害時の業務復旧プランの策定 ●社長執行役員直属の独立した組織である「内部監査部」の設置及び内部監査結果の社長執行役員・取締役会への報告	■リスク管理に関する社内規則を制定し、当社のリスク管理については、事業活動を投資と商取引に区分し、それぞれに固有のリスクファクター及び双方に共通するリスクファクターを特定の上、その発生する蓋然性及び発生したときの影響を分析・評価することにより、リスク管理の目的を果たすよう最大限努めることとしています。また、定量化が可能なリスクのうち、特に全社に大きな影響のあるコントリ・リスク及び主要資産の状況について定期的に取締役会で報告しています。 ■社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの策定などを通じ、全社レベルのリスク管理に関する枠組みの構築とモニタリング及び必要な改善を行うとともに、適宜マニュアルの作成・配布や研修を通じて、リスク管理レベルの向上を図っています。 ■投資案件においては、社会・環境関連リスクを評価する仕組みを強化し、専門組織が審議に参加するなど、社会・環境への影響を踏まえた意思決定が行われる体制を整えています。また、子会社等のビジネスを含む全事業のサプライチェーンにおける人権デューデリジェンスを段階的に実施し、当社グループの事業活動が与える人権へのリスクの特定・防止・是正に努めています。 ■6つの重要社会課題に紐づく全社の長期目標と中期目標を設定し、更には各事業部門でも中期目標と短期行動計画を策定して、具体的な取組を推進していくとともに、その進捗状況を開示しています。 ■気候変動問題に関しては「気候変動問題に対する方針」を定め、また、随時その見直しを行っており、当社グループの事業活動のカーボンニュートラル化や持続可能なエネルギーサイクルの実現に向けた取組を継続しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
	■安全保障貿易管理のため、各種ガイドラインの策定、各種制裁情報の社内通知などを行っています。 ■「サステナビリティ推進委員会」を開催し、サステナビリティ推進に関わる重要な方針や施策、取組について審議しました。 ■「内部統制委員会」を開催し、内部統制システムの内容や内部統制に係る活動状況のレビューを実施しました。 ■「全社投融資委員会」を通じて、経営会議における意思決定の質の向上を図っています。意思決定迅速化のため、全社投融資委員会付議案件については、従来行っていた「部門投融資委員会」への付議を省略することとしました。また、諮問機関としての中立性担保の観点から、決議機関である経営会議と全社投融資委員会のメンバー重複を解消するとともに、全社投融資委員会に、ESGや営業視点からの意見を反映させる観点より、同委員にサステナビリティ推進部長及び営業本部長を加えました。また、投資実行前後のプロセス及び事業会社経営陣の評価／任免・報酬・サクセッションについてのプレイブックの策定及び更新を継続して行っています。加えて、投資における価値向上実現へのコミットメントを強化するべく、投資パフォーマンスに連動した報酬制度を導入しています。 ■災害対策の推進等を担う災害・安全対策推進部が中心となり、月1度の頻度の災害・安全対策推進情報連絡会の開催など、各種災害対策、安全推進施策を行っています。大規模震災に備えた本社参集型及びフルリモート型双方の緊急対策本部訓練を実施しました。また、国内組織におけるオールハザード型BCPの整備を推進しました。新型コロナウイルス感染症対応としては、東京本社や国内外の拠点において、出社、出張や会食の制限等のグループ役職員における感染防止策、緊急医療対応の実効性確認・維持などの安全対策を実施しました。 ■「内部監査部」を設置し、内部監査部が実施した内部監査結果を社長執行役員及び取締役会に報告しています。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
●取締役の人数を、取締役会において十分な議論及び迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる人数とすること ●社外取締役の複数名選任による多様な視点からの意思決定及び監督機能の強化 ●業務執行の責任と権限明確化及び取締役会の監督機能強化を目的とした執行役員制度の導入 ●取締役の任期：1年 ●取締役会長及び社長執行役員の任期：原則6年以下 ●取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会（過半数は社外取締役）」の設置 ●意思決定機関としての「経営会議」、諮問機関としての各種委員会及び情報交換のための各種会議体の設置 ●中期経営計画策定や予算の編成及び業績管理制度の導入 ●取締役会要付議事項及び重要事項決裁権限の明文化	■取締役の人数は、取締役会において多様な提言を行い十分な議論を尽くすことができる人数（11名）となっており、迅速かつ適切な意思決定及び監督機能の強化を図っています。 ■取締役の任期は1年となっており、取締役会長及び社長執行役員の任期は6年を超えていません。 ■取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」では、社外取締役が委員長を務めており、社長・会長の選解任の方針・手続き、社長の選解任、取締役・監査役の指名基準と候補者の指名、経営会議構成員の選任、取締役及び執行役員の報酬・賞与の体系・水準、並びに監査役の報酬枠及び顧問制度について、取締役会に答申を行っています。 ■意思決定機関としての「経営会議」のほか、議論・情報共有の場として各種会議体を設置するとともに、「経営会議」の諮問機関として「全社経営戦略推進サポート委員会」、「グローバルイノベーション推進委員会」、「全社投融資委員会」等の委員会を設置しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
	■経営における戦略議論をより深め、それに基づく適切な経営資源配分とPDCAサイクルの着実な実行を促進すべく、当社の事業部門に属する各部署をStrategic Business Unitという単位に再編成し、それぞれのStrategic Business Unitごとに事業経営の戦略フォーマットを作成し、社内の戦略会議を通じて議論し、議論の結果をフォローアップする仕組みを導入しています。 ■「取締役会規程」等の社内ルールにおいて取締役会への付議事項を定め、役職ごとの職責や重要事項に関する決裁権限を定めています。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	
●法と規則の遵守を含む「住友商事グループの経営理念・行動指針」を通じた、当社グループとして遵守すべき価値観の共有及び体制整備の指導 ●子会社その他連結対象会社における「経営上の重要事項」についての当社宛手続きの制定及び当社から派遣した監査役等を通じた子会社その他連結対象会社の管理 ●子会社その他連結対象会社における内部統制の実施支援並びにリスク管理に関する枠組みの構築及び改善支援 ●当社が経営主体となる子会社その他連結対象会社を内部監査の対象とする旨の社内ルールの制定 ●月次ベースでの連結業績の把握及び管理	■当社グループ内で「住友商事グループの経営理念・行動指針」を周知徹底し、各種対象者別研修を実施するなど啓発・教育に取り組んでいます。 ■当社の連結対象会社ごとに定める「経営上の重要事項」について、従前採用していた「打合せ・同意」方式に替わり、連結対象会社の機関決定を最終目標として連結対象会社・当社間で重要決議事項に関し事前に協議、擦り合わせる「機関決定」方式を導入し、その浸透のための諸施策を実施しました。 ■当社子会社向けの内部統制に関する教育・啓発活動、リスクマネジメント研修への子会社社員の参加、「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」についての研修・説明会・eラーニング教材を通じた周知、子会社用モデル規程集の提供や「スピーク・アップ制度」導入推進等を通じて子会社その他連結対象会社を支援しています。 ■子会社の内部統制の構築・運用・評価・改善のために整備・運用すべき基礎的な事項 (Basic Elements) を定め、当該事項に関する当社と子会社との間の定期的な対話を通じて、子会社における内部統制システムを評価し、課題を特定し、改善することを支援するBasic Elementsプロジェクトを推進しています。また、対話事例の紹介及びコロナ禍等の外部環境の変化も踏まえた重要リスクに関する研修を実施しました。 ■内部監査の対象となる子会社その他連結対象会社の監査結果は社長執行役員及び取締役会に報告しています。
6. 監査役の職務を補助する使用人に関する事項	
●監査役の補佐組織である「監査役業務部」の設置及び専任スタッフ若干名の配置 ●「監査役業務部」に対する指示者及び「監査役業務部」の職責の明文化（「監査役業務部」が監査役の補佐を行う組織であることの明確化） ●監査役による「監査役業務部」の人事評価の実施及びその人事異動の際の監査役との事前協議の実施	■「監査役業務部」では、専任スタッフを若干名置いています。 ■社内規則において、監査役業務部長の指示者が監査役であること、「監査役業務部」の所管業務が監査役の職務の補佐業務であることを明文化しています。 ■監査役業務部長の人事評価については、監査役会が指名する監査役が行っており、その人事異動については、監査役会が指名する監査役と事前に協議を行い、監査役の同意を得て実施しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
7. 監査役への報告に関する体制	
●監査役が「経営会議」を含む全ての会議に出席できる体制の整備 ●当社、子会社その他連結対象会社に係る業務執行に関する重要書類の監査役への回付、役職員から監査役への報告・説明 ●上記の報告をした者及び「スピーク・アップ制度」による連絡をした者が当該報告・連絡を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の整備	■社内規則に基づき、監査役は、取締役会のほか、「経営会議」、「全社投融資委員会」、「内部統制委員会」、「サステナビリティ推進委員会」、「コンプライアンス委員会」等の重要な会議に出席しています。 ■監査役からの要請により業務執行に関する重要書類の回付を行っているほか、監査役の求めに応じて各組織及び各社の事業について役職員から報告・説明を行っています。 ■監査役に対して上記の報告をした者が当該報告を理由に不利な取扱いを受けることのないようにしています。また、「スピーク・アップ制度」による連絡をした者が不利な取扱いを受けないこと及び禁止される不利益な取扱いが行われていると考えられる場合にはスピーク・アップ受付窓口に申し出ることができることを社内ルール上明記しています。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
●社外監査役に法律や会計等の専門家を登用 ●内部監査計画・結果の監査役への報告など、効率的な監査に資するための「内部監査部」と監査役との緊密な連携の維持 ●監査活動の効率化と質的向上を目的とした監査役と会計監査人との情報交換の実施 ●当社監査役と当社子会社の監査役等との情報交換の実施 ●監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理方法の明確化	■「内部監査部」は、事業年度開始前に内部監査計画を監査役に提出し、内部監査の結果については逐次監査役と共有し、緊密に意見交換をしています。また、会計監査人への定期的な監査結果の共有も実施しています。 ■監査役は、会計監査人との定例会を実施しています。 ■監査役は、子会社常勤監査役を集めた情報連絡会のほか、子会社ごとの常勤監査役とのミーティングなどを年に複数回開催し、事業会社の常勤監査役との意見交換及び情報交換を実施しました。 ■監査役の職務の執行について生じる費用又は債務については、予算案の策定や執行状況の管理を含め、社内ルールに従って処理しています。

（備考）事業報告の億円単位及び百万円単位の記載金額は、それぞれ単位未満を四捨五入しています。また、千株単位の株式数は、単位未満を切り捨てています。

連結計算書類

連結持分変動計算書 [国際会計基準により作成]

(単位：百万円)

第154期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)								
科 目	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計
	資本金 －普通株式	資本剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素	利益剰余金	合計		
2021年4月1日残高	219,781	251,781	△ 2,063	187,041	1,871,411	2,527,951	167,599	2,695,550
当期利益					463,694	463,694	20,873	484,567
その他の包括利益				301,636		301,636	5,062	306,698
当期包括利益						765,330	25,935	791,265
所有者との取引額：								
株式報酬取引	113	113				226		226
非支配持分の取得及び処分		3,967				3,967	643	4,610
自己株式の取得及び処分			192			192		192
親会社の所有者への配当					△ 99,985	△ 99,985		△ 99,985
非支配持分株主への配当							△ 10,708	△ 10,708
その他		135				135		135
利益剰余金への振替				△ 34,541	34,541	－		－
2022年3月31日残高	219,894	255,996	△ 1,871	454,136	2,269,661	3,197,816	183,469	3,381,285

第153期 (ご参考) (2020年4月1日から2021年3月31日まで)								
科 目	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計
	資本金 －普通株式	資本剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素	利益剰余金	合計		
2020年4月1日残高	219,613	256,966	△ 2,276	△ 4,054	2,073,884	2,544,133	148,454	2,692,587
当期利益又は損失 (△)					△ 153,067	△ 153,067	18,583	△ 134,484
その他の包括利益				229,150		229,150	6,479	235,629
当期包括利益						76,083	25,062	101,145
所有者との取引額：								
株式報酬取引	168	168				336		336
非支配持分の取得及び処分		△ 5,318				△ 5,318	4,538	△ 780
自己株式の取得及び処分			213			213		213
親会社の所有者への配当					△ 87,461	△ 87,461		△ 87,461
非支配持分株主への配当							△ 10,455	△ 10,455
その他		△ 35				△ 35		△ 35
利益剰余金への振替				△ 38,055	38,055	－		－
2021年3月31日残高	219,781	251,781	△ 2,063	187,041	1,871,411	2,527,951	167,599	2,695,550

連結注記表 (第 154 期)

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第 120 条第 1 項の規定により、国際会計基準 (以下「IFRS」という。) に準拠して作成しています。
なお、同項後段の規定により、IFRS により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 637 社

主要な連結子会社の名称

	会社名
連結子会社	米州住友商事会社 SCSK 株式会社

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称

持分法適用会社の数 256 社

主要な持分法適用会社の名称

	会社名
持分法適用会社	三井住友ファイナンス & リース株式会社 JCOM 株式会社

(注 1) Ambatovy Minerals S.A. と Dynatec Madagascar S.A. については、50% 超の議決権を所有していますが、共同支配企業であるため持分法を適用しています。

(注 2) 株式会社ジュビターテレコムは、2021 年 7 月 1 日付で社名を JCOM 株式会社に変更しています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産の評価基準及び評価方法

償却原価で測定される金融資産

公正価値 (直接帰属する取引費用も含む。) で当初認識しています。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及びその他の債権については取引価格で当初認識しています。

当初認識後、帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を控除しています。

FVTOCI の負債性金融資産

公正価値 (直接帰属する取引費用も含む。) で当初認識しています。

当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「FVTOCI の金融資産」として、その他の資本の構成要素に含めています。

FVTOCI の負債性金融資産の認識を中止した場合、その他の資本の構成要素の残高を当期利益又は損失に振り替えています。

FVTPL の金融資産

資本性金融商品を除く金融資産で、償却原価で測定する区分及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の要件を満たさないものは、公正価値で測定しその変動を当期利益又は損失で認識しています。

資本性金融商品は公正価値で測定しその変動を当期利益又は損失で認識しています。ただし、当社が当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に計上するという選択 (撤回不能) を行う場合はこの限りではありません。

FVTPL の金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に当期利益又は損失で認識しています。

FVTOCIの資本性金融資産

公正価値（直接帰属する取引費用も含む。）で当初認識しています。

当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「FVTOCIの金融資産」として、その他の資本の構成要素に含めています。FVTOCIの資本性金融資産の認識を中止した場合又は取得原価に比し公正価値の著しい下落が一時的ではない場合、その他の資本の構成要素の残高は直接利益剰余金に振り替え、当期利益又は損失として認識していません。

ただし、FVTOCIの資本性金融資産からの配当金については金融収益の一部として当期利益又は損失で認識しています。

減損

償却原価で測定する金融資産、リース債権、契約資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して損失評価引当金を認識しています。

期末日時点で金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合、期末日後12か月以内に生じうる債務不履行から生じる予想信用損失に基づき測定しています。

一方、期末日時点で信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたって生じうる全ての債務不履行から生じる予想信用損失を基に測定しています。

ただし、重大な金利要素を含んでいない営業債権等については、いずれの場合においても常に全期間の予想信用損失に基づき測定しています。

信用リスクの変動及び予想信用損失の算定に当たっては、主に当社独自の信用格付けであるSumisho Credit Rating (SCR)を用いています。これには、債務者の過去の貸倒実績、現在の財務状態及び合理的に利用可能な将来予測情報等が含まれています。

信用減損の証拠については、債務者の重大な財政的困難や期日経過を含む契約違反等の事象を用いて判断しています。

また、報告日時点で信用減損の証拠がある金融資産については、担保や保証等を含め債務者の個別の状況を総合的に評価したうえで個別に予想信用損失を測定しています。なお、金融資産の全部又は一部が回収できないと合理的に判断される場合は、当該金融資産の帳簿価額を直接減額しています。

②非金融資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い額で測定しています。

正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。

なお、短期的な価格変動により利益を獲得する目的で取得した棚卸資産については、売却費用控除後の公正価値で測定し、公正価値の変動を当期利益又は損失で認識しています。

短期的な価格変動により利益を獲得する目的以外で取得した棚卸資産については、個々の棚卸資産に代替性がない場合、個別法に基づき算定し、個々の棚卸資産に代替性がある場合、主に移動平均法に基づいて算定しています。

有形固定資産及び投資不動産

取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

無形資産

取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

減損

棚卸資産、生物資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっています。のれん及び耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積もっています。

(2) 売却目的で保有する非流動資産の処理方法

非流動資産又は処分グループの帳簿価額が継続的使用ではなく主に売却取引により回収される場合は、当該資産又は処分グループを売却目的保有に分類し、流動資産に振り替えています。

売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループは、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しています。

(3) 資産の償却の方法

①有形固定資産

建物及び附属設備、機械設備	主として定額法
鉱業権	生産高比例法

②無形資産（のれんを除く）

定額法

③投資不動産

主として定額法

(4) リース取引の処理方法

契約時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しています。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しています。契約がリースであるか又はリースを含んでいる場合、開始日において使用権資産及びリース負債を連結財政状態計算書に計上しています。リース期間が12か月以内に終了する短期リースに係るリース料は、リース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

使用権資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。取得原価は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト及び前払リース料等を調整しています。

使用権資産は、リース期間にわたり定期的に減価償却を行っています。

リース負債は、支払われていないリース料の現在価値で測定しています。リース料は、リース負債残高に対して毎期一定の率の金利を生じさせるよう、金融費用とリース負債残高の返済部分とに配分しています。

金融費用は、連結包括利益計算書上、減価償却費と区分して表示しています。

(5) 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社が、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、その債務の金額が合理的に見積り可能である場合に認識しています。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割引は金融費用として認識しています。

(6) 確定給付年金制度の処理方法

確定給付年金制度に関連する当社の純債務は、制度ごとに区別して、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積もり、当該金額を現在価値に割り引き、制度資産の公正価値を差し引くことによって算定しています。

年金制度が改定された場合、従業員による過去の勤務に関連する給付金の増減部分は、即時に当期利益又は損失で認識しています。確定給付負債（資産）の純額の再測定をその他の包括利益で認識し、即時にその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。

(7) ヘッジ会計を含むデリバティブの処理方法

当初のヘッジ指定時点において、当社は、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスク管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質及びヘッジ関係の有効性の評価方法、有効性及び非有効性の測定方法並びに非有効部分の発生原因の分析を文書化しています。

ヘッジ関係の開始時及び継続期間中にわたって、ヘッジ手段の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ対象の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動と高い相殺関係があるかどうかを確認するために、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致しているか若しくは密接に合致しているかどうかの定性的な評価、又はヘッジ対象とヘッジ手段の価値が同一のリスクによ

り価格変動が相殺しあう関係にあることの定量的評価を通じて、ヘッジ対象とヘッジ手段の間の経済的関係の存在を確認しています。

予定取引に対してキャッシュ・フロー・ヘッジを適用するためには、当該予定取引の発生可能性が非常に高い必要があります。

デリバティブは公正価値で当初認識し、関連する取引費用は発生時に当期利益又は損失として認識しています。

当初認識後は、デリバティブは公正価値で測定し、その変動は以下のように会計処理しています。

①公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動は当期利益又は損失として認識しています。

ヘッジ対象の帳簿価額は公正価値で測定し、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、その変動を当期利益又は損失で認識しています。

②キャッシュ・フロー・ヘッジ

デリバティブを、認識済み資産・負債、当期利益又は損失に影響を与え得る発生可能性の非常に高い予定取引に関連する特定のリスクに起因するキャッシュ・フローの変動をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」として、その他の資本の構成要素に含めています。キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが当期利益又は損失に影響を及ぼす期間と同一期間において、連結包括利益計算書においてその他の包括利益から控除し、ヘッジ対象と同一の項目で当期利益又は損失に振り替えられています。

デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に当期利益又は損失で認識しています。

③在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ手段として指定されている金融商品の再換算により発生した換算差額は、ヘッジが有効な範囲においてその他の包括利益で認識し、「在外営業活動体の換算差額」として、その他の資本の構成要素に含めています。

(8) 収益の計上基準

通常の商取引において提供される商品の販売、サービス及びその他の販売に係る収益(リース取引及び金融商品取引を除く。)を以下の5ステップアプローチに基づき、認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

収益の主要な区分におけるそれぞれの主な履行義務の内容、履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりです。

①商品販売に係る収益

商品販売による収益には、卸売、小売、製造・加工を通じた商品の販売及び不動産の開発販売などが含まれています。

当社は、これらの収益を個々の契約内容に応じ、引渡、出荷又は検収時点など、約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足した時に認識しています。

顧客による検収条件は、契約内容や顧客との取り決めにより定められるものであり、事前に取り決めた仕様を満たさない場合には、最終的な検収終了まで収益は繰り延べられることとなります。

当社は原則として、販売した商品に欠陥等がない限り返品を受け付けないこととしています。

当社が技術提供、資材調達、建設工事を請負う電力発電所の建設事業や、顧客仕様のソフトウェアの開発請負事業などの長期請負工事契約については、一定の条件を満たす場合、収益と原価を一定期間にわたり履行義務が充足されることによって認識しています。

履行義務が充足される進捗度は、工事契約等に必要な見積総原価に対する、現在までにかかった工事原価の割合に基づいて算定しています。当初の収益の見積り又は完成までの進捗状況に変更が生じる可能性がある場合、見積りの見直しを行っています。

② サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益には、ソフトウェアに関連するサービス、賃貸用不動産及び船舶などの貸付金並びにファイナンス・リース及びオペレーティング・リースなどが含まれています。

ソフトウェアに関連するサービスのうち、保守管理に係る収益は、保守管理契約期間にわたって認識する場合と、実際のサービスの提供に応じて認識する場合とがあります。

船舶などの貸付金に係る収益は、実効金利法に基づき認識しています。

ファイナンス・リースに係る収益は、リースの計算利率に基づき認識しています。

オペレーティング・リースに係る収益は、連結包括利益計算書にリース期間にわたり、定額法で認識しています。

収益の本人代理人の判定に関する基準は以下のとおりです。

当社は、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引における収益を報告するにあたり、収益を顧客から受け取る対価の総額（グロス）で認識するか、又は顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する手数料その他の支払額を差し引いた純額（ネット）で認識するかを判断しています。ただし、グロス又はネット、いずれの方法で認識した場合でも、売上総利益及び当期利益又は損失に影響はありません。

収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財又はサービスを顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務（すなわち、「本人」）に該当するか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち、「代理人」）に該当するかを基準としています。当社が「本人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて収益をグロスで認識しています。当社が「代理人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬又は手数料の金額にて収益をネットで認識しています。

(9) 消費税等の会計処理

税抜方式

表示方法の変更に関する事項

その他の非流動資産の新設

連結財政状態計算書において、当連結会計年度より、表示の明瞭性を高めるため、新たにその他の非流動資産を表示しています。これに伴い、前連結会計年度末の連結財政状態計算書において表示していた長期前払費用は、当連結会計年度末よりその他の非流動資産に含めて表示しています。

(ご参考)

前連結会計年度における長期前払費用 39,493 百万円

ヘッジ・コストの表示方法の変更

キャッシュ・フロー・ヘッジ目的で保有する通貨金利スワップについて、通貨ベース・スプレッド部分をヘッジ指定から除外し、ヘッジ・コストとして処理しています。当該ヘッジ・コストの表示方法は、従来、連結包括利益計算書において、キャッシュ・フロー・ヘッジに含めて表示していましたが、金額的重要性が増したことから、当連結会計年度よりヘッジ・コスト（当連結会計年度 △ 2,209 百万円）として表示しています。

(ご参考)

前連結会計年度におけるヘッジ・コスト 2,654 百万円

リース負債による支出の表示方法の変更

リース負債による支出の表示方法は、従来、(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書において、財務活動によるキャッシュ・フローの長期借入債務による支出に含めて表示していましたが、表示の明瞭性を高めるため、当連結会計年度よりリース負債による支出(当連結会計年度 △68,365百万円)として表示しています。

(ご参考)

前連結会計年度におけるリース負債による支出 △62,586百万円

会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

持分法で会計処理されている投資	2,356,984百万円
無形資産	254,966百万円

持分法で会計処理されている投資については、帳簿価額の回収可能性を損なうと考えられる企業環境の変化や経済事象が発生した場合には、減損テストを行っています。

また、無形資産に含まれるのれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、少なくとも年1回の減損テストを行っています。

減損テスト時には、資産の回収可能価額を見積っています。資産又は資金生成単位の回収可能価額は使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としています。回収可能価額の算定にあたり、過去の実績や事業計画及び割引率といった仮定を前提として見積りを行っています。これらの見積りは、事業戦略の変更や、市場環境の変化により、重要な影響を受ける可能性があり、計画した将来キャッシュ・フロー等の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類において減損損失が生じる可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する事項

当連結会計年度における重要な会計上の見積りの変更は「連結包括利益計算書に関する事項」における「減損損失等」及び「その他の損益」に記載しています。

連結財政状態計算書に関する事項

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

種類	期末残高
現金及び預金	29,159 百万円
営業債権及びその他の債権	296,186 百万円
棚卸資産	5,721 百万円
売却目的保有資産	10,822 百万円
有価証券及び投資	197,819 百万円
有形固定資産	6,541 百万円
無形資産	23 百万円
投資不動産	2,636 百万円
その他(注1)	214,441 百万円
合計	763,348 百万円

(注1) 主にデリバティブ取引に係る差入保証金及び賃貸物件に係る敷金です。

(2) 担保に係る債務

社債及び借入金等	305,614 百万円
合計	305,614 百万円

2. 営業債権及びその他の債権から直接控除した貸倒引当金 56,057 百万円

3. その他の流動資産に含まれる未収法人税等 23,470 百万円

4. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 1,114,205 百万円

5. 投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額 109,049 百万円

6. 保証債務

	期末残高
関連会社の債務に対する保証	52,198 百万円
その他の債務に対する保証	69,446 百万円
合計	121,644 百万円

連結包括利益計算書に関する事項

減損損失等

当連結会計年度の減損損失等のうち、重要なものは以下のとおりです。

当社の100%子会社であるSummit Ambatovy Mineral Resources Investment B.V.を通じて54.17%を出資しているマダガスカルにおけるニッケル採掘事業会社であるAmbatovy Minerals S.A.及びニッケル精練会社であるDynatec Madagascar S.A. (以下両社を称して「プロジェクト会社」という。))において、プロジェクトファイナンスレンダーとの間でローンの返済条件の見直しについて合意しました。本返済条件の見直しに伴い、金融負債を公正価値で評価した結果、当第1四半期にプロジェクト会社において金融負債の評価益を計上しています。当該評価益の計上に伴う、プロジェクト会社に対する投資の帳簿価額の増加は、将来のキャッシュ・イン・フローに寄与するものではないことから、回収可能性の観点より、当該評価益のうち持分相当額をプロジェクト会社に対する投資の減額として認識しています。この結果、当社連結決算において、本金融負債の評価による業績への影響はありません。

なお、上記のほか、プロジェクト会社において債務リストラに伴う利益を計上しています。この結果、当社連結決算において、プロジェクト会社に対する投資につき、14,409百万円の利益を連結包括利益計算書の「持分法による投資損益」に計上しています。

当社の100%子会社である米州住友商事会社を通じて20%を間接的に出資している米国製薬事業会社Upsher-Smith Laboratories, LLCにおいて、取り扱い商品に対する競合他社の参入等の経営環境の変化を踏まえ、将来の事業計画の見直しを行った結果、当社グループが保有する投資につき、15,125百万円の減損損失を連結包括利益計算書の「持分法による投資損益」に計上しています。

(ご参考)

前連結会計年度の減損損失等のうち、重要なものは以下のとおりです。

マダガスカルニッケル事業	84,810百万円
豪州石炭火力発電事業	26,301百万円
インドネシア自動車金融事業	15,032百万円
欧米州青果事業	41,050百万円
アラブ首長国連邦における発電・造水事業	10,140百万円

減損損失等は、豪州石炭火力発電事業については、連結包括利益計算書の「持分法による投資損益」及び「その他の損益」、マダガスカルニッケル事業、インドネシア自動車金融事業及びアラブ首長国連邦における発電・造水事業については、連結包括利益計算書の「持分法による投資損益」、欧米州青果事業については、連結包括利益計算書の「固定資産評価損」に計上しています。

その他の損益

当社は、当社の100%子会社であるSC Sierra Gorda Finance B.V.経由、チリ共和国において運営しているシエラゴルダ銅鉱山運営会社(以下「運営会社」という。))に対して株主融資を行っています。運営会社に対する株主融資について、毎期、運営会社における最新の事業計画に基づき、回収可能性を評価していますが、銅の中・長期価格見通しを踏まえ、運営会社の事業計画の見直しを行った結果、32,779百万円の評価益を連結包括利益計算書の「その他の損益」に計上しています。

なお、2022年2月22日付でSC Sierra Gorda Finance B.V.に対する当社の全保有持分を、豪州を中心に事業を展開するSouth32 Limitedに対して譲渡しています。

連結持分変動計算書に関する事項

1. 発行済株式数（普通株式）

1,251,404,367 株

当期末時点の発行済株式数は、業績連動型株式報酬としての新株発行により 150,500 株増加しています。

2. 第 154 期中に行った剰余金の配当に関する事項

2021 年 6 月 18 日開催の株主総会において、次のとおり期末配当を決議しました。

配当金の総額	43,739,838,100 円
1 株当たりの配当額	35 円
基準日	2021 年 3 月 31 日
効力発生日	2021 年 6 月 21 日

2021 年 11 月 4 日開催の取締役会において、次のとおり中間配当を決議しました。

配当金の総額	56,245,217,805 円
1 株当たりの配当額	45 円
基準日	2021 年 9 月 30 日
効力発生日	2021 年 12 月 1 日

3. 第 154 期の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2022 年 6 月 24 日開催の株主総会において、次のとおり期末配当を付議します。

配当金の総額	81,250,299,845 円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たりの配当額	65 円
基準日	2022 年 3 月 31 日
効力発生日	2022 年 6 月 27 日

4. 定時株主総会又は取締役会決議による新株予約権の目的となる株式数

2006年6月23日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	2,000株
2007年6月22日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	4,900株
2008年6月20日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	3,900株
2009年6月19日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	17,400株
2010年6月22日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	28,100株
2011年6月24日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	30,300株
2012年6月22日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	60,500株
2013年6月21日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	61,800株
2014年7月31日開催 取締役会 (株式報酬型ストック・オプション)	79,400株
2015年7月30日開催 取締役会 (株式報酬型ストック・オプション)	81,900株
2016年8月1日開催 取締役会 (株式報酬型ストック・オプション)	135,400株
2017年7月28日開催 取締役会	42,000株
2017年7月28日開催 取締役会 (株式報酬型ストック・オプション)	115,400株
合計	663,000株

なお、合計のうち 217,900 株については、当期末において権利行使期間の初日が到来していません。

金融商品に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項

当社の財務運営の方針・目的は、中長期にわたり安定的な資金調達を行うこと及び十分な流動性を保持することです。有価証券及びその他の投資は主として金融機関や取引先が発行する株式等への戦略的な投資です。これらの株式投資には株価変動リスクが伴いますが、当社は四半期ごとに公正価値で評価を行っています。営業債権及びその他の債権は取引先に対する売掛金・貸付金等であり、これに係る信用リスクは、マネジメントにより承認されたクレジットライン及び内部格付制度に基づく取引先等の信用力の定期的なモニタリングを通じて管理しています。また、信用リスクが顕在化した場合に備え、少なくとも四半期ごとにこれら債権の回収可能性の評価に基づき、貸倒引当金を設定しています。

当社は国際的に営業活動を行っており、為替、金利及び商品価格の変動リスクに晒されています。当社が取り組んでいるデリバティブは、主にこれらのリスクを軽減するための為替予約、通貨スワップ、金利スワップ及び商品先物取引などです。当社は為替変動リスク、金利変動リスク及び商品価格変動リスクの変化を継続的に監視すること並びにヘッジ機会を検討することによって、これらのリスクを評価しています。当社はトレーディング目的のための商品デリバティブ取引を行っています。

当社では、金融市場の混乱等いくつかの有事シナリオを想定し、流動性リスクを監視しています。必要となる流動性については、営業活動によるキャッシュ・フローや金融機関からの借入等により調達した資金を、信用力の高い金融機関に預金として確保しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における帳簿価額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりです。

償却原価で測定される金融商品 (単位：百万円)			
	帳簿価額	公正価値	差額
資産：			
有価証券及びその他の投資	6,369	6,369	—
営業債権及びその他の債権	1,753,747	1,766,632	12,885
負債：			
社債及び借入金	3,021,374	3,042,379	21,005
営業債務及びその他の債務	1,373,400	1,373,696	296

公正価値で測定される金融商品 (単位：百万円)			
	帳簿価額	公正価値	差額
資産：			
有価証券及びその他の投資	412,606	412,606	—
営業債権及びその他の債権	84,056	84,056	—
その他の金融資産	455,307	455,307	—
負債：			
営業債務及びその他の債務	289,731	289,731	—
その他の金融負債	387,949	387,949	—

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1—活発な市場における同一資産・負債の市場価格

レベル2—直接又は間接的に観察可能な、公表価格以外の価格で構成されたインプット

レベル3—観察不能な価格を含むインプット

公正価値の測定に使用される公正価値の階層のレベルは、公正価値の測定の重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定しています。

金融商品のレベルごとの公正価値 (単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
有価証券及びその他の投資	254,375	—	158,231	412,606
営業債権及びその他の債権	—	84,056	—	84,056
その他の金融資産				
ヘッジに指定されたデリバティブ	—	93,423	—	93,423
ヘッジに指定されないデリバティブ	16,887	370,041	—	386,928
負債：				
営業債務及びその他の債務	—	289,731	—	289,731
その他の金融負債				
ヘッジに指定されたデリバティブ	—	28,278	—	28,278
ヘッジに指定されないデリバティブ	14,566	376,158	—	390,724

その他の金融資産及びその他の金融負債記載額と連結財政状態計算書残高との相違は、非支配持分株主に対するプット・オプション付与に係る金融負債及びデリバティブ債権・債務及び預託金との相殺等によるものです。連結財政状態計算書におけるその他の金融資産及びその他の金融負債のうち、強制可能なマスターネットティング契約又は類似の契約の対象である金額は100,253百万円です。

経常的にレベル3で測定される金融商品の当期首から当期末までの変動は次のとおりです。 (単位：百万円)

	FVTPLの金融資産	FVTOCIの金融資産	その他の金融資産及び その他の金融負債 (△) (純額)
期首残高	29,286	108,739	2
購入	4,828	5,913	—
包括利益			
当期利益 (注1)	4,464	—	△ 5
その他の包括利益 (注2)	2,414	6,375	—
売却	△ 900	△ 4,653	—
決済	△ 1,074	△ 1,624	3
その他 (注3)	803	3,660	—
期末残高	39,821	118,410	—
当期末に保有する金融商品に関し、当期利益として認識された 利得又は損失 (△) (純額)	5,432	—	—

(注1) 連結包括利益計算書の「商品販売に係る収益」、「商品販売に係る原価」及び「有価証券損益」に含まれています。

(注2) 為替相場の変動による影響 (在外営業活動体の換算差額に含まれるもの) を含めています。

(注3) 連結範囲の異動による影響を含めています。

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しています。

金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いています。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割り引く方法又はその他の適切な評価方法により見積もっています。

(1) 現金及び現金同等物、定期預金、有価証券

満期までの期間が短期であるため帳簿価額と公正価値はほぼ同額です。

(2) その他の投資

市場性のある有価証券の公正価値は市場価格を用いて見積もっています。

非上場普通株式は、割引将来キャッシュ・フロー、収益、利益性及び純資産に基づく評価モデル、類似業種比較法並びにその他の評価方法により、公正価値を算定しています。

(3) 営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる変動金利付貸付金等を除く当該債権債務の公正価値については、同程度の信用格付を有する貸付先又は顧客に対して、同一の残存期間で同条件の貸付又は信用供与を行う場合の金利を用いて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法により見積もっています。

(4) 社債及び借入金

帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務を除く社債及び借入金の公正価値については、同一の残存期間で同条件の借入を行う場合の金利を用いて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法により見積もっています。

(5) その他の金融資産、その他の金融負債

金利スワップ、通貨スワップ及び通貨オプションの公正価値については、ブローカーによる提示相場や、利用可能な情報に基づく適切な評価方法により見積もっています。為替予約の公正価値については、同様の条件により行う為替予約の市場価格に基づき見積もっています。金利先物取引・債券先物取引、商品先物、先渡し及びスワップ取引の公正価値については、市場価格等を用いて見積もっています。

投資不動産に関する事項

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しています。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

帳簿価額	公正価値
339,336	392,033

(注1) 帳簿価額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計年度末の公正価値は、投資不動産の所在する地域及び反映される不動産の種類に関する最近の鑑定経験を有し、かつ不動産鑑定士等の公認された適切な専門家としての資格を有する独立的鑑定人による評価に基づいています。その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいています。

収益認識に関する事項

(1) 収益の分解情報

当社は、6つの業種に基づくセグメント（事業部門）により事業活動を行っています。
顧客との契約から生じる収益のセグメント別の分解情報は以下のとおりです。
当期（2022年3月期）

（単位：百万円）

	金属	輸送機・ 建機	インフラ	メディア・ デジタル	生活・ 不動産	資源・ 化学品	計	消去又は 全社	連結
収益	1,056,058	894,124	524,605	418,527	979,185	1,526,106	5,398,605	96,410	5,495,015

(2) 契約残高

① 契約資産

当社が通常の営業活動において、顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件が付されているものを、契約資産として表示しています。
契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当期中における契約資産の変動の主な要因は、インフラ事業における長期請負工事契約の履行義務の充足によるものです。

② 契約負債

当社が通常の営業活動において、財又はサービスを移転する義務のうち、顧客から対価を受け取っている、又は対価の期限が到来しているものを契約負債として表示しています。当期中において契約負債の残高に重大な変動はありません。また、当期首現在の契約負債残高のうち当期中に収益として認識していない金額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は通常の営業活動において、一部の取引に関して長期販売契約を締結しています。当該契約にかかる当社の履行義務のうち、未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は、当期末時点で2,612,782百万円です。
当該履行義務には、エネルギー事業における長期売買契約やインフラ事業における長期請負工事契約等が含まれています。当期末時点において、これらの残存履行義務は最長で25年以内に充足されることを見込んでいます。
なお、当社は実務上の便法を適用しているため、この金額には履行義務が充足される予想期間を1年以内として締結している販売契約は含んでいません。
また、当該長期販売契約において約束された対価が変動性のある金額を含んでいる場合、変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めています。

1株当たり情報に関する事項

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	2,558円24銭
2. 1株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属）	370円79銭

重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

その他の事項

連結包括利益計算書の「持分法による投資損益」には、当社の持分法適用会社である三井住友ファイナンス&リース株式会社における航空機リース事業に関する損失の当社持分相当額50,232百万円が含まれています。これは、ロシアの航空会社向けにリースしている航空機資産について、適用される制裁措置を遵守しリース契約を解約した一方で、現状では航空機資産の返還が不透明であることを踏まえたものです。

（備考）連結決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。

計算書類

[単体] 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

第154期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)															
	株主資本									評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益			評価・ 換算 差額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計							
当期首残高	219,781	230,914	—	230,914	17,696	65,042	388,627	471,366	△ 2,062	919,999	117,776	14,748	132,524	827	1,053,351
当期変動額															
新株の発行	112	112		112						225					225
剰余金の配当							△ 99,985	△ 99,985		△ 99,985					△ 99,985
当期純利益							287,902	287,902		287,902					287,902
自己株式の取得									△ 4	△ 4					△ 4
自己株式の処分							△ 16	△ 16	196	180					180
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)										—	△ 8,997	△ 26,877	△ 35,874	△ 128	△ 36,002
当期変動額合計	112	112	—	112	—	—	187,900	187,900	192	188,318	△ 8,997	△ 26,877	△ 35,874	△ 128	152,315
当期末残高	219,893	231,027	—	231,027	17,696	65,042	576,528	659,267	△ 1,870	1,108,317	108,779	△ 12,129	96,649	699	1,205,666

第153期（ご参考）（2020年4月1日から2021年3月31日まで）															
	株主資本									評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益			評価・ 換算 差額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計							
当期首残高	219,612	230,746	8	230,754	17,696	65,042	601,672	684,411	△ 2,274	1,132,503	66,793	24,334	91,127	980	1,224,612
当期変動額															
新株の発行	168	168		168						336					336
剰余金の配当							△ 87,460	△ 87,460		△ 87,460					△ 87,460
当期純損失（△）							△ 125,560	△ 125,560		△ 125,560					△ 125,560
自己株式の取得									△ 4	△ 4					△ 4
自己株式の処分			△ 8	△ 8			△ 24	△ 24	216	184					184
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）										—	50,983	△ 9,586	41,396	△ 153	41,243
当期変動額合計	168	168	△ 8	160	—	—	△ 213,045	△ 213,045	212	△ 212,504	50,983	△ 9,586	41,396	△ 153	△ 171,261
当期末残高	219,781	230,914	—	230,914	17,696	65,042	388,627	471,366	△ 2,062	919,999	117,776	14,748	132,524	827	1,053,351

個別注記表 (第154期)
重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

賣買目的有價證券

滿期保有目的債券

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの

市場価格のない株式等

子会社株式及び関連会社株式

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

償却原価法

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時俣法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

トレーディング目的で保有する棚卸資産

移動平均法又は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

2007年3月31日以前に取得した有形固定資産

2007年4月1日以降に取得した有形固定資産

旧定額法

定額法

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については取引先の財務情報等を基に分類した社内の債権格付に基づき損失見込額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上することとしていますが、当期末においては年金資産の見込額を上回る退職給付債務は発生していないと認められるため、退職給付引当金は計上していません。

退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準を採用しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用計上しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により翌期から費用計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

収益の主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりです。

当社の主な履行義務には、卸売、加工等を通じた幅広い産業分野における商品の販売及び不動産の開発販売などが含まれます。当社は、これらの収益を個々の契約内容に応じ、引渡、出荷又は検収時点など、約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足した時に認識しています。

当社は原則として、販売した商品に欠陥等がない限り返品を受け付けないこととしています。

当社の主な履行義務が、技術提供、資材調達及び建設工事を請負う電力発電所の建設事業などの長期請負工事契約等である場合は、一定の条件を満たす場合、収益と原価を一定期間にわたり履行義務が充足されることによって認識しています。履行義務が充足される進捗度は、工事契約等に必要な見積総原価に対する、現在までにかかった工事原価の割合に基づいて算定しています。

収益の本人代理人の判定に関する基準は以下のとおりです。

当社は、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があります。

収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財又はサービスを顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務（すなわち、「本人」）に該当するか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち、「代理人」）に該当するかを基準としています。当社が「本人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて収益を総額で認識しています。当社が「代理人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬又は手数料の金額にて収益を純額で認識しています。

5. 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用処理しています。

6. ヘッジ会計の処理方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しています。

また、金利スワップのうち、その想定元本、利息の受払条件（利子率、利息の受払日等）及び契約期間がヘッジ対象とほぼ同一である場合には、特例処理を採用しています。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式

8. その他

連結納税制度を適用しています。

繰延税金資産及び繰延税金負債の額は、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいています。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると思込まれる金額で収益を認識することとしています。

また、当社における一部の取引について、従来は、総額で収益を認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等を適用したことに伴い、前期の貸借対照表において「流動資産」に表示していた「売掛金」の一部を当期より「契約資産」として表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」を当期より「契約負債」として表示しています。

また、当期より損益計算書の表示科目を「売上高」及び「売上原価」から「収益」及び「原価」に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。

この結果、当期の損益計算書における「収益」及び「原価」は従前の基準を適用していた場合の「売上高」及び「売上原価」と比べ、1,371,938 百万円減少しています。なお、損益計算書における営業損失、経常利益又は経常損失、税引前当期純利益又は税引前当期純損失及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しています。当該会計方針の変更による当期の計算書類への影響は軽微です。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当期に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌期に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式	1,744,970 百万円
関係会社出資金	424,811 百万円

市場価格のない株式等については、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、当期の損失として処理しています。実質価額については将来事業計画をもとに見積もる場合があります。当該見積りは、技術革新等を含む環境の変化や、パートナーの業績不振等によって影響を受ける可能性があり、計画した将来キャッシュ・フローの時期及び金額が見積りと異なった場合、翌期の計算書類において減損損失が生じる可能性があります。

貸借対照表に関する事項

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

種類	期末残高
建物	2,799 百万円
土地	354 百万円
無形固定資産	767 百万円
投資有価証券	16,920 百万円
関係会社株式	124,708 百万円
長期貸付金	1,053 百万円
その他(注2)	100,223 百万円
合計	246,824 百万円

(注1) 担保に供している資産には、関係会社の借入金等に対して担保提供を行った当社資産も含めています。

(注2) 主にデリバティブ取引に係る差入保証金及び賃貸物件に係る敷金です。

(2) 担保に係る債務

その他の流動負債等	50,450 百万円
合計	50,450 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

72,334 百万円

3. 保証債務

	期末残高
関係会社の債務に対する保証	458,895 百万円
その他の債務に対する保証	55,664 百万円
小計	514,559 百万円
関係会社の資金調達に係る経営指導念書	227,143 百万円
合計	741,702 百万円

4. 受取手形割引残高

22,030 百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	558,663 百万円	長期金銭債権	74,929 百万円
短期金銭債務	377,647 百万円	長期金銭債務	10,001 百万円

損益計算書に関する事項

1. 関係会社との営業取引高

販売(注1)	811,453百万円
仕入	406,796百万円

(注1) 損益計算書の「収益」は、一部の取引高を純額表示しています。

2. 関係会社との営業取引以外の取引高

297,337百万円

株主資本等変動計算書に関する事項

1. 発行済株式数(普通株式)

1,251,404,367株

当期末時点の発行済株式数は、業績連動型株式報酬としての新株発行により150,500株増加しています。

2. 自己株式数(普通株式)

当期首残高	1,544,207株
ストック・オプション権利行使による減少	△147,200株
単元未満株式の買取等による増加	2,747株
当期末残高	<u>1,399,754株</u>

税効果会計に関する事項

1. 繰延税金資産の発生主な原因

投資有価証券の評価損、貸倒引当金及び繰延ヘッジ損益等

2. 繰延税金負債の発生主な原因

その他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益等

関連当事者との取引に関する事項

属性	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	住友商事グローバル メタルズ株式会社	直接 100%	資金の貸付	資金の貸付(注1) 資金の回収 利息の受取(注1)	16,062 6,727 375	短期貸付金 長期貸付金	77,000 —
子会社	SUMMIT AMBATO VY MINERAL RESOURCES INVESTMENT BV	直接 100%	債務保証	債務保証(注2) 保証料の受取(注2)	51,444 699	— —	— —
子会社	SCMI LTD.	間接 100%	債務保証	債務保証(注2) 保証料の受取(注2)	53,706 96	— —	— —

取引条件及びその決定方針等

(注1) 金利条件については市場金利を勘案して決定しています。

(注2) 保証料率は被保証先の信用力等を勘案して決定しています。

1 株当たり情報に関する事項

1. 1 株当たり純資産額 963円97銭

2. 1 株当たり当期純利益 230円35銭

重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

(備考) 単体決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てています。